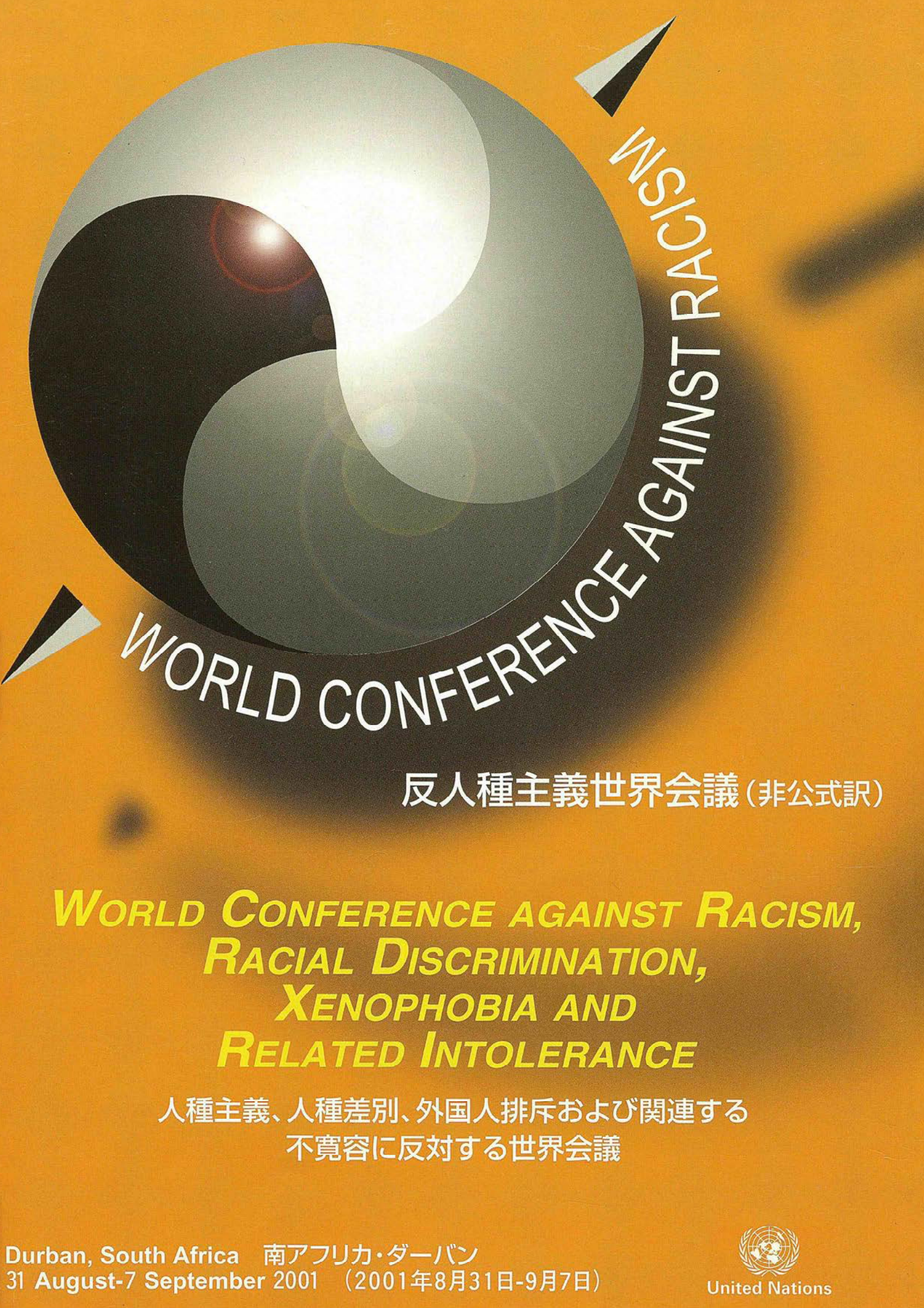

反人種主義世界会議（非公式訳）

WORLD CONFERENCE AGAINST RACISM, RACIAL DISCRIMINATION, XENOPHOBIA AND RELATED INTOLERANCE

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する
不寛容に反対する世界会議

Durban, South Africa　南アフリカ・ダーバン
31 August-7 September 2001　（2001年8月31日-9月7日）

United Nations

この冊子は国際連合広報センターと(財)人権教育啓発推進センターとの共同で製作しました。

反人種主義世界会議

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議

南アフリカ・ダーバン
2001年8月31日～9月7日

国際連合広報センター

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議

目　　次

あいさつ ……1

はじめに ……2

宣言 ……4

行動計画 ……27

＜記事資料＞

メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官、
反人種主義世界会議のロゴを発表（2001年2月23日）……66

メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官による記者会見（2001年8月30日）……69

スーザン・マークハム報道官の定例記者会見（2001年9月2日）……72

スーザン・マークハム報道官の定例記者会見（2001年9月5日）……74

スーザン・マークハム報道官の定例記者会見（2001年9月6日）……78

アリ・ホラム起草委員長の記者会見（2001年9月6日）……81

スーザン・マークハム報道官の定例記者会見（2001年9月7日）……83

ンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ反人種主義世界会議議長および
メアリー・ロビンソン事務局長による記者会見（2001年9月8日）……89

総括　差別と不寛容の根絶を呼びかけ反人種主義世界会議閉幕（2001年9月8日）……92

あいさつ

これらの文書は、2001年8月31日から9月8日にかけ、南アフリカのダーバンで開催された「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」で、国連加盟国が採択したものです。

文書は、重大な契機における懸命な努力の賜物です。3日後に米国で発生した恐ろしい同時多発テロ事件と、これを受けた恐怖と外国人排斥の広がりを考えれば、これら反人種主義文書の重要性はさらに高まったといえるでしょう。

文書は宣言と行動計画からなっています。宣言は、実際に行われた複雑なグローバル対話から生まれた公約を提示し、過去における人種差別の発現とその現代的形態に取り組むものです。行動計画は、国際社会がこれらの公約を果たしてゆくための道のりを描くとともに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に終止符を打ち、その今後の発生を予防するために講じるべき措置を示しています。

各国、国連、国内機関、政府間機関、非政府組織など、すべての関係者が活力と善意を持って取り組めば、この反人種主義課題は、世界中で人種差別と不寛容の犠牲となっている数百万人の人々の生活に新たな希望を与え、これを変えてゆくことができるでしょう。

メアリー・ロビンソン
国連人権高等弁務官
人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する
不寛容に反対する世界会議事務局長

はじめに

非差別という基準は、国際法の根本的原則として確立されてはいますが、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容が続いていることは明らかであり、より一層の決意、より一層の人間性、および、より一層の効率をもってこの問題に対処する新たな方法を探る必要性を物語っています。2001年8月31日から9月8日にかけて南アフリカのダーバンで開催された「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する国際会議」は、これまでの行動がどの点で不十分であったか、そして、人種主義のない公正で公平な社会を作るための取組みを強化できる領域と方法は何かという問題に、国際社会の思考を集中させる一助となりました。

世界会議では9日間にわたり、集中的でしばしば困難な交渉が行われました。しかし、克服すべき障害は多かったにもかかわらず、世界会議は最終的に、コンセンサスによる宣言と行動計画の採択にこぎつけました。

世界会議で採択された文書は、幅広い主題に取り組むものです。過去に関して採択された文言は歴史的な意味合いを有しています。世界会議は、奴隷制と奴隷貿易が人道に対する罪であり、かつ、常にそう見なされるべきであったことで合意しました。さらに、大西洋横断奴隷貿易を含め、奴隷制と奴隷貿易は特に犠牲者の本質の否定という点で、人類史上の恐るべき悲劇であることについても、合意が見られました。世界会議はまた、植民地主義が人種主義へとつながり、被害をもたらしたこと、および、その影響は今日も続いていることを認識しました。

中東および関連問題に関し、世界会議は外国占領下におけるパレスチナ人民の窮状に対して懸念を表明し、パレスチナ人民の不可譲の民族自決権と独立国家樹立権を認識しました。世界会議はまた、イスラエルを含む中東地域のあらゆる国々の安全保障権を認識するとともに、すべての国々に対して、和平プロセスを支援し、その早期決着を図るよう呼びかけました。

世界会議はさらに、ユダヤ人大虐殺を忘れてはならないことも想起しました。

国内行動計画、国内法の強化、および、人種差別犠牲者に対する法的援助増大の必要性について、合意が達成されました。司法の改善、および、人種差別に取り組む国内機関の強化も重視されました。この関連で、人種差別犠牲者のための適切な救済措置とポジティブ・アクションの重要性が強調されました。

広範な教育・啓発措置も採択されました。雇用、保健および環境の分野での平等を確保するための措置も含まれています。正確なデータ収集および調査は、是正措置実施の重要

な前提条件とされました。採択文書には、インターネットを含めたメディアによる人種主義対策も盛り込まれました。

採択文書は、人種差別をなくす上で、犠牲者を第一に考えたアプローチが重要な道具であることを明らかにしました。アフリカ人とアフリカ系人民、アジア人とアジア系人民、先住民、移住者、難民、少数者、ロマ人その他については、特別な言及が行われています。ダーバン会議はさらに、人種差別のジェンダー的側面、および、複数の差別というより一般的な問題も課題に据えました。加えて、国家だけでなく、市民社会、NGO および若者を含む幅広い主体をダーバンでの公約の履行に関与させることの重要性も強調されました。

この世界会議を考えるに当たっては、ダーバンで採択された宣言と行動計画が歴史的なものであると同時に、将来を見据えたものであることに留意することが重要です。これらの文書は、新たな革新的な反人種主義課題を提示することにより、私達の世界からどのようにして人種差別の惨禍を消し去るかという問題に関して生まれつつあるグローバルな対話に不可欠な要素となっています。

世界各地の人々が日常的に、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に苦しみつづけています。これらの人々は国連とその加盟国に対し、先頭に立って、よりよい生活、相応の生活、そして、差別のない生活のための条件を整える手助けをすることを期待しているのです。

ダーバンはゴールではなく、スタートと考えるべきです。差別に苦しみつづける人々の期待と希望に応える上で鍵を握るのは、この画期的な会議でなされた公約の実効的な履行を確保することに他なりません。人々の間でも政府の間でも、平等と非差別の原則実施への取組みを強化する必要性に関し、世界中で大きなコンセンサスが得られています。世界会議で採択された宣言と行動計画は、そのための道具を国際社会に与えました。しかし、最善の道具でも、実際に使われなければ何の価値も持たないのです。

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議

宣言

2001年8月31日から9月8日にかけて南アフリカのダーバンで会合し、

本世界会議を主催した南アフリカ政府に深い感謝の意を表明し、

組織化されたアパルトヘイト制度に反対し、民主主義のもとでの平等と正義、発展、法の支配および人権の尊重を求める南アフリカ人民の英雄的闘いから発想をえ、これとの関連で、その闘いに国際社会が果たした重要な貢献、とくにアフリカの人民および政府による中枢的役割を想起し、非政府組織を含め、市民社会の種々の主体がそうした闘いおよび現在人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うために行われている努力において果たした重要な役割に留意し、

1993年6月に世界人権会議で採択された「ウィーン宣言および行動計画」が、あらゆる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を早急かつ全面的に撤廃するよう求めていることを想起し、

1997年4月18日の人権委員会決議1997/74、1997年12月12日の総会決議52/111および「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」の開催に関してこれらの機関が採択したその後の諸決議を想起し、また1978年と1983年にジュネーブで開催された2回にわたる「人種主義および人種差別と闘う世界会議」を想起し、

国際社会の努力にもかかわらず3次にわたる「人種主義および人種差別と闘う10年」の主要目標が達成されず、数え切れない人間が今日なお人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者となっていることに深い懸念をもって留意し、

2001年は、本世界会議の目的に世界の関心を引き寄せ、あらゆる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を撤廃するという政治的公約に新たなはずみを与えることを目指した「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する動員の国際年」であることを想起し、

国連総会が2001年を「国連文明間の対話年」と宣言し、寛容と多様性の尊重を重視し、かつ協力、パートナーシップおよび包含を通して共有の価値、普遍的人権ならびに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いを脅かす人道への共通の挑戦に対処するために、文明間および文明内で共通の基盤を求める必要性を強調したことを歓迎し、

国連総会が2001～2010年の期間を「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際10年」と宣言し、また総会が「平和の文化に関する宣言および行動計画」を採択したことを歓迎し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議は、「世界の先住民の国際の10年」とともに、全世界の社会における政治、経済、社会、文化および精神の発展に対する先住民の貴重な貢献ならびに人種主義および人種差別を含め、先住民が直面する挑戦について検討する独自の機会を提供することを認識し、

1960年の「植民地と人民に独立を付与する国連宣言」を想起し、

国連憲章と世界人権宣言に掲げられた目的と原則に対するわれわれの公約を再確認し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容は、国連憲章の目的と原則を否定するものであることを確認し、

世界人権宣言の平等と非差別の原則を再確認し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的あるいは社会的出身、財産、出生またはその他の地位のようないかなる種類の差別もなくすべての者のための人権および基本的自由の尊重を奨励し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を撤廃するための主要な国際文書として「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」の普遍的加入もしくは批准およびこの条約によって生じる義務の完全な履行の基本的重要性を確信し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うにあたって、普遍的な順守を念頭に、関連するすべての国際的人権文書の署名、批准もしくは加入を検討することが各国にとって基本的に重要であることを認識し、

ストラスブール、サンティアゴ、ダカールおよびテヘランにおいて開催された地域会議の報告書および各国からの意見表明ならびに専門家セミナー、非政府組織の地域会合および世界会議準備のために開催されたその他の会合の報告書に留意し、

新生南アフリカの初代大統領、ネルソン・マンデラ閣下の後援のもとに、国連人権高等弁務官兼世界会議事務局長の発意により、南アフリカのターボ・ムベキ大統領が発し、74カ国の国家元首、政府首脳および高官が署名した「ビジョン声明」に感謝をもって留意し、

文化的多様性は人類全体の進歩と福祉にとって大切な資産であり、われわれの社会を豊

かにする永続的特性として評価され、享受され、真に受容され、かつ、信奉されるべきであることを再確認し、

関連の人権文書による義務に定められているとおり、人種差別、集団殺害罪、アパルトヘイト罪および奴隷制の禁止の修正は許されないことを認め、

世界の人々の声に耳を傾け、正義、すべての者のための機会の平等ならびに発展の権利、平和で自由に生きる権利および差別を受けることなく経済的、社会的、文化的、市民的および政治的活動に平等に参加する権利を含めた人権の享受に対するその強い願望を認識し、

公正、公平、民主的かつ包含的な社会の形成へのすべての個人および人民の平等な参加は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容のない世界の実現に貢献しうることを認識し、

国内およびグローバルな意思決定にすべての者がいかなる差別もなく公平に参加することの重要性を強調し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容は、それが人種主義および人種差別に等しい場合、すべての人権の重大な侵害となりかつその完全な享受の障害となり、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳および権利について平等であるという自明の真実を否定し、諸民族および諸国間の友好かつ平和な関係の障害となり、武力紛争を含む多くの国内および国際の紛争ならびにその結果として発生する住民の強制的避難の根本的原因となることを確認し、

普遍的であり、不可分かつ相互に依存し、相互に関連し合っているあらゆる経済的、社会的、文化的および政治的人権の完全な享受を確保し、すべての国の男女および子どもの生活条件を改善するために、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う国内および国際の行動が求められていることを認識し、

人権の促進と保護ならびに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う目的達成のための国際協力を強化する重要性を再確認し、

各種の表現による外国人排斥は現代の差別と紛争の主要な源泉および形態の一つであり、これと闘うためには各国と国際社会による緊急の注意および迅速な行動が必要であることを認め、

国際社会、諸国政府および地方自治体が行った努力にもかかわらず、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容という惨禍は持続し、依然として人権侵害、苦痛、

不遇および暴力をもたらしており、利用できるすべての適切な手段をとり、かつできることなら被害を受けている共同体との協力のもとに、最優先課題としてこれと闘わなければならないことを十分に意識し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の継続的かつ暴力的な発生、ならびに特定の人種や文化が他に優越するという植民地支配時代に推進かつ実践された理論が、今日においてもいろいろな形態で提案され続けていることに懸念をもって留意し、

より巧妙かつ現代的な形態および表現による人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容が現れ、かつ継続して発生しており、かつ人種もしくは民族の差別あるいは優越性に基づくその他のイデオロギーと慣行が生じていることを危惧し、

いわゆる他から区別される人種の存在を決定しようとする理論とともに、いかなる人種的優越の理論をも強く拒絶し、

すべての人々、とくにあらゆるレベルの公的機関および政治家が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘い、これを非難することを怠れば、その永続を助長する要因となることを認識し、

各国はすべての犠牲者の人権と基本的自由を保護かつ促進する義務を有し、女性が直面しうる複数の形態による差別を認識してジェンダー[1]の観点を採用すべきであり、かつその市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の享受が世界中の社会の発展に不可欠であることを再確認し、

グローバル化を強める世界が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を根絶する闘争に関連して提起する挑戦と機会の双方を認識し、

グローバル化と科学技術が人々を近づけることに大きく貢献している時代にあって、平等、尊厳および連帯に基づく人間家族という理念を実現し、かつ21世紀を人権の世紀、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶の世紀、ならびにすべての個人および人民にとっての機会と処遇の真正な平等実現の世紀とすることを決意し、

人民の平等の権利および自決の原則を再確認し、すべての個人が生まれながらにしてその尊厳と権利とにおいて平等であることを想起し、その平等が最優先事項として保護されなければならないことを強調し、あらゆる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を撤廃することを目的に迅速かつ断固とした、適切な措置をとる各国の義務を認識し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容という惨禍を優先課題としてこれと全面的かつ効果的に闘う一方で、その再発の回避を目指して世界各地における人種主義の各種表現と過去の経験から教訓を得ることに専念し、

普遍的平等、正義および尊厳に対する新たなる政治的意志と公約の精神のもとに団結し、世界の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容のあらゆる犠牲者の記憶に敬意を表し、「ダーバン宣言および行動計画[2)]」を厳粛に採択する。

総論

1. 本宣言および行動計画の目的上、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者とは、現在もしくはこれまでに、これら惨禍によって悪影響を受け、従属させられ、かつその標的となった個人もしくは個人の集団であることを宣言する。

2. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容は人種、皮膚の色、世系または国民的出身もしくは民族的出身に基づいて発生し、犠牲者は性、言語、宗教、政治意見その他の意見、社会的出身、財産、出生もしくはその他の地位のような他の関連する理由による複数もしくは悪化した形態の差別を受けうることを認識する。

3. 第三千年紀の幕開けに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容およびそのおぞましい、徐々に進展する形態および表現とのグローバルな闘いが国際社会にとって優先課題であり、また、今次会議は、とりわけ、革新的かつ全体観的なアプローチを通して、かつ国家、地域および国際のレベルにおける実際的かつ実効的措置を強化かつ拡充することによってこれらの破壊的な人類悪を完全に除去することを目的にそのあらゆる側面を評価し、特定するユニークな機会を提供するものであることを認識し、かつ確認する。

4. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いを続けるアフリカ人民との連帯を表明し、アフリカ人民が払った犠牲およびこれら非人道的な悲劇に関する国際的な啓発努力を認識する。

5. また、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容、すなわち世界、とくにアフリカにおいてあまりにも長期にわたって人々を苦しめてきた非人道的悲劇との全世界的な闘いに道徳的根拠と発想とを与えるものとして、連帯、尊重、寛容および多文化主義がもつ価値観の偉大な重要性を確認する。

6. さらに、すべての人民と個人は一つの多様性に富む人間家族を構成することを確認する。すべての人民と個人は、人類の共同遺産を形成する文明と文化の進歩に貢献して

きた。寛容、多元主義および多様性尊重の保持と促進はより包含的な社会を創出することができる。

7. すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳および権利について平等であり、自らの社会の発展と福利に建設的に貢献する潜在能力を有することを宣言する。人種的優越性のいかなる教義も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり、および社会的に不正かつ危険であり、他と異なる人種の存在を決定しようとする理論とともに拒絶されなければならない。

8. 宗教、精神性および信念は、数百万人におよぶ女性および男性の生活およびその生き方や他者の扱い方において中心的役割を果たすことを認識する。宗教、精神性および信念は、人間に固有の尊厳と価値の促進ならびに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶に貢献するかもしれないし、することができる。

9. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容はとりわけ、富の不公平な配分、周辺化および社会的疎外によってさらに悪化していることに懸念をもって留意する。

10. すべての者は、あらゆる人権がいかなる差別もなくすべての者のために完全に実現されるような社会的かつ国際的秩序を享受する資格を有することを再確認する。

11. グローバル化の過程が、例外なくすべての国の利益、発展および繁栄に活用されるべき強力かつダイナミックな力を構成することに留意する。開発途上国は、この中心的課題に対応する上で、特殊な困難に直面していることを認識する。グローバル化は大きな機会を提供するものの、現在その恩恵は極めて不平等に共有される一方で、そのコストも不平等に分配されている。したがって、グローバル化の負の影響を予防かつ緩和する決意を表明する。これらの効果はとりわけ、貧困、低開発、周辺化、社会的疎外、文化の均質化および国内および国家間で人種間に生じうる経済不均衡を悪化させ、悪影響をもたらしかねない。さらに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶に寄与しうるものとして、とりわけ、貿易、経済成長および持続可能な開発、新しい技術の利用によるグローバルなコミュニケーション、文化的多様性の保護と促進による文化間交流の増大をはかるための機会均等を増大させる国際協力の強化および拡充を通じ、グローバル化の恩恵を極大化する決意を表明する。われわれに共通の人間性およびそのすべての多様性に基づき共有される未来を創出するための広範かつ継続的な努力を通してのみ、グローバル化を完全に包含的かつ公平なものとすることができる。

12. グローバル化の結果として、特に南の国から北の国への地域間および地域内の移住が

増加していることを認識し、移住に関する政策は人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づくべきではないことを強調する。

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の源泉、原因、形態および現代的表現

13. 奴隷制度および大西洋横断奴隷取引を含む奴隷取引は、その憎むべき野蛮性のゆえにだけではなく、その規模、組織的性格および特に犠牲者の本質の否定という点で人類史上の恐るべき悲劇であったことを認識し、さらに、奴隷制度と奴隷取引は人道に対する罪であり、特に大西洋横断奴隷取引は常にそうであったと考え、かつ、これらは人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の主要な源泉および表現であり、ならびに、アフリカ人およびアフリカ系人民、アジア人およびアジア系人民、それに先住民はこれら行為の犠牲者であって、今日でもその影響の犠牲者となっていることも認識する。

14. 植民地主義が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容をもたらし、アフリカ人とアフリカ系人民、アジア人とアジア系人民および先住民は植民地主義の犠牲者であって、今日でもその影響の犠牲者となっていることを認識する。植民地主義によってもたらされた苦痛を認め、いつ、どこで起ころうとも、それは非難され、その再発は防止しなければならないことを確認する。さらに、これら構造と慣行の影響と存続が、今日の世界の多くの地における永続的な社会的、経済的不平等を助長する要因となってきたことを遺憾とする。

15. 国際法上、アパルトヘイトと集団殺害罪は人道に対する犯罪を構成し、かつ、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の主要な源泉と表現であることを認識し、これらの行為によって引き起こされた言語に絶する害悪および苦痛を認めるとともに、いつ、どこで起ころうとも、それらは非難され、その再発は防止しなければならないことを確認する。

16. 外国籍者、特に移住者、難民および亡命者に対する外国人排斥は、現代の人種主義の主要な源泉の一つを構成するものであり、そうした集団の構成員に対する人権侵害は差別的、外国人排斥、人種主義的な慣行との関連で広く発生していることを認識する。

17. 若者およびその他の弱者集団がさらされる恐れのある新しい表現の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に特別の注意を払うことの重要性に留意する。

18. 貧困、低開発、周辺化、社会的疎外および経済的不均衡は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と密接に結びついており、より一層の貧困を発生させ

る人種主義的な態度と慣行の存続を助長することを強調する。

19. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容が経済、社会および文化に及ぼす負の影響は、開発途上国、特にアフリカの低開発を著しく助長したことを認識し、10 億人を越える男女および子どもを現在も苦しめている悲惨かつ非人間的な極貧状態からこれらの人々を解放し、すべての者に発展の権利を実現し、人類全体を欠乏から解放することを決意する。

20. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容は、武力紛争の根本的原因の一つであり、かつ非常にしばしばその自然的な結果の一つであることも認識し、非差別が国際人道法の基本原則であることを想起する。武力紛争の全当事者がこの原則を忠実に守り、かつ各国および国際社会が武力紛争の期間中は特に警戒を強め、あらゆる形態の人種差別と闘い続ける必要性を強調する。

21. 社会経済の開発が、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容および民主的、包含的かつ参加的統治の欠如から生じるものを含む人権の重大な侵害などを原因とする広範にわたる国内紛争によって阻害されていることに対して深い懸念を表明する。

22. いくつかの国においては、場合によっては継承され、今日も存続する政治的かつ法的な構造もしくは制度が、国民の多民族的、多文化的および多言語的特性にそぐわず、また、多くの場合、先住民を排除する重要な差別要因となっていることに対して懸念を表明する。

23. 諸国の主権および領土保全の原則に一致した先住民の権利を十分に認識し、したがって、適用される国際文書から派生するものを含め、適切な憲法、行政、立法および司法上の措置を採用する必要性を強調する。

24. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議の宣言および行動計画において用いられる「先住民」という言葉は、特定的にこの問題を扱う文書に関して現在進められている国際交渉の文脈において用いられるものであり、その結果を損なうものではなく、かつ、国際法のもとにおける権利について何らかの含意を有するものと解釈されてはならないことを宣言する。

25. いくつかの国において、刑罰制度の運用および法の適用ならびに法の執行に責任を有する機関および個人の行動および態度の中に持続する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対し、特に、これによって、抑留もしくは拘禁されている人々に占める特定の集団の割合が不釣り合いに高いという状況が助長されている場合、

強い拒絶の念を表明する。

26. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲となった個人および集団の人権および基本的自由の侵害に対する刑事責任の免除を終了させる必要性を確認する。

27. 人種主義が台頭しつつあるという事実に加え、現代的形態および表現の人種主義および外国人排斥が、一部の政党および組織の綱領ならびに近代的通信技術を利用した人種的優越性の概念に基づく思想の流布を通したものも含め、多くの方法で政治的、道徳的、さらには法的な承認を回復しようとしていることに懸念を表明する。

28. 国際法のもとで許されないと普遍的に認識されている人種的、国民的、民族的もしくはその他の理由に基づくいかなる特定可能な集団、集合体あるいは共同体に対する迫害は、アパルトヘイトの罪とともに、重大な人権侵害を構成し、場合によっては人道に対する罪に相当することを想起する。

29. 世界の各地に奴隷制度および奴隷制類似の慣行が現在もなお存在している事実を強く非難し、優先課題として、重大な人権侵害を構成するそうした慣行を終わらせる即時措置をとるよう諸国家に強く要請する。

30. あらゆる形態の人身売買、特に女性と子どもの売買を防止し、これと闘い、根絶する緊急の必要性を確認し、人身売買の犠牲者がとくに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容にさらされていることを認識する。

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者

31. また、多くの人民について、とりわけ教育、雇用、健康、住宅、乳児死亡率および平均余命の分野における指標が不利な状況を示している場合、特にそれを助長する要因に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容が含まれる場合は常に深い懸念を表明する。

32. アフリカ人とアフリカ系人民の文化遺産の価値と多様性を認識し、あらゆるレベルにおける意思決定過程への全面的な参加を可能にする目的で、かれらの社会、経済および政治の活動への完全な統合を確保する重要性と必要性を確認する。

33. 米州地域およびその他あらゆるアフリカ人離散地域のすべての国が自国内におけるアフリカ系人口の存在およびかかる人々による文化、経済、政治および科学への貢献を認め、とくにこれらの人々に影響を与える人種主義、人種差別、外国人排斥および関

連する不寛容の存続を認識することが不可欠であると考え、多くの国においては、とりわけ教育、健康管理および住宅へのアクセスという点での長期にわたる不平等が、これらの人々に影響を与える社会経済的不均衡の根本的原因となってきたことを認識する。

34. アフリカ系人民は数世紀にわたって人種主義、人種差別および隷属の犠牲者となり、歴史によって多くの権利を否定されてきたことを認識し、これらの人々が公正およびその尊厳の尊重をもって扱われるべきであり、いかなる差別も受けてはならないと主張する。したがって、文化と自己のアイデンティティーを有する権利、自由かつ平等な条件のもとで政治的、社会的、経済的および文化的活動に参加する権利、自己の願望および慣習の文脈において発展する権利、自己に特有の形態の組織、生活様式、文化、伝統および宗教表現を保持、維持および育成する権利、自己の言語を維持および使用する権利、自己の伝統的知識および文化芸術遺産を保護する権利、自己の居住地の再生可能な天然資源を利用、享受および保全する権利、特定の性質および特徴的性質のものも含め、教育制度およびプログラムの立案、実施および発展に積極的に参加する権利、ならびに、該当する場合には先祖伝来の土地を守る権利が承認されるべきである。

35. 世界の多くの地において、アフリカ人とアフリカ系人民が、公的および私的な制度において支配的な社会的偏見および差別の結果による障害に直面していることを認識し、アフリカ人とアフリカ系人民が直面するあらゆる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶を図るという公約を表明する。

36. 世界の多くの各地において、アジア人とアジア系人民が、公的および私的な制度において支配的な社会的偏見および差別の結果による障害に直面していることを認識し、アジア人とアジア系人民が直面するあらゆる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶を図るという公約を表明する。

37. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に数世紀にわたって直面してきたにもかかわらず、アジア系人民は自らが居住する国々の経済的、社会的、政治的、科学的および文化的活動にこれまで大きく貢献し、かつ現在も貢献していることに感謝をもって留意する。

38. アジア人およびアジア系人民を含め、移住者に対するすべての差別的政策および慣行を廃止することを目的に、国際人権文書に合致しないいかなる移住政策をも再検討し、必要に応じて改正するようすべての国に要請する。

39. 先住民は何世紀にもわたって差別の犠牲者であったことを認識し、これらの人々は尊

厳および権利について自由かつ平等であり、特にその先住民出身およびアイデンティティーに基づくいかなる差別も受けてはならないことを確認し、これらの人々に影響を与える執拗な人種差別、人種主義、外国人排斥および関連する不寛容を克服する行動の継続的な必要性を強調する。

40. 社会の発展と文化的多元主義に対する先住民独自の貢献およびとくに関心のある問題をはじめ、社会のあらゆる側面に対するその全面的参加は、政治的、社会的安定およびこれらの人々が居住する国の発展の基本であるので、先住民の文化と遺産の価値および多様性を認識する。

41. 先住民による自らの人権および基本的自由の完全な実現は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の撤廃にとって不可欠であるという確信を繰り返し表明する。先住民独自の特性およびそのイニシアチブを尊重しながら、その市民的、政治的、経済的および文化的権利ならびに持続可能な開発の恩恵の完全かつ平等な享受を促進する決意をはっきりと繰り返し表明する。

42. 先住民が自己のアイデンティティーを自由に表現し、その権利を行使するために、いかなる形態の差別も受けてはならないが、このことは必然的にその人権と基本的自由の尊重を伴うものであることを強調する。現在、先住民の権利に関する宣言案の交渉においてこれら権利の普遍的な承認を確保する努力が行われているが、その中には、自己の名前を名乗る権利、自国の政治、経済、社会および文化の発展に自由かつ平等に参加する権利、自己に特有の形態の組織、ライフスタイル、文化および伝統を維持する権利、自己の言語を維持および使用する権利、自己の居住する地域において自己の経済構造を維持する権利、教育の制度およびプログラムの開発に参加する権利、狩猟および漁業の権利も含め、自己の土地と天然資源を管理する権利、ならびに、司法に平等にアクセスする権利が含まれる。

43. また、先住民がその精神的、肉体的および文化的存在の基礎として土地との間に特別の関係を有することを認識し、諸国に対し可能な限り、先住民が国内法で保障されている自らの土地および天然資源の所有権を保持できるようにするよう奨励する。

44. 国連システム内に「先住民問題に関する常設フォーラム」を創設し、「世界の先住民の国際の 10 年」およびウィーン宣言および行動計画の主要目的を具現化する決定を歓迎する。

45. 国連による「先住民の人権および基本的自由の状況に関する特別報告者」の任命を歓迎し、同特別報告者と協力する公約を表明する。

46. 移住者は、本国および受入国の双方に対して行ったプラスの経済的、社会的および文化的貢献を認識する。

47. 移住に関する独自の法的枠組みおよび政策を策定し、適用する各国の主権を再確認し、さらにこれらの政策は該当する人権文書、規範および基準に合致し、かつ、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容のないように立案されるべきであることを確認する。

48. 移住者に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の表現および行為ならびにこれらの人々に当てはめられることの多いステレオタイプに懸念を持って留意し、これを強く非難する。その司法管轄権のもとにある移住者の人権を保護する各国の責任を再確認し、違法行為もしくは暴力行為、とくに人種差別行為および個人もしくは集団が人種主義的あるいは外国人排斥の動機をもって実行した人種差別行為および犯罪行為から移住者を保護する各国の責任を再確認する。また、社会および職場におけるその公正、正当かつ公平な処遇の必要性を強調する。

49. 移住者に対する人種主義および外国人排斥の表現を撤廃するために、これらの人々が存在する国々において、移住者とその他の社会構成員との間の調和、寛容および尊重の向上につながる条件を創出する重要性を強調する。家族の呼寄せが統合にプラスの影響を及ぼすことを重視し、各国が家族の呼寄せを促進する必要性を強調する。

50. とりわけ、出身国を離れたことや言語、習慣および文化の相違によって遭遇する困難のために移住者は傷つきやすい状況にあることが多く、かつ書類不所持あるいは不正規の状態にある移住者の帰国には経済的社会的な困難および障害があることに留意する。

51. 雇用、教育と保健を含む社会的サービスおよび司法へのアクセスのような問題に関連して、移住労働者を含む移住者に対する人種差別を撤廃する必要があり、その処遇は、国際人権文書にしたがって人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容のないものとしなければならないことを再確認する。

52. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容などの要因は、強制避難ならびに難民および亡命者としての人々の本国からの移動を助長することに懸念をもって留意する。

53. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う努力にもかかわらず、難民、亡命者および国内避難民などに対するさまざまな形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の事例が継続していることに懸念をもって認識する。

54. 避難民発生の根源的原因に取り組むとともに、難民および避難民のための恒久的な解決、とくに安全かつ尊厳のもとでの本国への自発的帰還ならびに適切かつ実行可能な場合は第三国への再定住および現地での統合を見出すことの緊急性を強調する。

55. 難民、亡命者、帰還民および国内避難民の保護に関する人道上の義務を尊重かつ履行するという公約を確認し、その点に関して、難民保護の責任を共有するための国際的連帯、責任の分担および国際協力の重要性に留意し、1951 年の難民の地位に関する条約および 1967 年の議定書は引き続き国際難民体制の基礎であることを再確認し、締約国によるその全面的適用の重要性を認識する。

56. 多くの国における民族および人種の混血を起源とするメスティーゾ人口の存在およびかかる社会における寛容と尊重の促進に対するその貴重な貢献を認識し、とくにその微妙な性質のためにそうした差別が否定されかねないため、これらの人々に対する差別を非難する。

57. 重大な人権侵害の結果として人類の歴史は大規模な残虐行為に満ちているという事実を意識し、歴史を記憶することを通じて教訓を学び、将来の悲劇を回避できると信じる。

58. ユダヤ人大虐殺は決して忘れられてはならないことを想起する。

59. 世界の各地における特定の宗教コミュニティーに対する宗教的不寛容、ならびに、宗教的信念および人種的または種族的出身を理由にこれらのコミュニティーに対する敵対行為および暴力が発生し、それが特にその信念を自由に実践する権利を制限していることを深い懸念をもって認識する。

60. また、世界の各地における宗教コミュニティーとその構成員に対する宗教的不寛容の存在、特にその信念を自由に実践する権利の制限の存在、ならびに、その宗教的信念、および種族的もしくはいわゆる人種的出身を理由にそうしたコミュニティーに対する否定的なステレオタイプ化、敵対行為および暴力の出現も深い懸念をもって認識する。

61. 世界の各地における反ユダヤ主義とイスラム排斥の強化、ならびに、ユダヤ人、イスラム教徒およびアラブ人のコミュニティーに対する人種主義および差別的思想に基づく人種主義的かつ暴力的運動の出現を深い懸念をもって認識する。

62. 人類の歴史は人間の平等に対する尊重の欠如によって生じた恐るべき不法行為に満ちていることを意識し、世界の各地におけるこうした慣行の増大に警戒をもって留意し、

特に紛争状況にある人びとに対し、人種主義的煽動、軽蔑的な言葉および否定的なステレオタイプ化を慎むよう強く求める。

63. 外国の占領下にあるパレスチナ人民の苦境を懸念する。自決と独立国家の樹立に対するパレスチナ人民の不可譲の権利を認識し、イスラエルを含む同地域におけるすべての国の安全に対する権利を認識し、すべての国に対し、和平プロセスを支持し、それが早急に終わるようにするようすべての国に要請する。

64. すべての人民が共存し、平等、正義および国際的に認められた人権および安全を享受できるようにその地域における公正、包括的かつ恒久的平和を要請する。

65. 尊厳と安全のうちに自発的に故郷に帰還し、財産を取り戻す難民の権利を認識し、そうした帰還を可能にするようすべての国に要請する。

66. 少数者が存在する場合、その種族的、文化的、言語的および宗教的アイデンティティーは保護されなければならないことを確認し、そうした少数者に属する人は平等に扱われ、いかなる種類の差別を受けることなく人権と基本的自由を享受すべきであることを確認する。

67. 独自の文化的アイデンティティーを有する特定の集団の構成員は、種族的、宗教的、その他の要因ならびにその伝統および慣習の複合した相互作用から生じる障害に直面していることを認識し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶を目的とした措置、政策およびプログラムがこの諸要因の相互作用が作り出す障壁に取り組むようにするよう諸国に要請する。

68. ロマ／ジプシー／シンティ／トラベラーに対する暴力を含め、現在見られる表現の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を深い懸念をもって認識し、これらの人々の完全な平等達成に向けた実効的な政策および実施機構を開発する必要性を認識する。

69. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容は、女性および少女に対しては区別された形態で顕示され、その生活状態の悪化、貧困、暴力および複合形態の差別ならびにその人権の制限あるいは否定につながる要因となりうることを確信する。複合形態の差別に対処するために、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対する関連の政策、戦略および行動計画にジェンダーの視点を組み入れる必要性を認識する。

70. 女性に対する人種差別、ならびに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不

寛容のために、その市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の完全行使と享受にあたって女性が直面する不利益、障害および困難の評価および監視に対するより組織的かつ一貫したアプローチを開発する必要性を認識する。

71. 特定の信仰および宗教的少数者に属する女性に対して自己の文化的および宗教的アイデンティティーを捨てさせ、またはその正当な表現を制限し、または教育と雇用に関してこれらの女性を差別する試みがあることを遺憾とする。

72. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者に子どもや若者、特に少女の数が多いことに懸念をもって留意し、こうした慣行の犠牲者である子どもと若者の権利と状況に優先的な注意を払うために、子どもの最善の利益および子どもの意見の尊重という原則にしたがい、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うためのプログラムに特別な措置を組み込む必要性を強調する。

73. 種族的、宗教的、言語的少数者に属する子どももしくは先住民である子どもは、個人的にも自己の集団の他の構成員との共同体においても、自己の文化を享受し、自己の宗教を告白しかつ実践し、自己の言語を使用する権利を否定されてはならないことを認識する。

74. 子どもの労働は貧困、発展の欠如および関連する社会経済状態に結びついており、場合によっては、影響を受ける集団の子どもに対し、生産的生活に必要な人間的能力を取得し、経済成長から恩恵を受ける機会を不釣り合いに否定することによって、貧困と人種差別を永続化させる可能性があることを認識する。

75. 多くの国において、HIV/エイズに感染または影響を受けた人々および感染したと想定される人々が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲になりやすい集団に属しており、それが悪影響をもたらし、その健康管理や医薬品に対するアクセスを妨げていることに深い懸念をもって留意する。

国家、地域および国際レベルにおける人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶を目的とする防止、教育および保護措置

76. 不公平な政治的、経済的、文化的および社会的条件は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を生みだしかつ育成し、それが不公平をさらに悪化させることを認識する。発展の領域を含め、あらゆる領域においてすべての人の真の機会平等は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶にとって基本であると信じる。

77. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の普遍的堅持および完全実施は、世界において平等と非差別を促進するうえできわめて重要であることを確認する。

78. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の防止と撤廃における基本的要因として、発展の権利を含むすべての経済的、社会的、文化的、市民的および政治的人権の普遍的尊重ならびにその順守および保護を促進するすべての国の厳粛な公約を確認する。

79. 人種差別の克服と人種の平等の達成にとっての障害は、政治的意志の欠如、脆弱な立法および国家による実施戦略と具体的行動の欠如、ならびに、人種主義的態度と否定的なステレオタイプ化にあると固く信じる。

80. 法律の制定および政治、社会および経済に関する政策を含め、すべての国際人権規範および義務教育の発展および誠実な実施が、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う上で決定的に重要であると固く信じる。

81. 民主主義、人民のニーズと願望に応えた透明な、感応的かつ説明責任を備えた参加型統治ならびに人権、基本的自由および法の支配の尊重は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の効果的防止と撤廃にとって不可欠であることを認識する。人種主義的および外国人排斥的態度に動機づけられた犯罪がいかなる形態であれ処罰を免れるのは法の支配および民主主義を弱体化させる役割を果たし、そうした行為の再発を助長する傾向にあることを再確認する。

82. 「文明間の対話」は文明間の共通基盤の特定と促進、すべての人間の固有の尊厳および平等な権利の承認と促進、ならびに、正義の基本原則の尊重を達成するための過程であることを確認する。このようにして、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づく文化的優越性という観念を追い払い、人間家族のための調和した世界の建設を可能にすることができる。

83. 政治指導者および政党が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いに果たしうる、また、果たすべき重要な役割を強調し、政党に対し、連帯、寛容および尊重を促進する具体的措置を採るよう奨励する。

84. ネオナチズム、ネオファシズムおよび人種的あるいは民族的偏見に基づく暴力的な国粋主義的イデオロギーが残存し、再び勢いを増していることを非難し、どのような場合であれ、どのような条件であれ、そうした現象は正当化することができないと明言する。

85. 人種主義、外国人排斥もしくは人種的優越性を説く教義および関連する差別に基づく政治的な綱領と組織、ならびに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づく立法および慣行を、民主主義および透明かつ説明責任のある統治と相容れないものとして非難する。政府の政策によって容認された人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容は人権を侵害し、人民間の友好関係、諸国間の協力および国際の平和と安全を危うくしかねないことを再確認する。

86. 人種的優越性もしくは憎悪に基づくあらゆる思想の流布は、世界人権宣言に具現された諸原則およびあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第 5 条にはっきりと規定された諸権利に照らし、法律で処罰すべき犯罪であると宣言されることを想起する。

87. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第 4 条 b 項は、各国に対し、人種的優越または憎悪に基づく思想の流布、暴力行為またはその行為の扇動を行う組織を警戒し、訴訟手続きをとる義務を課していることに留意する。これらの組織は非難され、抑制されなければならない。

88. メディアは多文化社会の多様性を代表し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う役割を果たすべきであることを認識する。この点に関し、広報の力に注意を喚起する。

89. 一部のメディアは、傷つきやすい個人もしくは個人の集団、特に移住者と難民について誤ったイメージと否定的なステレオタイプ化を促進することによって、一般市民の間で外国人排斥および人種主義の感情の広まりを助長し、場合によっては、人種主義的個人および集団による暴力を促してきたことに遺憾の念をもって留意する。

90. 特にメディアおよびインターネットを含む新技術による表現の自由について権利の行使ならびに情報を求め、受け取り、伝達する自由の完全な尊重は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いに対して確実な貢献をなしうることを認識する。この点に関し、メディアの編集の独立と自主性を尊重する必要性を繰り返し表明する。

91. 人種主義、人種的嫌悪、外国人排斥、人種差別および関連する不寛容を宣伝することを含め、人間の価値の尊重、平等、非差別、他者の尊重および寛容に反する目的で、インターネットのような新しい情報技術が利用されること、ならびに、特にこうした資料にアクセスできる子どもと若者がそれによって悪影響を受けかねないことに深い懸念を表明する。

92. また、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いに貢献するために、インターネットを含む新しい情報通信技術の利用を促進する必要性も認識する。新しい技術は、寛容および人間の尊厳の尊重ならびに平等と非差別の原則の促進を助けることができる。

93. すべての国は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者に発言の場を与えるコミュニティー・メディアの重要性を認識すべきであることを確認する。

94. 公の当局、諸機関、メディア、政党もしくは国または地方の団体の行為もしくは不作為によって異なる出身の人々に烙印を押すことは、単に人種差別行為であるのみならず、そうした行為の再発を促し、その結果、人種主義的態度や偏見を増強しかつ非難すべき悪循環を作り出すことを再確認する。

95. 家庭内を含め、あらゆるレベルおよびあらゆる年齢における教育、特に人権教育は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づく態度や行動を変化させ、社会における寛容と多様性の尊重を促進するための鍵であることを認識する。さらに、そうした教育は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の広がりを防止しかつこれと闘う上で不可欠な正義と公平という民主的価値の促進、普及および保護における決定的要素であることを確認する。

96. 質の高い教育、非識字の除去およびすべての人のための無償初等教育に対するアクセスは、より包含的な社会、公平、諸国および諸人民、諸集団、個人間の安定し調和した関係および友好、ならびに、平和の文化、相互理解、連帯、社会的正義およびすべての人のあらゆる人権の尊重を育成することを確認する。

97. 教育の権利と人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対する闘いとの連関性、ならびに、人権教育および文化的多様性に敏感で、これを尊重する教育、特に子どもと若者の教育が、あらゆる形態の不寛容と差別の防止と根絶に果たす不可欠な役割を強調する。

国家、地域および国際レベルにおける実効的な救済、遡求、是正、補償およびその他の措置

98. 過去の悲劇の包括的かつ客観的な認識を目指し、古代から近年までの人類史の事実および真実を教え、ならびに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の歴史、原因、性質および結果の事実と真実を教えることの重要性と必要性を強調する。

99. 奴隷制度、奴隷取引、大西洋横断奴隷取引、アパルトヘイト、植民地主義および集団殺害がもたらした大規模な人間の苦痛および何百万もの男女および子どもの悲劇的な苦境を認め、これを深く遺憾とし、過去における悲劇の犠牲者の記憶に敬意を捧げるよう関係国に呼びかけ、いかなる場所でいつ起ころうとも、それらは非難され、その再発は防止しなければならないことを確認する。政治的、社会経済的および文化的なこうした慣行および構造が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容へと導いてきたことを遺憾とする。

100. 奴隷制度、奴隷取引、大西洋横断奴隷取引、アパルトヘイト、集団殺害および過去の悲劇の結果、何百万人におよぶ男女および子どもに加えられた言語に絶する苦痛および悪行を認め、これを深く遺憾とする。さらに、いくつかの国は、犯された重大かつ大規模な侵害行為について自発的に謝罪し、適切な場合は補償金を支払ったことに留意する。

101. 歴史におけるこの暗黒の一幕を閉じる目的で、かつ、和解と治癒の手段として、これら悲劇の犠牲者の記憶に敬意を捧げるよう国際社会およびその構成員に求める。さらに、自発的に遺憾あるいは悔悛の意を表明し、または謝罪を表明した国々があることに留意し、まだ犠牲者の尊厳の回復に貢献していないすべての国に対し、そのための適切な方法を見いだすよう呼びかけるとともに、このために、それを行った諸国に謝意を表明する。

102. すべての関係国の道義的義務を意識するとともに、かかる国々に対し、これら慣行によって生じた結果の継続を食い止め、逆転させるため、適切かつ実効的な措置をとるよう呼びかける。

103. 過去および現代の形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の結果がグローバルな平和と安全、人間の尊厳、ならびに世界の多くの人々、特にアフリカ人、アフリカ系の人々、アジア系の人々および先住民の人権と基本的自由の実現にとって重大な挑戦となっていることを認識する。

104. 緊急を要する正義の要件として、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容から生じた人権侵害の犠牲者は、特に、社会的、文化的および経済的に脆弱なその状況に鑑み、数多くの国際的かつ地域的な人権文書、特に世界人権宣言およびあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に謳われているように、適切な場合における法的援助を含む司法に対するアクセス、ならびに、かかる差別の結果として受けた損害がある場合はこれに関する公正かつ十分な補償もしくは弁済を求める権利を含め、実効的かつ適切な保護および救済へのアクセスを保障されるべきであることを強く再確認する。

105.「ミレニアム宣言」に提示された諸原則およびわれわれには人間の尊厳、平等および公平の諸原則を堅持し、グローバル化が世界のあらゆる人々にとってプラスの力となるようにする連帯責任があるという認識を指針とし、国際社会は、経済政策の加速と持続可能な開発を達成し、かつ貧困、不平等および窮乏を根絶する決意のもとに、その周辺化に抵抗し、開発途上国が恩恵を受けられるような形でそれをグローバル経済に統合することを公約する。

106.いかなる場所でいかなる時に起きたものであれ、過去の犯罪もしくは不法行為を記憶し、その人種主義的悲劇をはっきりと非難し、歴史の真実を語ることは、国際的な和解と正義、平等および連帯に基づく社会の創造に不可欠な要素であることを強調する。

国際協力および人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う国連およびその他の国際的機構メカニズムの強化を含め、完全かつ実効的な平等を達成するための戦略

107.国家、地域および国際のレベルにおいて、政治、司法および行政機関に対するより効果的なアクセスを通じたものを含め、平等な社会開発および人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容のあらゆる犠牲者の市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利の実現を促進することを目指す戦略、プログラム、政策および特別な積極的措置の可能性を含めた十分な立法を立案、促進および実施する必要性、ならびに司法への効果的なアクセスを促進し、開発、科学および技術の恩恵が差別なくすべての人の生活の質の改善に実効的に貢献するように保障する必要性を強調する。

108.人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者について、その社会への完全な統合を促進するために特別の措置もしくは積極的行動をとる必要性を認識する。社会的措置を含め、実効的な行動に向けたこれらの措置は、各種権利の享受を損なっている条件の是正ならびにすべての人種的、文化的、言語的および宗教的集団が社会のあらゆる部門に平等に参加することを奨励し、かつすべての人を平等な立場に立たせる特別措置の導入を目的とすべきである。そうした措置には、教育機関、住宅、政党、議会および雇用、特に司法組織、警察、軍隊およびその他の公務に適切に代表されるようにする措置を含めるべきであるが、これは場合により、選挙制度の改革、土地改革および平等参加のためのキャンペーンを必要とするかもしれない。

109.（a）人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘い　(b)これらの慣行を禁止する国際条約および文書の各国による実効的な実施　(c)この点に関する国際憲章の目標実現、ならびに　(d)1992 年にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」、1993 年にウィーンで開催された「世界人権会議」、1994 年にカイロで開催さ

れた「国際人口開発会議」、1995 年にコペンハーゲンで開催された「世界社会開発サミット」、1995 年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」、1996 年にイスタンブールで開催された「国連人間居住会議（ハビタットⅡ）」、および、1996 年にローマで開催された「世界食糧サミット」によって設定された目標の達成を促進し、これらの目標が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者すべてを公平に対象とするようにするため、国際協力を強化することの重要性を想起する。

110. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との全世界的闘いにおいて国家間、関係する国際および地域の機関、国際金融機関、非政府組織および個人の協力が重要であり、またこの闘いを成功させるにはそうした差別の犠牲者の苦情、意見および要求を特に考慮する必要があることを認識する。

111. 世界の各地における難民および避難民に対する資金援助を含む国際的な対応と政策は、対象となる難民および避難民の人種、皮膚の色、世系もしくは国民的または種族的出身を理由とする差別に基づいてはならないことを繰り返し表明し、この関連で、受入国、特に開発途上国および経済体制移行国の受入国に適切な援助を公平に提供するよう国際社会に強く求める。

112. 人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容との闘いおよび民主主義的価値と法の支配の促進における 1993 年 12 月 20 日の総会決議 48/134 に附属する人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則に合致する独立の国内人権機関およびオンブズマン機関など人権の促進と保護を目的に法律によって設立されたその他の関連する専門的機関の重要性を認識する。適宜、そうした機関を設立するよう諸国に奨励するとともに、これら機関が促進、保護および防止の任務に取り組んでいる諸国の当局および社会一般に対し、その独立性を尊重しつつ、可能な限りこれらの機関と協力するよう要請する。

113. 国内人権機関の地域連合を含む関連地域機関が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いに果たしうる重要な役割ならびに地域レベルにおいて不寛容と差別に関する監視と啓発にこれらの機関が果たしうる重要な役割を認識し、そうした機関が存在する場合にはそれに対する支援を再確認し、かつその設立を奨励する。

114. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いにおいて、適切な法律を採択し、その実施を監督し、必要な資金を配分する上で議会が果たすきわめて重要な役割を認識する。

115. 研修および開発計画の立案と実施に社会的パートナーおよびその他の非政府組織を参

画させることの重要性を強調する。

116. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘い、特に、各国による規則および戦略の策定に対する援助において、市民社会が、そうした形態の差別に対する措置および行動およびフォローアップの実施を通して果たす基本的な役割を認識する。

117. また、社会内の異なる集団の間で尊重と信頼の向上を促進することは、政府機関、政治指導者、草の根組織および市民の共同の、しかしそれぞれ異なる責任としなければならないことを認識する。市民社会は公益を促進する上で、とくに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うことにおいて重要な役割を果たすことを強調する。

118. 人権教育を促進し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する啓発を行うにあたって非政府組織が果たす触媒的な役割を歓迎する。これら組織はまた、国連の関連機関においてその国内、地域もしくは国際の経験に基づいてそうした問題に関する啓発を行う上でも重要な役割を果たすことができる。これらの組織が直面する諸困難に留意しながら、人権非政府組織、特に反人種主義非政府組織が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う上で効果的な機能を果たせるような環境を整備することを公約する。世界の多くの地において反人種主義非政府組織を含む人権非政府組織が置かれた不安定な情勢を認識し、われわれの国際的義務を遂行し、その効果的な機能に対する不法な障害があればそれを取り除く公約を表明する。

119. 本世界会議のフォローアップに対する非政府組織の全面的参加を奨励する。

120. 国際および国内の交流と対話および若者の間におけるグローバル・ネットワークの発展は、文化間の理解と尊重を構築する上で重要かつ基本的な要素であり、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の撤廃に貢献するであろうことを認識する。

121. 国家、地域および国際の将来戦略の開発および人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う政策に若者を関与させることの有用性を強調する。

122. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の全面的撤廃を目指したグローバルな運動が展開され、行動計画に含まれた諸勧告は連帯と国際協調の精神のもとに作成され、国連憲章および関連するその他の国際文書の目的および原則から発想を得ていることを確認する。これらの勧告は過去、現在および将来に相当の考慮を払い、

建設的かつ将来を見据えたアプローチによって作成されている。これらの戦略、政策、プログラムおよび行動の策定と実施はすべての国家の責任であり、国内、地域および国際のレベルで市民社会の全面的参加を得て効率よくかつ速やかに行われなければならないと認識する。

行動計画

宣言の目的を実際的かつ実行可能な行動計画へと移し変える緊急の必要性を認識し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議は、

Ⅰ．　人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の源泉、原因、形態および現代的表現

1. 国に対し、その国内での努力において、また他の国々、地域機関、国際機関および金融機関との協力により、特に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者が圧倒的に多く居住する地域の貧困を撲滅するために、そうした影響を受けるコミュニティとの協議のもとに、公共および民間の投資の利用を促進するよう求める。

2. 国に対し、奴隷化および現代的形態の奴隷制に類似する慣行を終わらせるために、あらゆる必要かつ適切な措置をとり、それによって生じた問題および被害を是正することを目的に国家間の建設的対話を開始し、措置を実施するよう求める。

Ⅱ．　人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者

犠牲者：一般

3. 国に対し、国内において、ならびに、他の国々および関連する地域機関、国際機関および計画との協力のもとに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者で、HIV／エイズのような世界中で流行する病気の感染者もしくは感染者と見なされる人々の人権を促進および保護する国内のメカニズムを強化し、暴力、汚名の烙印、差別、失業、および、これら流行病から生じる悪影響を排除すべく、予防措置、投薬と治療への適切なアクセス、教育プログラム、研修およびマスメディアによる情報の普及を含む具体的措置をとるよう求める。

アフリカ人およびアフリカ系人民

4. 国に対し、社会における政治的、経済的、社会的および文化的側面のすべて、ならびに、自国の進歩と経済開発へのアフリカ系人民の参加を容易にし、かつその遺産および文化のよりよい理解および尊重を促進するよう求める。

5. 国に対し、適宜、国際協力の支援を受け、主としてアフリカ系人民からなるコミュニティにおいて、健康管理制度、教育、公衆衛生、電力、飲料水および環境管理ならびにその他の肯定的行動および積極的行動に追加的投資を集中させることを積極的に検討するよう要請する。

6. 国際連合、国際金融・開発機関およびその他の適切な国際機構に対し、アフリカ人ならびに米州および全世界のアフリカ系人民を対象とする能力育成プログラムを開発するよう呼びかける。

7. 人権委員会に対し、アフリカ人離散地域に居住するアフリカ系人民が直面する人種差別の問題を調査し、アフリカ系人民に対する人種差別の撤廃に向けた提案を行う国際連合の作業部会もしくはその他の機構を設置することを検討するよう要請する。

8. 金融機関、開発機関ならびに国際連合の事業計画および専門機関に対し、それぞれの通常予算と管理理事会の手続きに従って以下のことを行うよう求める。
   (a) それぞれの権限および予算の範囲内で、特に具体的な行動計画の作成を通じ、開発途上国のアフリカ人およびアフリカ系人民のニーズに特別な注意を払いながら、これらの人々の状況を改善することを特に優先課題とし、これに十分な資金を配分すること。
   (b) 適切な経路を通じ、また、アフリカ人およびアフリカ系人民との協働により、これらの人々のコミュニティレベルでのイニシアチブを支援し、かつ、これらの人々と該当する分野の専門家との情報および技術的ノウハウの交換を容易にする特別プロジェクトを実施すること。
   (c) アフリカ系人民を対象とするプログラムを開発し、追加的な投資を保健制度、教育、住宅、電気、飲料水および環境保全措置に配分するとともに、雇用における機会均等、および、その他の肯定的行動もしくは積極的行動のイニシアチブを促進すること。

9. 国に対し、人種主義がアフリカ系の女性および若い男性に一層深刻な影響を及ぼし、より疎外され不利な状況に追い込んでいることを踏まえ、これらの人々に裨益する公的な行動および政策を増強するよう要請する。

10. 国に対し、教育へのアクセスを確保し、女性と子どもをはじめとするアフリカ人およびアフリカ系人民に、コミュニティにおける教育、技術開発および遠隔学習のための十分な資源を提供するような新しい技術へのアクセスを促進するよう求め、さらに、アフリカ人およびアフリカ系人民の歴史および貢献を教育カリキュラムに全面的かつ正確に含めることを促進するよう求める。

11. 国に対し、公務を含む公共セクター、特に司法の運営のあらゆるレベルにおいて、アフリカ系人民の平等なアクセスや公平な代表を阻害する要因を明らかにし、特定された障害を取り除く適切な措置をとるよう奨励し、また民間セクターに対し、それぞれの組織内のあらゆるレベルにおいて、アフリカ系人民の平等なアクセスおよび公平な代表を促進するよう奨励する。

12. 国に対し、すべての個人、とくにアフリカ系人民の司法制度に対する全面的かつ実効的なアクセスを確保するために具体的措置をとるよう呼びかける。

13. 国に対し、国際人権基準および国内の法的枠組みに従い、アフリカ系人民が数世代にわたって居

住してきた先祖代々の土地所有権の問題を解決し、これらの人々の文化およびその独自の意思決定形態を尊重しつつ、土地の生産的な利用およびこれらコミュニティの包括的な開発を促進するよう求める。

14. 国に対し、多数のアフリカ系人民が経験する宗教的偏見および不寛容という特に深刻な問題を認識し、その他のある特定の形態の差別と組み合わされたときには複合的差別の形態を構成することになる宗教と信念に基づくこれらすべての差別を防止し、かつ撤廃する事を目的とした政策および措置を実施するよう求める。

先住民

15. 国に対し、以下のことを求める。
    (a) 先住民によるその権利の享受を促進し、保護し、かつ確保するため、これらの人々と協調しながら、憲法、行政、立法、司法およびあらゆる必要な措置を採用もしくは継続的に適用するとともに、特にこれら人々の利益に影響もしくは関係する問題について、平等、非差別および社会のあらゆる分野への全面的かつ自由な参加を基盤にしてその人権と基本的自由の行使を保障すること。
    (b) 先住民の文化および遺産のよりよい理解と尊重を促進すること。この関連で、すでに国によってとられている措置を歓迎する。

16. 国に対し、先住民との協力により、適宜、先住民による企業の設立、取得あるいは拡大および訓練、技術援助の提供ならびに信用ファシリティーのような措置の実施を通して、先住民の経済活動へのアクセスを刺激し、その雇用水準を高めるよう求める。

17. 国に対し、先住民との協力により、そのコミュニティの発展に裨益する訓練およびサービスへのアクセスを提供するプログラムを確立し、実施するよう求める。

18. 国に対し、先住民の女性および少女の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を促進し、ジェンダーおよび種族性を理由とするその不利な状況を終らせ、教育、肉体的および精神的健康、経済活動およびドメステック・バイオレンスを含む暴力の問題についてこれらの人々に影響を与える緊急の問題に対処し、先住民の女性および少女が人種主義とジェンダーによる差別という複数の理由により被っている一層深刻な差別状況を撤廃することを目的に、先住民の女性および少女のために、また、これらの人々と協調しながら、公共政策を採択し、プログラムに弾みを与えるよう要請する。

19. 国に対し、暗示的、明示的もしくは内在的であるかを問わず、先住民およびその個人に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を判別し、根絶するために、関連の国際人権文書、規範および基準に従い、自国の憲法、法律、法制度および政策を検討するよう勧告する。

20. 関係国に対し、先住民との条約および協定を尊重し、かつそれらを正当に承認し、順守するよう呼びかける。

21. 国に対し、先住民が世界会議に関する自身のフォーラムで作成した勧告を十分かつ適切に考慮するよう呼びかける。

22. 国に対し、以下のことを要請する。
    (a) 本件行動計画において合意された先住民に関する目標および措置の実現を促進する制度的メカニズムを開発し、かつ、すでに存在している場合は、それを支援すること。
    (b) 先住民組織、地方当局および非政府組織と協同して、先住民に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の克服を目的とする行動を促進し、かつこの関連で達成された進歩状況を定期的に評価すること。
    (c) 先住民が直面している不利益を克服するための特別措置の重要性に関する社会全体の理解を促進すること。
    (d) 先住民に直接に影響する政策および措置に関する意思決定のプロセスにおいて先住民の代表と協議すること。

23. 国に対し、都市環境に居住する先住民およびその個人が直面する特殊な問題を認識するよう呼びかけ、また、国に対し、これらの人々が自らの伝統的、文化的、言語的および精神的な生活様式を継続して実践する機会に特別の注意を払いながら、先住民が被っている人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うために実効的な戦略を実施するよう求める。

移住者

24. すべての国に対し、移住者に対する一般化された拒絶の表現と闘い、移住者に対する外国人排斥的行動および否定的感情もしくはその拒絶を生み出すあらゆる人種主義的なデモストレーションおよび行動を積極的に抑制するよう要請する。

25. 国際および国内の非政府組織に対し、そのプログラムと活動に移住者の人権の監視および保護を含めるとともに、移住者に対する差別、外国人排斥および関連する不寛容の人種主義的行動および表現を防止する必要性について、すべての国において政府を啓発し、かつ世論の認識を高めるよう招請する。

26. 国に対し、移住者の在留資格に関係なく、世界人権宣言および国際人権文書による義務に従ってすべての移住者の人権および基本的自由を全面的かつ実効的に促進し、保護するよう要請する。

27. 国に対し、移住者の人権に関する教育を促進し、受入国社会に対する移住者の積極的な貢献および移住者、特に非正式状況にある移住者の弱い立場を含め、移住者および移住問題に関する正確

な情報を一般市民が受け取れるようにするための広報キャンペーンを実施するよう奨励する。

28. 国に対し、独立した地位を得たいという多くの家族構成員の願望に相応の注意を払いながら、移住者の統合にプラスの効果をもたらす迅速かつ効果的な方法で家族が再び一つになることを促進するよう呼びかける。

29. 国に対し、職場における移住者を含むすべての労働者に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を撤廃する具体的な措置をとり、労働法を含め、法の前におけるすべての者の完全な平等を確保するよう求めるとともに、さらに国に対し、職業訓練、団体交渉、雇用、契約および労働組合活動への参加、苦情申立てを処理する司法裁判所および行政裁判所へのアクセス、居住国内各地における求職活動、ならびに、安全かつ健康的な条件で労働することに対する障害を適宜、排除するよう求める。

30. 国に対し、以下のことを求める。
    (a) 移住者と受入国社会の間のよりよい調和および寛容を育むために、多くの社会で個人または集団によって実行されている暴力行為を含む各種表現の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を撤廃することを目的とした政策および行動計画を発展させ、かつ実施するとともに、予防措置を強化し、実施すること。
    (b) 必要に応じて、自国の移民に関する法律、政策および慣行の再検討および改正を行い、それによって人種差別をなくし、国際人権文書による各国の義務に合致するようにすること。
    (c) 文化的多様性の尊重を促し、移住者の公正な処遇を促進し、適宜、その社会的、文化的、政治的および経済的活動への統合を容易にするプログラムを発展させるために、移住者と受入国コミュニティを関与させる特定の措置を実施すること。
    (d) その在留資格に関係なく、公的当局によって抑留された移住者が人道を持って公平に扱われ、特に取調べにおいては、国際法の関連規範および人権基準に従って効果的な法の保護を受け、かつ、適宜、能力のある通訳の援助を受けられるようにすること。
    (e) とりわけ行政官、警察官、入国管理職員およびその他関係集団向けの専門的な研修コースを開催することによって、警察および入国管理当局が国際基準に従い、尊厳を保つ非差別的な方法で移住者を取り扱うようにすること。
    (f) 新たな居住国への移住者の貢献を最大化することを目的に、移住者の教育的、職業的および技術的資格証明書の承認を促進する問題を検討すること。
    (g) 公正な賃金およびいかなる差別もない同一価値の労働に対する同一報酬に関する権利、ならびに、失業、病気、障害、配偶者の死亡、高齢化その他の抗し難い状況による生計欠如の際の保障、社会保険を含む社会保障、教育へのアクセス、健康管理、社会サービスおよび文化的アイデンティティーの尊重を受ける権利を含め、すべての移住者によるすべての人権の全面的享受を促進するあらゆる可能な措置をとること。
    (h) 移住者、特に配偶者もしくはドメステック・バイオレンスの犠牲者となっている女性および子どもに、虐待関係から逃れることを可能にするような移民政策およびプログラムの採

用と実施を検討すること。

31. 国に対し、女性移住者の割合が増加していることに鑑み、特に女性移住者が直面する複数の障害が複合する場合、ジェンダーによる差別を含むジェンダーの問題を特に重視するよう求める。女性移住者に対する人権侵害ばかりでなく、これらの人々が出身国と受入国の経済に対して行う貢献についても詳細な調査を行い、その調査結果を条約機関への報告に含めるべきである。

32. 国に対し、許可証を有する長期移住者に対して社会の他の構成員と同じ経済的な機会と責任を認めるよう求める。

33. 移住者の受入国に対し、国連機関、地域機関および国際金融機関との協力のもとに、特に保健、教育および適切な住宅の分野において十分な社会的サービスの提供を優先課題として検討するよう勧告し、また、これらの機関に対し、そうしたサービスの要請に十分に対応するよう要請する。

難民

34. 国に対し、難民、亡命者および避難民に関する国際人権法、難民法および人道法による義務に従うよう求め、かつ国際社会に対し、責任を分かち合うために、国際的な連帯、分担および国際協力の原則に従って、これらの人々に公平な方法で、かつ、世界各地におけるそのニーズに相応の配慮をした上で、保護と援助を提供するよう求める。

35. 国に対し、難民が受入国社会で生活をはじめようとする中で直面する可能性のある人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を認識するよう要求し、かつ、国に対し、その国際的な義務とコミットメントに従ってこの差別に取り組むための戦略を発展させ、難民によるその人権の全面的享受を容易にするよう奨励する。締約国は、難民に関するすべての措置が 1951 年の「難民の地位に関する条約」およびその 1967 年の議定書に完全に従ったものにしなければならない。

36. 国に対し、難民および国内避難民の女性と少女を暴力から保護する効果的な措置をとり、そうした違反があった場合はこれを調査し、その責任者を適宜、妥当かつ権限ある組織との協力のもとに法によって裁くよう求める。

その他の犠牲者

37. 国に対し、すべての者がいかなる差別もなく登録され、その法的身元を反映する必要な文書にアクセスできるようにし、これらの人々が利用可能な法的手続き、救済措置および発展の機会から恩恵を受けられるようにするとともに、人身売買事件を減らすためにあらゆる可能な措置をとる

よう求める。

38. 人身売買の犠牲者は、特に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容にさらされていることを認識する。国は、人身売買に対してとられているあらゆる措置、特に人身売買の犠牲者に影響を及ぼす措置が、人種差別の禁止および適切な法的救済の利用可能性を含め、国際的に認められた非差別の原則と一致するようにする。

39. 国に対し、ロマ／ジプシー／シンティ／トラベラーの少女をはじめとする子どもおよび若者が教育に対する平等なアクセスを与えられるようにし、とりわけこれらの人々が就学前に公用語を学び、かつこうした子どもと若者が母語を学ぶためにロマ／ジプシー／シンティ／トラベラーの教員と補助教員を雇用する機会を含む異文化間教育に関する補足的プログラムなど、あらゆるレベルの教育カリキュラムが、これらの人々のニーズに感応および対応できるようにすることを呼びかける。

40. 国に対し、ロマ／ジプシー／シンティ／トラベラーの代表との協力のもとに、これらの人々に対する差別を根絶してこれらの人々が平等を達成できるようにし、ロマについて人種差別撤廃委員会が一般勧告 XXVII で勧告したように、これら人々のあらゆる人権の全面的享受を確保することによってそのニーズを満たすために適切かつ具体的な政策および措置を採用し、実施メカニズムがない場合にはこれを策定するとともに、経験を交換するよう奨励する。

41. 政府間機関が適宜、さまざまな国家との協力プロジェクトまたは援助プロジェクトにおいてロマ／ジプシー／シンティ／トラベラーの状況に取り組み、その経済的、社会的および文化的向上を促進するよう勧告する。

42. 国に対し、ロマ／ジプシー／シンティ／トラベラーが経験している人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対する意識を喚起し、その文化と歴史に関する知識およびその尊重を促進するよう呼びかけ、かつそれを非政府組織に奨励する。

43. メディアに対し、ロマ／ジプシー／シンティ／トラベラーのメディアへの平等なアクセスと参加を促進し、これらの人々を人種主義的、ステレオタイプ的および差別的なメディア報道から保護するよう奨励し、かつ国に対し、この点におけるメディアの努力を容易にするよう呼びかける。

44. 国に対し、ロマ／ジプシー／シンティ／トラベラー自身との協議により明らかにされた懸案事項を認識し、社会におけるこれら人々の地位をできるかぎり正確に反映した信頼できる統計データに基づき、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うことを目的とした政策を策定するよう招請する。そうした情報はすべて、データ保護規制やプライバシー保護など、人権と基本的自由に関する規定に従って、関係者との協議のもとに収集されなければならない。

45. 国に対し、アジア系人民に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の問題に取り組むよう奨励し、かつ、国に対し、これらの人々が経済的、社会的、文化的および政治的活動に参加する際に直面する障害を除去するために必要なあらゆる措置をとるよう求める。

46. 国に対し、自国の管轄の下にある民族的もしくは種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々が、いかなる差別もなく、また、法の前において完全に平等に、すべての人権と基本的自由を完全、かつ、実効的に行使できるようにすることを求め、また国および国際社会に対し、これらの人々の権利を促進し、保護するよう求める。

47. 国に対し、民族的もしくは種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々が受け、または受けている恐れのあるあらゆる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容からこれらの人々を保護するために、これらの人々が個別に、またはその集団の他の構成員とのコミュニティにおいて、私的におよび公的に、自由かつ妨害もなく、自らの文化を享受し、自らの宗教を告白し、かつ実行し、自らの言語を使用する権利、ならびに、これら人々が居住する国の文化的、社会的、経済的および政治的活動に実効的に参加する権利を保障するよう求める。

48. 国に対し、差別、周辺化および社会的排除が、ある国において数的に少数者の状態で生活する多くの人種集団に与え、かつ、与え続ける影響を認識し、そうした集団の人々が、その集団の個々の構成員として、完全かつ実効的に、差別なく、法の前において完全に平等に、すべての人権と基本的自由を行使できるようにし、かつ、該当する場合には、人種差別を防止すること目的に雇用、住宅および教育に関する適切な措置をとるよう求める。

49. 国に対し、適宜、雇用、健康管理、住宅、社会的サービスおよび教育に関し、民族的あるいは種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々に対する人種差別を防止する適切な措置をとるよう求める。その際には、複合的差別の形態を考慮に入れるべきである。

50. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対処するすべての行動計画にジェンダーの視点を取り入れ、特に先住民女性、アフリカ人女性、アジア人女性、アフリカ系女性、アジア系女性、女性移住者およびその他不利な立場にある集団の女性に対する差別がもたらす重圧を考慮し、自らのコミュニティの経済的および生産的発展に対する参加を促進する手段として、男性と平等の立場で、これら女性の生産資源へのアクセスを確保するよう求める。

51. 国に対し、そうした差別の根絶に向けて取り組む際には、女性、特に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者である女性をあらゆるレベルの意思決定に参加させ、また、本件行動計画および国内行動計画のあらゆる側面を実施する際に、特に雇用計画やサービスおよび資源の細分の分野において、人種およびジェンダーの分析を取り入れるための具体的措置を発展させるよう求める。

52. 貧困が経済的および社会的地位を形成し、男女の実効的な政治的参加に対する障害を異なる形で異なる程度に確立させることを認識し、国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者である個人もしくは個人の集団に裨益するように立案および実施されている措置を含め、すべての経済的社会的政策およびプログラム、特に貧困撲滅の措置についてジェンダーの分析を行うよう求める。

53. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者となっている女性および少女のエンパワーメントを行い、公的および私的生活のすべての領域でその権利を十分に行使できるようにするとともに、あらゆるレベルでの意思決定、特にその生活に影響を及ぼす政策と措置の立案、実施および評価に対する女性の全面的、平等かつ実効的な参加を確保するよう求め、かつそれを社会のすべての部門に奨励する。

54. 国に対し、以下のことを求める。
    (a) 時には国家の黙認あるいは煽動を伴いながら、戦争の武器として体系的に使われてきた性的暴力は、特定の状況のもとでは人道に対する罪や戦争犯罪を構成する国際人道法の重大な違反であり、また、人種およびジェンダーを理由とする差別の複合が、特に女性と少女に対して、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関連することが多いこの種の暴力を受けやすくしていることを認識すること。
    (b) 免責を終わらせ、女性および少女に対する性的およびその他ジェンダーに基づく暴力に関する犯罪を含め、人道に対する罪および戦争犯罪の責任者を訴追するとともに、実行、命令、教唆、誘引、援助、幇助、扶助あるいはその他何らかの形での犯行あるいは犯行未遂への加担によるものを含め、そうした犯罪に責任のある権限保持者を特定し、捜査し、起訴しおよび処罰することができるようにすること。

55. 国に対し、必要であれば国際機関と協力し、子どもの最善の利益を主たる考慮事項として、子ども、特に傷つきやすい状況にある子どもを人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容から保護し、関連する政策、戦略およびプログラムを立案するにあたってはそうした子どもたちの状況に特別な注意を払うよう要請する。

56. 国に対し、自らの国内法および関連する国際文書による義務に従って、利用できる資源を最大限に活用してすべての子どもがその人権と基本的自由を行使できるようにし、かつ、いかなる差別もなく、すべての子どもが即時に出生証明書登録を行うことのできる平等な権利を保障するあらゆる措置をとるよう求める。国は国籍に関しては男性と平等な権利を女性に付与する。

57. 国および国際機関および地域機関に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容にさらされる障害者の状況に取り組むよう求め、それを非政府組織および民間セクターに対して奨励する。また、国に対し、これらの人々があらゆる人権を完全に享受できるようにし、かつ生活のあらゆる分野へのその完全統合を容易にする必要措置をとるよう求める。

III. 国家、地域および国際のレベルで人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶を目的とした防止、教育および保護の措置

58. 国に対し、国および国際レベルの両方で、既存の反差別国内法および関連する国際文書およびメカニズムに加え、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する立場をとるようすべての市民および機関に奨励する効果的な措置および政策を採択し、かつ実施し、ならびに、公的機関が国際機関、非政府組織および他の市民社会部門とのパートナーシップのもとに活動するようなプログラムを含め、特に文化的多様性の恩恵についての認識および理解を高めるための広報および教育プログラムを通して、コミュニティ内および国内、コミュニティおよび国との間に正義、平等と非差別、民主主義、公正と友好、寛容と尊重のような価値観および原則を実行し、かつ促進することによって、調和のとれた生産的な未来の構築に向けた共同作業に際して、あらゆる国の国内および国家間における多様性がもつ恩恵を認識し、尊重し、かつ最大化するよう求める。

59. 国に対し、あらゆるレベルでの人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶を目的とする防止、教育および保護の措置の立案および助長において、ジェンダーの視点の主流化を図り、それによってこれらの措置が効果的に男女個別の状況に対象を絞れるようにするよう求める。

60. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者である個人もしくは個人の集団のニーズおよび経験を考慮に入れた貧困撲滅および社会的排除軽減のための国内プログラムを適宜、採択もしくは強化するよう求め、かつ、国が、そうしたプログラムの実施にあたり、二国間、地域および国際の協力を育成する努力を拡大するよう求める。

61. 国に対し、その政治制度および法制度が社会のなかで多文化的多様性を反映するようにし、また、必要に応じて民主的諸制度を改善し、それをより全面的な参加型とし、社会の特定部門に対する周辺化、排除および差別を回避するよう求める。

62. 国に対し、政策およびプログラムを通して、女性および少女に対する人種主義および人種的動機を有する暴力に取り組むためにあらゆる必要措置をとり、協力、政策対応および国内立法ならびに関連する国際文書による義務を実効的に実施し、かつ、女性と少女に対するあらゆる形態の人種的動機を有する差別および暴力の撤廃を目的とするその他の保護措置および予防措置を増大させるよう求める。

63. 企業部門、特に観光業とインターネット・プロバイダーに対し、人身売買を防止し、ジェンダーに基づく差別および人種差別からそうした売買の犠牲者、特に売春の犠牲者を保護し、その権利、尊厳および安全を促進する目的で行動規範を発展させるよう奨励する。

64. 国に対し、立法措置、防止キャンペーンおよび情報交換を含む包括的な人身売買戦略を通して、女性および子ども、とくに少女のあらゆる形態の人身売買を防止し、これと闘い、これを撤廃するため、国、地域および国際のレベルで効果的な措置を策定し、実施し、かつ強化するよう求める。また、国に対し適宜、犠牲者の援助、保護、癒し、社会への再統合および社会復帰を目指す包括的なプログラムを提供するための資源を配分するよう求める。国はこの点に関して、法執行官、入国管理職員および人身売買の犠牲者を扱うその他の関連職員向けの訓練を提供もしくは強化する。

65. 国連システムの組織、機関および関連計画ならびに国に対し、「国内避難民に関する指導原則（E/CN.4/1998/53/Add.2）」、特にその被差別に関する条項を促進し、活用するよう奨励する。

A. 国のレベル

1. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を防止およびこれに対する保護を図るための立法、司法、規制、行政およびその他の措置

66. 国に対し、ジェンダーに基づく表現も含め、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う国内の政策および行動計画を遅滞なく確立し、実施するよう求める。

67. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者である移住労働者を含む特定の労働者集団が経験する深刻な状況に対処する効果的な立法および行政政策、ならびにその他の予防措置を立案しもしくは強化し、促進し、かつ実施するよう求める。家事労働に従事する人々および人身売買の対象となった人々を差別および暴力から保護し、これらの人々に対する偏見と闘うことに特別の注意が向けられるべきである。

68. 国に対し、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」による義務に従い、その留保が同条約の趣旨および目的に反しないようにしつつ明確、かつ、特定的に人種差別に対抗し、あらゆる公的生活の領域において、直接および間接のいかんを問わず、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を禁止する国内の立法および行政措置を採択して実施し、あるいは強化するよう求める。

69. 国に対し、人間の生命を脅かし、または債務労働、奴隷制度、性的搾取もしくは労働搾取など、各種の強制労働や搾取に導く慣行を考慮にいれ人身売買、とくに女性および子ども売買ならびに移住者の密航に対処する法律を適宜、制定し、かつ実施するよう求める。また、国に対し、そうした慣行と闘い、法の執行および犠牲者の権利保護を確保するために十分な資源を配分するメカニズムがまだ存在していない場合にはこれを創設し、そうした人身売買および移住者の密航と闘うために、犠牲者を援助する非政府組織との協力も含め、二国間、地域および国際の協力を強化するよう奨励する。

70. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者である個人および個人の集団の間に平等を育成するために必要なすべての憲法、立法および行政上の措置をとり、ならびに、そうした形態の差別を生み出しかねない国内の立法および行政規定を改正もしくは廃止する目的で現行の措置の再検討を行うよう求める。

71. 法執行機関を含め、国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を動機とする警察官およびその他の法執行官による違反行為を防止し、発見し、その説明責任を確保するための効果的な政策およびプログラムを立案して全面的に実施し、そうした違反行為を行った者を訴追するよう求める。

72. 国に対し、「人種的プロファイリング」として一般に知られる現象、すなわち、警察官その他の法執行官が、いかなる程度であれ、人々を捜査対象としたり、またある個人が犯罪行為に関与しているかどうかを決定する根拠として、人種、皮膚の色、世系または民族的あるいは種族的出身に依存するという慣行を撤廃するため、効果的措置を立案し、履行し、かつ実施するよう求める。

73. 国に対し、遺伝子研究あるいはその応用が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を促進するために用いられることを防止し、個人の遺伝子情報のプライバシーを保護し、そうした情報が差別的もしくは人種主義的な目的に利用されるのを防止する措置をとるよう求める。

74. 国に対して以下のことを求め、かつそれを非政府組織および民間セクターに招請する。
   (a) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容のない、資質の高い多様な警察を促進し、少数者を含むすべての集団を、警察隊および刑事司法制度内のその他の機関（検察官など）を含む公務に採用する政策を創設し、実施すること。
   (b) 次のことにより、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を動機とするものを含め、暴力の削減を図ること。
      (i) 若者に寛容と尊重の重要性を教える教材を開発する。
      (ii) 偏見に対処し、それが暴力的な犯罪行為として現れることを防ぐ。
      (iii) コミュニティの指導者および国と地方の法執行官などからなる作業グループを設置し、暴力的な犯罪行為の予防を目的に調整、コミュニティ参加、訓練、教育およびデータ収集の改善を図る。
      (iv) 暴力的な犯罪活動を禁止する市民的権利法が強力に実施されるようにする。
      (v) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を動機とする暴力に関するデータ収集を拡充する。
      (vi) 犠牲者に適切な援助を提供し、かつ人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を動機とする暴力事件の将来の発生を防止するための公教育を提供する。

人権および非差別に関する国際的文書、地域的文書の批准および実効的実施

75. 未だそうしていない国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う国際人権文書の批准もしくは加入を検討し、特に緊急課題として、2005 年までの普遍的批准を目指して「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に加入し、また同条約第 14 条に想定される宣言を行い、その報告義務に従い、かつ人種差別撤廃委員会の総括所見を公表し、それに従って行動するよう求める。また、国に対し、同条約の趣旨および目的に反する留保を撤回し、その他の留保の撤回を検討するよう求める。

76. 国に対し、人種差別撤廃委員会の観察および勧告に十分な考慮を払うよう求める。そのために、国は、そうした観察および勧告のフォローアップを行うために必要なあらゆる適切な手段がとられるように、適切な国内監視評価メカニズムの設立を検討すべきである。

77. 未だそうしていない国に対し、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」および「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の締約国となり、また「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の選択議定書に加入することを検討するよう求める。

78. 未だそうしていない国に対し、以下の文書の署名および批准もしくは加入を検討するよう求める。
    (a) 1948 年の「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」
    (b) 1949 年の「(改正) 国際労働機関移住労働者条約」(第 97 号)
    (c) 1949 年の「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」
    (d) 1951 年の「難民の地位に関する条約」およびその 1967 年議定書
    (e) 1958 年「国際労働機関差別待遇 (雇用及び職業) 条約」(第 111 号)
    (f) 国連教育科学文化機関総会によって 1960 年 12 月 14 日に採択された「教育における差別を禁止する条約」
    (g) 5 年以内の普遍的批准を目指す 1979 年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその 1999 年の選択議定書
    (h) 1989 年の「児童の権利に関する条約」とその 2000 年の 2 件の選択議定書および 1973 年の「国際労働機関最低年齢に関する条約」(第 138 号) と 1999 年の「最悪の形態の児童労働条約」(第 182 号)
    (i) 1975 年の「国際労働機関移住労働者 (補足条項) 条約」(第 143 号)
    (j) 1989 年の「国際労働機関先住民および種族民に関する条約」(第 169 号) および 1992 年の「生物の多様性に関する条約」
    (k) 1990 年の「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」
    (l) 1998 年の「国際刑事裁判所ローマ規程」
    (m) 2000 年の「国連越境組織犯罪防止条約」、同条約を補足する「特に女性および子どもの人身売買を防止し、取り締まり、処罰するための議定書」、および、同条約を補足する「陸路、海路および空路による移住者密航防止議定書」

さらに、これら文書の締約国に対し、これを全面的に実施するよう求める。

79. 国に対し、その他のある形態の差別と結びついた場合には複合的な差別を構成する宗教的差別をなくすため、1981 年 11 月 25 日の国連総会決議 36/55 による「宗教もしくは信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」に定められる権利の行使を促進し、かつ保護するよう呼びかける。

80. 国に対し、逮捕もしくは抑留の場合には、法的地位および在留資格に関係なく、特にそれは自国の領事館員と通信する外国籍者の権利に関連するので、1963 年の「領事関係に関するウィーン条約」の全面的な尊重と順守を図るよう求める。

81. すべての国に対し、とりわけ、労働ビザおよび労働許可証の発給、住宅、医療ならびに司法へのアクセスに関し適宜、外国人および移住労働者に対する人種、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身に基づく差別的処遇を禁止するよう求める。

82. 人権侵害および国際人道法違反に対する免責は、公正かつ公平な司法制度、そして究極においては和解と安定への深刻な障害となることを留意し、人種主義もしくは外国人排斥を動機とする犯罪を含め、国際レベルにおいても免責と闘うことの重要性を強調する。また、既存の国際刑事裁判所の活動および国際刑事裁判所ローマ規程の批准を全面的に支持し、すべての国に対してこれら国際刑事裁判所に協力するよう求める。

83. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うため、1998 年の「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」の関連規定を全面的に適用するためにあらゆる努力を惜しまないよう求める。

人種差別行為を犯した者の訴追

84. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を動機とする犯罪行為と闘う実効的な措置を採用し、そうした動機が量刑との関連で加重要因と見なされるための措置をとり、これら犯罪が免責となることを防止し、法の支配を確保するよう求める。

85. 国に対し、一方における刑事訴追、警察による暴力および刑事制裁、他方における人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との間にありうる連関を調べるための調査を行い、そうした連関および差別的慣行の根絶に必要な手段を講じるための証拠を得るよう求める。

86. 国に対し、人種的憎悪および人種差別ならびに人種主義的な外国人排斥的感情を助長するネオファシスト的で暴力的な国粋主義的イデオロギーの発生を抑制するため、正規および非正規の教育、メディアおよびスポーツを通して、そうしたイデオロギーが特に若者に与える悪影響と闘う措置

を含めた措置を促進するよう呼びかける。

87. 締約国に対し、特に非差別の原則に関連して、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約およびその第 1 追加議定書の重大違反ならびにその他の戦争法および慣習の重大違反を犯し、またはそれを犯すよう命じた者を訴追し、処罰するために引き受けた義務を履行する立法を採択するよう求める。

88. 国に対し、あらゆる形態の人身売買、特に女性と子どもの売買を犯罪とし、人身売買者および仲介者に有罪判決を下して処罰する一方で、人身売買の犠牲者の人権を十分に尊重しながら、これらの人々に対する保護および援助を確保するよう求める。

89. 国に対し、人種主義および人種差別のあらゆる不法行為について包括的、かつ、徹底的で時宜にかなった公平な捜査を行い、適宜、職権によって刑事犯罪を訴追し、人種主義的あるいは外国人排斥的性質の犯罪に対するすべての適切な行動を開始または容易にし、人種主義的あるいは外国人排斥的性質の犯罪に対する刑事および民事の捜査と訴追を優先課題としてそれに積極的に一貫して取り組むようにし、ならびに、裁判所およびその他司法を運営する機関において平等な処遇を受ける権利を確保するよう求める。この点に関し、世界会議は、公正かつ公平な法の適用を確保するため、刑事司法制度内のさまざまな担当官の意識を高め、これを対象とした訓練を行うことの重要性を強調する。この点について、反差別監視機関の設置を勧告する。

独立の国内専門機関の設置・強化および調停

90. 国に対し、1993 年 12 月 20 日の国連総会決議 48/134 付属の「人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則」に従って、特に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の問題に関する独立した国内人権機関の実効性を適宜、確立し、強化し、再検討し、かつ補強し、ならびに、これらの機関にそうした現象と闘うための調査、研究、教育および世論啓発活動を行うための十分な資金、権限および能力を付与するよう求める。

91. また、国に対して以下のことを求める。
   (a) これら機関とその他の国内機関との間の協力関係を育成すること。
   (b) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者である個人もしくは個人の集団が、これら機関に全面的に参加できるような手段を講じる。
   (c) とりわけ、現行の国内法および判例の公表と回覧ならびに他の国の機関との協力を通してこれらの機関および類似する機関を支援することによって、そうした慣行の表現、機能およびメカニズム、ならびに、それらを防止し、それと闘い、それを根絶するための戦略についての知識が得られるようにすること。

2. 政策と実践

データ収集と細分化、研究および調査

92. 国に対し、全国および地方のレベルで信頼できる統計データを収集し、集計し、分析し、配布および公表し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者である個人および個人の集団の状況を定期的に評価するために必要なその他のあらゆる関連措置をとるよう求める。

(a) そうした統計データは国内立法に従って細分化されるべきである。そうした情報はすべて、適宜、犠牲者の明示的な同意を得た上で、自らの身元証明に基づき、かつデータ保護規制やプライバシー保護など、人権と基本的自由に関する規定に従って収集される。そうした情報は誤用されてはならない。

(b) これらの統計データおよび情報は、周辺化された集団の状況を監視し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を防止し、それとの闘い、目指す立法、政策、慣行およびその他の措置を策定および評価する目的をもって、また、何らかの措置が意図しない本質的に異なる影響を犠牲者に及ぼしていないかどうかを判断するために、収集されるべきである。そのため、情報の収集、処理および使用のプロセスにおいては、自発的な合意に基づく参加型の戦略を策定することを勧告する。

(c) 既存の社会的、経済的条件の格差を埋めることを目的とした社会経済開発政策を策定するために、これらの情報は、適宜、保健と健康状態、乳児および妊産婦の死亡率、平均余命、識字率、教育、雇用、住宅、土地所有、精神的・肉体的健康管理、水、衛生設備、エネルギーと通信サービス、貧困および平均可処分所得などの経済的、社会的指標を考慮すべきである。

93. 国、政府間機関、非政府組織、学術機関および民間セクターに対し、データの収集および分析の概念および方法を改善し、この領域における調査を促進し、経験および成功した慣行を交換し、普及活動を発展させ、ならびに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を受けている個人および個人の集団の前進と社会参加の指標を開発するよう招請する。

94. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いを目的とする政策およびプログラムは、ジェンダーの視点を取り入れた量的・質的調査に基づくものとすべきことを認識する。そうした政策およびプログラムは、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲となっているか、それを受けている個人および個人の集団によって明らかにされた優先課題を考慮すべきである。

95. 国に対し、法執行官が犯したものを含め、公共および民間のセクターにおける人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容にあたる行為の定期的な監視を確立するよう求める。

96. 国に対し、調査の促進と実施を図り、移住の原因および表現の双方に実効的に取り組み、そのあらゆる段階および側面に対して総合的、客観的かつ長期的アプローチを採用するよう招請する。これら調査およびアプローチは、人権と基本的自由の全面的享受の欠如、および、経済のグローバル化が移住動向に与える影響など、移住者の流れの根本的原因に特別の注意を払うべきである。

97. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容が法律、政策、制度および慣行にどのように反映されうるか、ならびに、これが移住者、特に女性と子どもの犠牲者化と排除にどのように貢献してきた可能性があるかについて一層の研究を行うよう勧告する。

98. 国が、該当する場合、国連人権条約機関への定期報告の中に、適切な形で、政治活動への参加ならびに経済的、社会的および文化的状況に関する統計的データなど、自国の管轄の下にある個人、集団の構成員およびコミュニティについての統計情報を含めるよう勧告する。そうした情報はすべて、データ保護規制およびプライバシー保護など、人権と基本的自由に関する規定に従って収集される。

特に社会的サービス、雇用、住宅、教育、健康管理などへのアクセスに関する非差別を確保するための肯定的行動を含む行動志向政策および行動計画

99. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うことは、国の第一義的な責任であることを認識する。したがって、国に対し、多様性、平等、社会正義、機会均等およびすべての者の参加を促進する国内行動計画を開発もしくは策定するよう奨励する。肯定的行動もしくは積極的行動および戦略を通して、これら計画は、すべての者が意思決定に実効的に参加し、生活のあらゆる領域において、非差別に基づき、市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利を実現できる条件を整備することを目的とすべきである。世界会議は国に対し、そうした行動計画を開発し、策定する際に、政策およびプログラムの立案、実施および評価に非政府組織をさらに密接に関与させるため、これとの対話を確立し、または強化するよう奨励する。

100. 国に対し、人種差別の犠牲者もしくはそうなりかねない個人および個人の集団の初等教育、基礎的健康管理および適切な住宅を含む基本的な社会的サービスへのアクセスを促進する肯定的行動もしくは積極的行動を含む国内プログラムを統計情報に基づいて確立するよう求める。

101. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲となっている個人もしくは個人の集団による差別のない健康管理へのアクセスを促進するプログラムを策定し、かつ、とりわけ乳児と妊産婦の死亡率、子どもの予防接種、HIV／エイズ、心臓病、ガンおよび伝染病における格差を撤廃するため、強力な努力を促進するよう求める。

102. 国に対し、社会的排除および周辺化に対処できるように、都市開発スキームおよびその他の人間居住の計画段階において、また、放置されてきた公共住宅を再建する際に、社会のあらゆる構成

員の居住地統合を促進するよう求める。

雇用

103. 国に対し、信用および研修プログラムへの平等なアクセスの促進により適宜、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者が所有する企業の組織および経営を促進し、かつ支援するよう求める。

104. 国に対して以下のことを求めるとともに、それを非政府組織および民間セクターに対して奨励する。

(a) 市民的権利の実施、公教育および職場内におけるコミュニケーションを含む多面的戦略を通して差別のない職場づくりを支援し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を受けている労働者の権利を促進し、かつ保護すること。

(b) 新事業は困窮するコミュニティにプラスのダイナミックな影響を与えうることを認識しつつ、とりわけコミュニティ開発銀行を通した資本へのアクセスを高めることによって、サービスが行き届かず不利な立場にある地域の経済および教育の状態を改善するための事業の創設、成長および拡大を促進するとともに、民間セクターと協力して、経済的に困窮している地域において雇用を創出し、既存の雇用維持を助け、商工業の成長を刺激すること。

(c) とりわけ、熟練労働者の雇用も含め、就職、雇用維持および再就職に際し最大の障害に直面する対象集団の見通しを改善すること。複数の差別を受けている者には特別の注意を払うべきである。

105. 国に対し、労働者の権利の保護を強化するための立法および政策を考案および実施する際に、人身売買された者および密航移住者の場合のように、保護が欠如していたり、場合によっては搾取が行われているという深刻な状況があり、これが家事労働者の監禁や危険で低賃金の仕事での雇用のように、これらの人々をさらに虐待にさらされやすくしていることに特別の注意を向けるよう求める。

106. 国に対し、労働者の権利に関する国際文書および規範の適用および順守を促進することによって雇用および職業における差別的慣行、人種主義および外国人排斥の悪影響を回避するよう求める。

107. 国に対し、職場での非差別的慣行を前進させ、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者を含め、労働者の権利を保護するよう呼びかけるとともに、これを代表的な労働組合および財界に対して奨励する。

108. 国に対し、職場における人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者に対して、行政的、法律的手続きおよびその他の救済措置への実効的なアクセスを提供するよう呼びかける。

健康、環境

109. 国に対し、標準的健康指数に表れているように人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容から生じている恐れのある健康状態の格差を撤廃することを目的に、個別に、また国際協力を通して、達成可能な最高基準の肉体的、精神的健康を享受するあらゆる人々の権利を実現する措置を強化するよう求める。

110. 国に対して以下のことを求めるとともに、これを非政府組織および民間セクターに対して奨励する。

(a) 実効的な反差別法の制定および施行など、健康管理制度における人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を監視し、かつ撤廃するための実効的なメカニズムを提供すること。

(b) 医療サービスが行き届いていない人々のためのプライマリー・ヘルスケアを含め、すべての者にとって金銭的に利用可能な包括的で質の高い健康管理への平等なアクセスを確保し、サービスが行き届いていないコミュニティで働く意欲のある多様な保健担当者の養成を容易にし、資質と潜在能力に基づき、社会の多様性を代表するあらゆる集団の女性および男性を健康管理職員として採用し、これを保健職種に保留することにより、健康管理職における多様性向上を図るための手段を講じること。

(c) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者をはじめとする周辺化されたコミュニティの健康状態を改善する手段として、健康管理職員、地域密着型の保健提供者、非政府組織、科学研究者および民間企業と協力すること。

(d) 保健職員、科学研究者および国際・地域保健機関との協力により、治療および保健戦略が各種のコミュニティに与える差異的影響を調査すること。

(e) リスクの高いコミュニティにおける HIV／エイズ予防努力を改善させる政策およびプログラムを採用および実施するとともに、HIV／エイズのケア、治療およびその他の支援サービスの利用可能性拡大を図ること。

111. 国に対し、以下をはじめとして、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者もしくはそれを受けている個人および集団にとって安全かつ健康的な環境を提供するための非差別的措置を検討するよう招請する。

(a) 健康および環境問題に関する広報へのアクセスを改善すること。

(b) 環境に関する意思決定の公的プロセスにおいて関連する懸案事項が考慮されるようにすること。

(c) あらゆる分野で人間の健康と環境を改善する技術および成功した慣行を共有すること。

(d) 汚染場所を浄化し、再利用し、かつ再開発するためにできる限りの適切な回復措置をとり、協議を経た上で適宜、影響を受けた人々を自発的に移転させること。

政治的、経済的、社会的および文化的意思決定への平等な参加

112. 国に対し、特に貧困削減戦略、開発プロジェクトおよび貿易・市場支援プログラムの助長および実施において、あらゆる段階の経済的、文化的および社会的意思決定に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者である個人もしくは個人の集団による参加を促進するよう求めるとともに、これを民間セクターおよび世界銀行および地域開発銀行のような国際金融・開発機関に対して奨励する。

113. 国に対し、適宜、すべてのコミュニティ構成員、特に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者によるあらゆるレベル、特に地方レベルにおける社会の意思決定プロセスへの実効的かつ平等なアクセスを促進するよう求め、また国に対し、その経済的活動への実効的参加を容易にするよう求め、これを民間セクターに対して奨励する。

114. すべての多国間金融機関および開発機関、特に世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関および地域開発銀行に対し、開発プロジェクトならびに適宜、貿易および市場アクセス・プログラムを容易にするために、自らの通常予算および管理理事会の手続きに従って、あらゆる段階およびレベルにおける意思決定プロセスへの国際社会全構成員の参加を促進するよう求める。

政治家および政党の役割

115. 政治家および政党が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連の不寛容との闘いにおいて果たしうる重要な役割を強調し、政党に対し、党員に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を奨励もしくは扇動する公的発言および行動を自制させるように、とりわけ、違反に対する内部的懲戒措置を含む自発的行動規範を発展させることによって、社会における平等、連帯および非差別を促進する具体的手段を講じるよう奨励する。

116. 列国議会同盟に対し、法律および政策を含め、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連の不寛容と闘うための各種措置に関する議会での討論および議会による行動を奨励するよう招請する。

3. 教育および啓発措置

117. 国に対し、適宜、他の関連機関との協力により、反人種主義教育ならびに受容、寛容、多様性および自国内に住むあらゆる先住民の文化を尊重する価値を促進するメディア・キャンペーンに財的資源を公約するよう求める。特に、国は先住民の歴史と文化について正確な理解を促進すべきである。

118. 国際連合、その他の適切な国際機関、地域機関および国に対し、人類に対するアフリカの重要か

つ貴重な貢献に関するバランスのとれた客観的提示を幅広く普及させるための研究、教育およびマス・コミュニケーションの具体的かつ包括的プログラムを策定、実施し、世界の歴史と文明に対するアフリカの貢献の周辺化を是正するよう求める。

119. 国ならびに関連する国際機関および非政府組織に対し、自由と正義を追求する奴隷制度および奴隷取引の犠牲者の思考および行動に特別な注意を払いながら、奴隷制度の歴史ならびに大西洋、地中海およびインド洋横断奴隷取引に関する既存のデータを収集し、記録し、整理し、展示し、かつ出版する文書および証言、奴隷制度マルチメディア・センターおよび／もしくはプログラムを開発することによって、国連教育科学文化機関の「奴隷ルート・プロジェクト」の取り組みおよびその「沈黙の打破」というテーマをさらに掘り下げるよう招請する。

120. 国連教育科学文化機関が「奴隷ルート・プロジェクト」の枠組みにおいて行った努力に敬意を表し、その成果ができるだけ速やかに国際社会に公表されるよう要請する。

差別のない教育へのアクセス

121. 国に対し、少女、少年を問わず、すべての子どもの無償初等教育へのアクセスおよび成人の生涯学習・教育へのアクセスを含め、いかなる差別もない人権、多様性および寛容の尊重に基づく教育へのアクセスを確保する公約を行うよう求める。

122. 国に対し、法律上も実際上も、すべての者の教育に対する平等なアクセスを確保し、かつ、学校教育へのアクセスにおいて、いかなる形態であれ強制的人種隔離に導くいかなる法的もしくはその他の措置をも慎むよう求める。

123. 各国に対して以下のことを求める。

(a) 正規、非正規を問わず、すべての教育レベルにおいて、人種、皮膚の色、世系もしくは民族的あるいは種族的出身に基づく差別を禁止する法律を採択し、施行すること。

(b) 子どもの教育へのアクセスを制限する障害を除去するため、あらゆる適切な措置をとること。

(c) すべての子どもが差別なく、質の高い教育にアクセスできるようにすること。

(d) 不利な立場にある子どもおよび若者の学業成績を測定し、かつ追跡調査するための標準化された方法を確立し、実施すること。

(e) 子どもおよび若者の学業成績に不平等が存在する場合は、これを撤廃するための資源を公約すること。

(f) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を動機とする暴力および嫌がらせのない、安全な学校環境を確保する努力を支援すること。

(g) 人種、皮膚の色、世系もしくは民族的もしくは種族的出身を問わず、すべての学生が高等教育機関に就学できるようにする財政援助計画の確立を検討すること。

124. 国に対し、民族的もしくは種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々が受けかねないいかなる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容からこれらの人々を守るため、適宜、これらの人々がいかなる種類の差別も受けることなく教育を受けることができ、かつ、可能な場合、自らの言語を学ぶ機会を持てるようにする適切な措置をとるよう求める。

人権教育

125. 国に対し、「人権教育のための国連10年」（1995~2004年）の枠組みにおいて行われる活動の中に、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対する闘いを含め、かつ同10年の中間評価報告の勧告を考慮に入れるよう求める。

126. すべての国に対し、国際連合、国連教育科学文化機関およびその他の関連する国際機関との協力のもとに、すべての人間の尊厳および価値の尊重を確保し、すべての文化および文明間の相互理解を深めるために、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対抗することを目的とした文化・教育プログラムを発足させ、発展させるよう奨励する。さらに、国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘い、多様性、多元主義、寛容、相互尊重、文化的感受性、統合および包含性という価値に対する尊重を促進するために、適宜、現地語によって作成された人権分野における広報キャンペーンおよび具体的研修プログラムを支援し、かつ実施するよう求める。そうしたプログラムおよびキャンペーンは、子どもおよび若者をはじめ、社会のあらゆる部門を対象とすべきである。

127. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の原因、自然の結果および害悪に対する理解と意識を深めるために、人権教育を含む教育の分野における努力を強化するよう求めるとともに、また国に対し、教育当局および民間セクターとの協議により、適宜、教科書および辞書を含め、そうした現象と闘うことを目的とする教材を開発するよう求め、かつこれを適宜、教育当局および民間セクターに奨励する。この関連において、国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を助長したり、否定的なステレオタイプを補強する可能性のある要素があれば、これを排除し、また、そうしたステレオタイプの誤りを証明する資料を含めるよう、適宜、教科書およびカリキュラムの再検討および改訂を重視するよう呼びかける。

128. 国に対し、適宜、若者団体を含む関連組織との協力のもとに、文化的多様性の尊重を促進するための正規および非正規の公教育プログラムを支援し、かつ実施するよう求める。

子どもと若者のための人権教育

129. 国に対し、学校カリキュラムの人権プログラムに反差別および反人種主義の要素を導入し、適宜、これを強化し、歴史その他の教科書を含む関連教材を開発および改善し、ならびに、すべての教師が反差別、相互尊重および寛容の原則に基づいてその態度と行動パターンを形成できるように

効果的な訓練を受け、十分な意欲を持てるようにするよう求める。

130. 国に対し、人権および民主的市民権について若者を教育し、異なる集団の尊重を含め、連帯、尊重および多様性の積極的評価という価値観を育むよう呼びかける。人種的優越性という誤った理論に基づくイデオロギーと闘うために、若者に民主的価値および人権に関する情報を提供し、これを啓発するために、特別な取り組みを実施あるいは助長すべきである。

131. 国に対し、とりわけ「国際人種差別撤廃デー」（3 月 21 日）の記念行事を行うことによって、課外活動を含め、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対する反対意識を高めるための教育活動の開発を検討するよう、すべての学校に奨励するよう求める。

132. 国が、学校および高等教育機関において、人種差別につながる偏見と闘い、異なる人種もしくは民族集団間の理解、寛容および友好を促進することを目的に、人権教育を導入あるいは強化するとともに、文化的多様性の尊重と犠牲者の自尊心を向上させるため、正規および非正規の公教育プログラムを支援するよう勧告する。

公務員および専門家のための人権教育

133. 国に対し、司法の運営、特に法の執行にあたる公務員、矯正および治安を担当する部署、ならびに、健康管理、学校および入国管理当局の職員向けに、ジェンダーに敏感な反人種主義の人権研修を開発し、かつ強化するよう求める。

134. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の司法の運営および公正な裁判に対する悪影響に特に注意をし、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」およびその他の関連文書による義務に関し、国家機関および公務員の啓発を図る全国的なキャンペーンを実施することを求める。

135. 国に対し、適切な場合は、国際機関、国内機関、非政府組織および民間セクターとの協力のもとに、検察官、裁判官およびその他の公務員を対象に、人種差別を禁止する国際規範およびその国内法への適用可能性、および、公務員の国際人権義務に関し、コースやセミナーを含む研修活動を開催し、容易にするよう要請する。

136. 国に対し、教育および研修、特に教員の研修が、人権の尊重ならびに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いを促進するようにし、また、教育機関が、教員、保護者および学生の参加を得て、機会均等、反人種主義、男女平等、ならびに、文化、宗教およびその他の多様性に関し、関連当局の同意する政策およびプログラムを実施し、かつ、その実施のフォローアップを行うようにすることを呼びかける。さらに、あらゆる教育レベルの教員、宗教界および印刷・電子メディアを含むすべての教育者に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関

連する不寛容との闘いの手段としてのものを含め、人権教育において効果的な役割を果たすよう求める。

137. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の結果として、現在教職員に占める割合が不十分な集団に属する女性および男性の採用、保留および昇進を増大させ、教職へのアクセスの実効的平等を保障する措置をとることを検討するよう奨励する。すべての集団と実効的に交流する能力を備えた女性および男性を採用するよう、特別な努力を図るべきである。

138. 国に対し、人種差別および外国人排斥行為を防止し、偏見が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づく決定につながるという事態を回避するために、移住者、難民および亡命者の人権に特に配慮しつつ、教員だけでなく、入国管理職員、国境警察、拘置所および刑務所の職員、地方当局および法執行を担当する他の公務員を対象とする人権研修および啓発活動を強化するよう求める。

139. 国に対し、法執行、入国管理およびその他関連職員を対象に、人身売買の防止に関する研修を提供もしくは強化するよう求める。そうした研修は、人身売買者からの犠牲者保護を含め、人身売買を防止し、人身売買者を訴追し、犠牲者の権利を保護する際に用いられる方法に焦点を当てるべきである。この研修はまた、人権および子どもとジェンダーに敏感な問題を検討する必要を考慮に入れ、かつ非政府組織、その他関連組織および市民社会の他の要素との協力を奨励すべきである。

4. 新技術を含む情報、通信およびメディア

140. インターネットを含む新しい情報通信技術が、高速かつ広範なコミュニケーションを通して、人種主義との闘いに対して行った積極的な貢献を歓迎する。

141. インターネットを含む新しい情報通信技術の利用を増大させ、学校内外で人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する教育・啓発ネットワークを作り出す潜在的可能性、ならびに、人権の普遍的尊重および文化的多様性がもつ価値の尊重も促進するインターネットの能力に対して関心を喚起する。

142. 文化的多様性がもつ価値を認識し、とりわけ、その文化と言語を反映する番組の放送を通して主流および代替メディアに対する周辺化されたコミュニティのアクセスを奨励するための具体的な措置をとることの重要性を強調する。

143. インターネットを含む新しい情報通信技術を用いた人種的優越思想の流布など、現代的な形態および表現のものも含め、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の実質的な進展に対して懸念を表明する。

144. 国に対し、インターネットおよび広告など、印刷・電子メディアを含むメディアが、その独立性を考慮に入れ、国内、地域および国際のレベルにおけるその関連団体および組織を通じ、以下の事を目的とする自発的な行動倫理規範および自主規制措置、ならびに、政策および慣行を開発することを促進するよう求めるとともに、民間セクターに対してこれを奨励する。
   (a) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うこと。
   (b) 社会の多様性について公正かつバランスのとれた公平な表現を促進するとともに、この多様性が職員構成にも反映されるようにすること。
   (c) 人種的優越思想、人種的憎悪の正当化およびあらゆる形態の差別の拡散と闘うこと。
   (d) 例えば、一般市民の啓発キャンペーンへの援助を通して、すべての個人、人民、国家および文明間の尊重、寛容および理解を促進すること。
   (e) 一般市民の間における外国人排斥感情の蔓延を防止し、人々、出来事および歴史の客観的かつバランスのとれた描写を促進するために、移住労働者を含む移住者および難民の誤ったイメージの助長をはじめ、あらゆる形態のステレオタイプ化を回避すること。

145. 国に対し、インターネットを含む新しい情報通信技術を通した人種的憎悪の煽動に関し、関連する国際人権法による法的制裁を実施するよう求め、さらに国に対し、自らが締約国となっているすべての関連人権文書、特に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をインターネット上の人種主義に適用するよう求める。

146. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づくステレオタイプ化を回避することをメディアに奨励するよう求める。

147. 国に対し、意見および表現の自由の権利を保障するために必要なあらゆる措置をとる一方で、表現の自由に関する現行の国際基準および地域的基準を十分に考慮に入れて以下のことを検討するよう呼びかける。
   (a) インターネット・プロバイダーに対し、人種主義的メッセージおよび人種差別、外国人排斥もしくはいかなる形態であれ不寛容および差別を生み出すメッセージの流布に対して具体的な自発的行動規範および自主規制措置を確立し、かつ普及させるよう奨励する。そのため、インターネット・プロバイダーに対し、関連する市民社会機関も含め、国内および国際のレベルで仲裁機関を設立するよう奨励する。
   (b) 可能な限り、インターネットを含む新しい情報通信技術を通じた人種的な憎悪もしくは暴力の煽動に責任ある者を訴追するために適切な法律を採択し、かつ適用すること。
   (c) とりわけ、法執行当局に訓練を行うことにより、インターネットを含む新しい情報通信技術を通じた人種主義的資料の流布の問題に取り組むこと。
   (d) インターネットのような新しい情報通信技術を含め、あらゆる通信メディアを通した人種差別的かつ外国人排斥的メッセージの発信を非難し、これを積極的に抑制すること。
   (e) インターネットを含む新しい情報通信技術を通した憎悪発言および人種主義的資料の流布という急速な進展を見せている現象に対する迅速かつ調整のとれた国際的対応を検討し、

この関連での国際協力を強化すること。

(f) インターネットの利用とアクセスに格差があることを認識し、国際的かつ平等なフォーラムとして、すべての者によるインターネットのアクセスと利用を奨励すること。

(g) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いにおける良い慣行を反復することによって、インターネットのような新しい情報通信技術による積極的な貢献を強化する方法を検討すること。

(h) 組織構造のあらゆるレベルに社会の各部分が十分に代表されるように促進することにより、メディア組織の職員およびインターネットなどの新しい情報通信技術に社会の多様性が反映されるよう奨励する。

B. 国際レベル

148. 国際舞台のすべての主体に対し、包含、正義、平等と公平、人間の尊厳、相互理解、および、文化的多様性と普遍的人権の促進と尊重に基づく国際秩序を構築し、かつ人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づくあらゆる排除の教義を拒否するよう求める。

149. いかなる紛争および争いも、平和的手段および政治的対話を通して解決すべきであると信じる。会議は、自制を行使し、人権および国際人道法を尊重するよう紛争に関与するすべての当事者に呼びかける。

150. 国に対し、あらゆる形態の人種主義に反対するにあたって、全世界的な反ユダヤ主義、反アラブ主義およびイスラム排斥に対抗する必要性を認識するよう呼びかけ、かつ国に対し、そうしたコミュニティに関する人種主義的かつ差別的思想に基づく運動の出現を阻止する効果的措置をとるよう求める。

151. 中東情勢に関しては、暴力の停止と交渉の早期再開、国際的人権人道法の順守、自決の原則の尊重およびあらゆる苦しみの終結によって、イスラエルとパレスチナ人が和平プロセスを再開し、安全と自由のうちに発展および繁栄できるようにするよう要求する。

152. 国、金融機関を含む地域機関および国際機関ならびに市民社会に対し、既存のメカニズムの枠内において、または必要に応じたメカニズムの設置および開発により、グローバル化の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に導きかねない側面に取り組むよう奨励する。

153. 事務局の平和維持活動局および他の関連する国連の機関、組織および計画が、集団殺害、戦争犯罪もしくは人道に対する罪に導きかねない一層の事態悪化の危険性を評価することを目的に、人権および人道法の重大な侵害のパターンを識別できるように、調整の強化を図るよう勧告する。

154. 世界保健機関およびその他の関連する国際機関に対し、HIV／エイズ禍を含む肉体的かつ精神的

健康状態および健康管理へのアクセスを決定する重要な社会的決定因として、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の影響を認識するための活動を促進および発展させ、かつ、その犠牲者のための公平な保健制度を確保する研究を含む具体的なプロジェクトを作成するよう奨励する。

155. 国際労働機関に対し、労働界における人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う活動およびプログラムを実施し、かつ、この分野における国、使用者団体および労働組合の行動を支援するよう奨励する。

156. 国連教育科学文化機関に対し、人権および人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いに関する授業、研修および教育活動を促進するための教材および教具の作成について国に支援を提供するよう求める。

IV. 国家、地域および国際のレベルにおける効果的な救済、遡求、是正その他の措置

157. 「新アフリカ・イニシアチブ」のようなイニシアチブや「貧困撲滅のための世界連帯基金」のようなその他の革新的メカニズムを通して、貧困、低開発、周辺化、社会的排除、経済格差、不安定および不安全の課題に真剣に取り組もうとする開発途上国の努力、特にアフリカ指導者のコミットメントおよび決意を認識し、開発先進国、国際連合およびその専門機関ならびに国際金融機関に対し、これらのイニシアチブを支援するためにその事業プログラムを通して適宜、新規および追加の財源を提供するよう呼びかける。

158. これらの歴史的不正は紛れもなく、世界の異なる地、特に開発途上国の多くの人びとに影響を与えてきた貧困、低開発、周辺化、社会的排除、経済格差、不安定および不安全を助長してきたことを認識する。会議は、連帯および相互尊重の精神に基づく新たなパートナーシップの枠組みの中で、以下の分野において、これらの社会および離散地域の社会経済開発のためのプログラムを発展させる必要性を認識する。

債務救済
貧困の撲滅
民主制度の構築あるいは強化
対外直接投資の促進
市場アクセス
国際的に合意された開発途上国に対する政府開発援助の目標を達成する努力の強化
デジタル・ディバイドの橋渡しをする新しい情報通信技術
農業と食糧安全保障
技術の移転
透明かつ説明責任のある統治

「世界エイズ健康基金」を通じたものを含め、HIV／エイズ、結核およびマラリアに対処する保健インフラへの投資
インフラ整備
能力の育成を含む人的資源の開発
教育、訓練および文化の発展
国内文書および国際文書に従った、違法に取得かつ移転（隠匿）された資金の返還に関する司法共助
小型武器の不正取引
二国間協定もしくは国際文書に従った美術品、歴史的工芸品および文書の原産国への返還
女性および子どもをはじめとする人身売買
奴隷にされたアフリカ人子孫の帰還の歓迎および再定住の促進

159. 国際金融機関および開発機関ならびに国連の事業計画および専門機関に対し、影響を受けた国および社会、特にアフリカ大陸および離散地域の国および社会開発課題に取り組むプログラムの優先度を高め、これに適切な資金を配分するよう求める。

法的援助

160. 国に対し、緊急問題として、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者が求める切迫した正義の必要性に取り組み、犠牲者が情報、支援、効果的保護および損害に対する公正かつ十分な賠償および救済を求める権利を含む国内的、行政的、司法的救済ならびに必要な場合の法的援助に対する全面的なアクセスを有するようにするため、必要なあらゆる措置をとるよう求める。

161. 国に対し、拷問および虐待の犠牲者を含む人種差別の犠牲者が、法律上の代表を通したものを含め、その特定のニーズおよび脆弱性に見合った方法で、あらゆる適切な法的手続きおよび無償の法的援助にアクセスすることを容易にするよう求める。

162. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の行為の原告および証人が犠牲者とならないように保護し、適宜、法的救済を求める原告に法律扶助を含む法的援助を行い、可能な場合、法的手続きにおいて、人種主義の原告をその同意のもとで支援する可能性を非政府組織に与える措置を検討するよう求める。

国内の立法およびプログラム

163. 市民的、政治的、経済的、社会的および文化的分野において人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と実効的に闘うために、会議はすべての国に対し、その国内立法の枠組みが明確かつ特定的に人種差別を禁止し、国内の独立した専門機関を指定することによるものを含め、

実効的な司法その他の救済もしくは是正を提供するよう勧告する。

164. 国に対し、その国内法に規定される訴訟手続きによる救済に関し、以下の点に留意するよう求める。

(a) そうした救済は非差別と平等に基づいて幅広く利用できるようにすべきである。

(b) 関連する行動との関連において、現行の訴訟手続きによる救済が一般に知らされるべきであり、人種差別の犠牲者は特定の事件に応じてこれを利用できるように援助を受けるべきである。

(c) 人種差別申立ての調査およびそうした申立ての司法的判断は、できる限り迅速に行われなければならない。

(d) 人種差別の犠牲者は適宜、申立ての手続きにおいて無償の法的援助および扶助を与えられるべきであり、必要な場合、そうした申立て手続きにおいて、または、人種差別から発生もしくはこれに関連する民事事件もしくは刑事事件において、能力ある通訳の援助が提供されるべきである。

(e) 人種差別の訴えを実効的に調査し、脅迫もしくは嫌がらせから原告を保護する権限をもつ国家機関の設立は望ましい進展であり、実施されるべきである。人種、皮膚の色、世系もしくは民族的または種族的出身に基づく差別的慣行を禁止し、違反者に対する適切な刑罰の適用ならびに十分な賠償を含め、犠牲者の救済を規定する立法の制定に向けた手段が講じられるべきである。

(f) 差別の犠牲者による法的救済へのアクセスを容易にすべきであり、この点に関して、国内およびその他の機関ならびに関連する非政府組織に対し、そうした犠牲者を援助する能力を認めるという改革が真剣に検討されるべきであり、また、最も弱い立場にある集団が法制度にアクセスできるようにするプログラムを発展させるべきである。

(g) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づく紛争もしくは争いの当事者間で紛争解決、調停および和解を図る新たな革新的方法および手続きを探り、可能であれば、それを確立すべきである。

(h) 関連する形態の差別の犠牲者に利益となる回復的司法政策およびプログラムの発展は望ましく、これを真剣に考慮すべきである。

(i) 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」第 14 条による宣言を行った国は、その国民に対し、同第 14 条による申立て制度の存在を知らせる努力を増大すべきである。

救済、補償、賠償

165. 国に対し、すべての者が実効的かつ十分な救済にアクセスでき、権限のある国内の裁判所および他の国内機関から人種主義、人種差別、外国人排斥および関連の不寛容によって生じた損害に対して公正かつ適切な賠償および救済を求める権利を享受できるようにし、そうした差別に対する保護を強化するよう求める。さらに、人種主義および人種差別の原告が法律および裁判所へアクセスできることの重要性を強調し、司法および他の救済が周知され、容易にアクセスでき、迅速

かつ不当に複雑でないことの必要性に注意を喚起する。

166. 国に対し、国内法に規定されているように、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の行為を是正するため、犠牲者が公正かつ適切な賠償および救済を求める権利を確保するために必要な措置を講じ、かつ、そうした行為の反復を防止するため、効果的な措置を立案するよう求める。

V. 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いにおける国際協力および国際連合その他の国際的メカニズムの拡大を含む、十分かつ実効的平等を達成するための戦略およびフォローアップ

167. 国に対し、自らが参加した地域会議の宣言および行動計画において行ったすべての公約を勤勉に履行し、そこに定められた目的に従って、かつ、他の関連する文書および決定に規定されているように、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うための国内政策および行動計画を策定するよう呼びかける。さらに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うためのそうした国内政策および行動計画がすでに存在する場合、国がその中に地域会議に起因する公約を取り込むようを要請する。

168. 未だそうしていない国に対して、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約およびその 1977 年の 2 件の追加議定書およびその他の国際人道法条約に加入することを検討し、最優先事項として、特に差別を禁止する規則との関連で、適切な立法を制定し、国際人道法によるその義務を完全に実施するために必要な措置をとるよう求める。

169. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者にとって利益となる機会均等を促進する協力プログラムを助長させるよう求め、かつ、これに対し、同じ目的をもつ多国間協力プログラムの創設を提案するよう奨励する。

170. 国に対し、地域統合機関および地域的な越境する国家間対話フォーラムの作業プログラムに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いという問題を含めるよう招請する。

171. 国に対し、社会的に構築された人種、皮膚の色、世系、民族的もしくは種族的出身、宗教および言語を異にする人々が共生し、調和的な多人種社会および多文化社会を発展させようとする際に経験する挑戦を認識するよう求める。また、国に対し、カリブ海地域の一部に見られるように、比較的にうまく行っている多人種社会および多文化社会の成功例を検討および分析する必要があり、また、人種、皮膚の色、世系、言語、宗教もしくは民族的または種族的出身に関連する要因に基づく紛争を和解させ、調和的な多人種・多文化社会を発展させる手法、メカニズム、政策およびプログラムを体系的に検討し、かつ助長させる必要があることを認識するよう求めるとともに、このため、国際連合およびその関連専門機関に対し、このきわめて重要な作業が国際社会

の利益となるように、多人種・多文化研究および政策策定に関する国際センターを設立することを検討するよう要請する。

172. 国に対し、それぞれの領土に住む少数者の民族的もしくは種族的、文化的、宗教的および言語的アイデンティティーを保護し、これらの人々をあらゆる形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容から守るために、そうしたアイデンティティー促進のための条件を助長する適切な立法その他の措置を発展させるよう求める。この関連で、複合的差別の諸形態も十分に考慮すべきである。

173. さらに、国に対し、適切な場合、特殊な状況の下で歴史的に不利な立場にあるコミュニティのアイデンティティーの平等な保護および促進を確実にするよう求める。

174. 国に対し、二国間あるいは多国間協力を通したものも含め、貧困、低開発および平等な機会の欠如のような、時には差別的慣行に結びつき、人々、特に女性と子どもを人身売買の対象となりやすくし、かつ、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を引き起こしかねない根本的な原因に取り組むための措置をとり、かつ強化するよう求める。

175. 国に対し、非政府組織との協力により、すべての者、特に女性が情報に基づく決定をできるようにし、かつ、人身売買の犠牲者となるのを防止できるように、移住の際の機会、制約および権利を明確化することを目的としたキャンペーンを実施するよう奨励する。

176. 国に対し、特に非識字率、普通初等教育、乳児死亡率、5歳以下の幼児死亡率、健康、すべての人のためのリプロダクティブ・ヘルスケアおよび安全な飲料水へのアクセスに関し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者が直面する既存の生活状態の格差を大幅に縮小することを目的に、信頼できる統計データに基づき、かつ、1995 年にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットの行動計画パラグラフ 36 に定められたすべての人の基本的ニーズを満たすという公約を 2015 年までに達成することを中心に、社会開発政策を採択し、かつ実施するよう求める。これらの政策の採択および実施においては、ジェンダーの平等の促進も考慮される。

国際的な法の枠組み

177. 国に対し、人種差別撤廃委員会およびその他の人権条約監視機関との協力を続け、建設的かつ透明な対話によるものを含め、関連文書の実効的な実施および人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の申立てについて、これらの機関が採択した勧告の適切な検討を促進するよう促す。

178. その任務を完全に果たせるように、人種差別撤廃委員会への十分な資源を提供するよう要請し、

かつすべての国連人権条約機関に十分な資源を提供することの重要性を強調する。

一般的国際文書

179. 調和的な多文化世界をつくることを目的に、コミュニティ内および国内、ならびにコミュニティと国との間で文化的多様性の尊重を促進し、かつ維持するため、この関連における国際人権文書に沿った国際文書の作成の可能性を含め、国際社会の努力、特に国連教育科学文化機関の主催の下でとられている手段に支持を表明する。

180. 国連総会に対し、障害者の権利と尊厳を保護し、かつ促進するため、特に、これらの人々に影響を与える差別的慣行および処遇に取り組む規定を含む総合的かつ包括的な国際条約の作成を検討するよう招請する。

地域・国際協力

181. 列国議会同盟に対し、会議の目的に関する進捗状況を再検討するよう各国議会に奨励することによって、「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する動員の国際年」の活動に貢献するよう招請する。

182. 国に対し、移住問題に関する地域的対話に参加するよう奨励し、かつ、移住労働者に関する二国間協定および地域協定についての交渉、ならびに、他地域の国々との移住者の権利保護プログラムの立案および実施を検討するよう招請する。

183. 国に対し、市民社会との協議により、適宜、法の執行および国境取り締まりだけではなく、移住者の人権の促進および保護ならびに移住と発展の関係をも重視した、移住の原因と結果に関する地域的な包括的対話を支援またはその他の方法で確立するよう求める。

184. 特に移住問題を取り上げる任務を持つ国際機関に対し、国連人権高等弁務官事務所の支援のもとに、移住労働者を含む移住者に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容が関係する問題に関する情報を交換し、その活動の調整を行うよう奨励する。

185. 影響を受けた市民の人道的苦しみの厳しさおよび多くの受入国、特に開発途上国および経済移行国が負うべき重荷に深い憂慮を表明し、関連国際機関に対し、受入国が犠牲者を助け、故郷を追われた人々の困難に公平に対応できるようにこれら国々に対する緊急の十分な財政的、人道的援助が維持されるようにするよう要求するとともに、難民が安全と尊厳をもって、自発的に本国に帰還する権利を自由に行使できるようにするための十分な保障措置を要請する。

186. 国に対し、女性および子ども、特に少女の人身売買問題および移住者の密航に取り組むための二

国間、小地域、地域および国際の協定を締結するよう奨励する。

187. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うための協力を強化することを目的に、適宜、地域および国際のレベルで独立した国内機関間の交流ならびに、該当する場合、その他の独立機関間の交流を促進するよう呼びかける。

188. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う地域機関もしくはセンターが自らの地域に存在する場合はその活動を支援するよう促すとともに、そうした機関もしくはセンターが存在しないあらゆる地域にはそれを設置するよう勧告する。そうした機関もしくはセンターは、とりわけ以下の活動を実施することができる。人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の状況およびその犠牲となり、もしくはそれを受けている個人あるいは個人の集団の状況を評価し、かつフォローアップすること。動向、課題および問題を明らかにすること。とりわけ、地域会議および本件世界会議の成果に関連した情報の収集、配布および交換を行い、そのためのネットワークをつくること。良い慣行の例を際立たせること。啓発キャンペーンを組織すること。可能かつ適切な場合、国際連合、地域機関および国ならびに国内人権機関との調整により、共同努力を通して提案、解決策および予防措置を発展させること。

189. 国際機関に対し、その任務の範囲内で、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いに貢献するよう求める。

190. 金融機関および開発機関ならびに国際連合の事業計画および専門機関に対し、その通常予算および管理理事会の手続きに従って以下のことを行うよう奨励する。

(a) 人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の表現と闘うために、その権限と予算の範囲内で、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者の状況を改善することを特に優先課題とし、これに十分な資金を配分し、かつこれらの人々を自らに関係するプロジェクトの策定および実施に参加させること。

(b) その政策およびプログラムに人権の原則および基準を取り込むこと。

(c) その管理理事会に対する定期報告の中に、そのプログラムおよび活動に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者の参加を促進することへの貢献に関する情報、ならびに、そうした参加を容易にするために行われた努力に関する情報を含めることを検討し、かつこれらの政策および慣行が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶に貢献するようにすること。

(d) その政策および慣行が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者にどのような影響を与えるかを検討し、これらの政策および慣行が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の根絶に貢献するようにすること。

191. (a) 国に対し、国内人権機関、人種主義と闘うために法律によって設立された他の機関および市民社会との協議のもとに、行動計画を策定し、かつそうした行動計画ならびに本件宣言お

よび行動計画の規定を実施するためにとられた措置に関するその他の関連資料を国連人権高等弁務官に提供するよう呼びかける。

(b) 国連人権高等弁務官に対し、会議のフォローアップとして、地域グループとの協議を経て人権委員会委員長によって提案された候補者の中から事務総長が任命する各地域から1名、計5名の独立した著名な専門家と協力し、宣言および行動計画の規定の実施状況を見守るよう要請する。これらの規定の実施状況に関する年次報告は、国、関連する人権条約機関、国連人権委員会の特別手続きその他のメカニズム、国際機関、地域機関および非政府組織ならびに国内人権機関によって提供された情報および見解を考慮に入れ、高等弁務官から人権委員会および総会に提出される。

(c) 人権高等弁務官事務所内に人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うための反差別ユニットを設置し、平等と非差別を促進するという国連人権高等弁務官の意向を歓迎し、同高等弁務官に対し、とりわけ、人種差別とその発展および人種差別の犠牲者に対する法律・行政面での支援および助言に関する情報、ならびに、世界会議のフォローアップ・メカニズムにより国、国際機関、地域機関、非政府組織および国内人権機関から提供される背景資料の収集をその任務に含めることを検討するよう招請する。

(d) 人権高等弁務官事務所が、国、国際機関、地域機関、非政府組織および国内人権機関との協力のもとに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に取り組む実際的手段、特に反差別立法を含む国際文書および地域文書ならびに国内立法、人種差別と闘うための法的手段、人種差別の犠牲者が国際的メカニズムを通して利用できる救済および国内救済、さまざまな国および地域で実施される教育・予防プログラム、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に取り組む最善の慣行、技術協力の機会、ならびに、学術研究および専門文書の情報を載せたデータベースを創設し、そのウェブサイトを通して、また、その他の適切な手段によって、そうしたデータベースを当局者および一般市民全般にとってできる限り利用しやすいものにするよう勧告する。

192. 国際連合および国連教育科学文化機関に対し、文明間の対話に関するハイレベルその他の会合を引き続き開催し、この目的のため、資金の動員とパートナーシップの促進を図るよう招請する。

人権高等弁務官事務所

193. 国連人権高等弁務官に対し、とりわけ、人権の尊重と寛容の文化を促進し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容という惨害に対する認識を高めるため、世界のすべての国における親善大使の任命と指名を継続させ、かつ拡大するよう奨励する。

194. 人権高等弁務官事務所に対し、人種差別撤廃委員会その他の国連人権条約機関の作業に対する認

識を高めるための努力をさらに継続するよう呼びかける。

195. 人権高等弁務官事務所に対し、国連教育科学文化機関および人権の促進および保護の分野において活動する非政府組織との協議のもとに、これら組織と定期的に協議を行い、人種主義と闘うために世界のあらゆる文化によって作成された技術、科学、教育および情報の資料を収集し、維持し、かつ適合を図ることを目的とした研究活動を奨励する。

196. 人権高等弁務官事務所に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者、特に移住労働者を含む移住者の人権侵害に特別な注意を払い、外国人排斥と闘う上での国際協力を促進し、その目的のために、適切な協力協定に基づいて各国で実施されるプログラムを策定するよう要請する。

197. 国に対し、人権高等弁務官事務所が国の要請により、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うことを目的とする具体的な技術協力プロジェクトの策定および資金調達を行う際に援助を提供するよう招請する。

198. (a) 人権委員会に対し、同委員会の特別報告者および作業部会、特に現代的形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する特別報告者の任務の中に、その任務の遂行にあたって、特に総会および人権委員会に対して報告を行う際に、本件宣言および行動計画の関連規定だと考えるものを勧告することを含めるとともに、世界会議の成果のフォローアップを行うその他の適切な手段があればそれを検討するよう招請する。

(b) 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する事項について、人権委員会の関連する特別手続きおよびその他の国連メカニズム、特に特別報告官、独立専門家および特別代表と協力するよう呼びかける。

199. そのあらゆる側面において、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する国際文書を強化および更新するため、人権委員会が補完的な国際基準を作成するよう勧告する。

10 年

200. 国および国際社会に対し、「第 3 次人種主義および人種差別と闘う 10 年」の活動を支援するよう求める。

201. 総会が「女性、若者および子どもをはじめとする人身売買に反対する国連年もしくは 10 年」を宣言し、その尊厳と人権の保護を図ることを検討するよう勧告する。

202. 国に対し、国連教育科学文化機関との緊密な協力のもとに、「平和の文化に関する宣言および行

動計画」の実施、ならびに、2001 年から始まった「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際 10 年」の目標を促進するよう求めるとともに、国連教育科学文化機関に対し、これらの活動に貢献するよう招請する。

先住民

203. 国連事務総長が「世界の先住民の国際の 10 年」（1995~2004 年）の成果を評価し、適切なフォローアップを含め、この 10 年をどのように終わらせるかに関する勧告を行うよう勧告する。

204. 国に対し、国連システム内における「先住民問題に関する常設フォーラム」の活動枠組みおよび将来の発展のための確固とした基盤を確立するため、十分な資金提供を確保するよう要請する。

205. 国に対し、先住民の人権および基本的自由の状況に関する特別報告者の作業に協力するよう求めるとともに、事務総長および国連人権高等弁務官に対し、特別報告者がその責任を果たすために必要なあらゆる人的資源、技術的資源および財政的資源を得られるようにするよう要請する。

206. 国に対し、人権委員会の作業グループが 1995 年 3 月 3 日の同委員会決議 1995/32 に従って審議中の先住民の権利に関する宣言案に関する交渉を完結し、できるだけ速やかにこれを承認するよう呼びかける。

207. 国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と、国内および国際のレベルにおける人民および個人の貧困、周辺化および社会的排除との関係に鑑み、所得と富の不平等を縮めるための政策および措置を強化し、かつ、個別に、または国際協力を通して、経済的、社会的および文化的権利を非差別的に促進および保護するための適切な手段を講じるよう求める。

208. 国および国際金融・開発機関に対し、とりわけ、その政策と慣行国民全体、特に先住民にどのように影響を及ぼすかを検討し、先住民をはじめとする国民の開発プロジェクトへの参加を通してその政策と慣行が人種主義の根絶に貢献できるようにし、国際金融機関をさらに民主化し、また、その肉体的、精神的あるいは文化的完全性に影響を及ぼしかねない事項について先住民と協議することによって、グローバル化によるいかなるマイナスの影響をも緩和するよう求める。

209. 金融機関および開発機関ならびに国際連合の事業計画および専門機関に対し、その通常予算と管理理事会の手続きに従って以下のことを行うよう招請する。

(a) その権限の範囲内において、「世界の先住民の国際の 10 年」の目的を達成することを目指す具体的なプログラムの作成を含め、特に開発途上国の先住民のニーズに特別な注意を払いながら、先住民の地位の改善を特別の優先課題として、これに十分な資金を配分すること。

(b) 適切な経路を通じ、かつ、先住民との協働により、そのコミュニティ・レベルでのイニシ

アチブを支援し、かつ先住民とこの分野の専門家との間の情報および技術的ノウハウの交換を容易にする特別プロジェクトを実施すること。

市民社会

210. 国に対し、その経験と専門知識を活用するために非政府組織および市民社会のその他あらゆる部門との協力を強化し、パートナーシップを助長し、定期的に協議することによって立法、政策その他の政府イニシアチブの発展に貢献するとともに、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うための政策およびプログラムの策定および実施により緊密に関与させるよう呼びかける。

211. 宗教界の指導者に対し、とりわけ、社会内および社会間の和解、癒しおよび調和をもたらす対話およびパートナーシップを促進および後援することを通して、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対抗しつづけるよう求めるとともに、宗教界に対し、経済と社会の再活性化促進に参加するよう招請し、かつ宗教指導者に対し、多様な人種集団間の協力と交流を育成するよう奨励する。

212. 国に対し、ジェンダーの平等および女性の地位向上、特に複合した差別を受ける女性地位向上の促進のために働いている非政府組織を含め、市民社会のあらゆる関連部門との実効的なパートナーシップを確立および強化し、適宜これに支援を提供し、かつ女性と少女に対するあらゆる形態の差別撤廃に対する総合的かつ全体観的なアプローチを促進するよう求める。

非政府組織

213. 国に対し、非政府組織がその社会内について自由かつオープンに機能できるように開放的かつ活動しやすい環境を提供し、これによって世界の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の撤廃に実効的な貢献をし、かつ、草の根組織の役割拡大を促進するよう求める。

214. 国に対し、特に市民間の連帯のつながりを深め、かつより幅広い市民参加とより自発的な協力の促進によって人種および社会階級間の溝を越えた信頼の増大を促進することを通して、社会における非政府組織の役割を拡大する手段をさぐるよう呼びかける。

民間セクター

215. 国に対し、適宜、自国領土内で営業する多国籍企業およびその他の外国企業が、非人種主義および非差別の教えおよび慣行に従うようにするため、適宜、立法措置を含む措置をとるよう求めるとともに、さらに、多国籍企業および外国企業を含む企業部門に対し、労働組合および市民社会のその他の関連部門との協働により、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容を

防止し、これに取り組み、これを根絶するための全企業向け自発的行動規範を発展させるよう奨励する。

若者

216.国に対し、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うための活動の策定、計画および実施に対する若者の全面的かつ積極的参加を奨励し、これに一層緊密に関与させるよう求め、また、国に対し、非政府組織および社会のその他の部門とのパートナーシップのもとに、国連システムの「世界青少年フォーラム」を通して、また、新技術の利用、交流およびその他の手段を通して、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する国内的および国際的な若者の対話を容易にするよう呼びかける。

217.国に対し、情報の普及および交換とそのためのネットワーク構築、啓発キャンペーンの組織と多文化教育プログラムへの参加、可能かつ適切な場合の提案および解決策の策定、異文化間の交流と対話を促進するイニシアチブおよびプログラムの開発における非政府組織および市民社会の他の主体との協力および定期的な協議などの活動を通して、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘うという精神のもとに、若者団体および若い男女自身によってつくられる青少年機構の設立および維持を奨励し、それを容易にするよう求める。

218.国に対し、政府間組織、国際オリンピック委員会および国際・地域スポーツ連盟との協力により、とりわけいかなる差別もなく行われるスポーツを通して世界の若者を教育することにより、また人間の理解、寛容、フェアプレイおよび連帯を必要とするオリンピック精神のもとに、スポーツにおける人種主義との闘いを強化するよう求める。

219 本件行動計画の成功には、国家、地域および国際のレベルでの政治的意志および十分な資金の確保ならびに国際協力が必要となることを認識する。

注

1 本件宣言および行動計画の目的のために、「ジェンダー」という語は、社会の文脈における男性および女性の２つの性を指すものと理解されている。「ジェンダー」という語は、上記と異なるいかなる意味も示すものではない。

2 世界会議報告書第Ⅶ章には、宣言および行動計画に関するすべての留保および声明が掲載されており、これを参照すべきである。

記事資料

ジュネーブ、2001年2月23日

メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官、反人種主義世界会議のロゴを発表

「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」の事務局長を務めるメアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官は2月23日、会議の正式なロゴを発表しました。世界会議は2001年8月31日から9月7日にかけて南アフリカのダーバンで開催される予定です。

南アフリカ政府によって提示されたこのロゴは、中国の伝統的な「陰陽」思想をモチーフにしたもので、黒と白の色はそれぞれ、対立しつつも補完し合う生命の2つの根源的な力を表しています。

ダーバン会議のロゴは、この伝統的な陰陽に多様な灰色の影と芸術的な動勢が加わって、人間の様々な地理的、文化的および人種的起源を強調し、より動的で進化を遂げる社会を象徴するものとなっています。陰陽を支持する基盤として、ロゴは斜線によって支えられています。この軸線は伝統的な地球像を表しているだけでなく、これからの道を示す羅針盤という考え方も付け加わっています。

ロビンソン氏は、世界会議のアイデンティティーを確かめる道具として、また、新世紀の幕開けに当たるダーバン会議での達成を期待する成果のシンボルとして、このロゴを温かく歓迎すると述べました。それは非差別、寛容および多様性という原則にのっとった道のりを示すものだからです。

同氏は次のように語りました。「このロゴは、多様性が敵対の理由となるのではなく、豊かさをもたらすものであり、世界の異なる民族が互いに補完関係にあるという概念を体現するものです。私達全員が一つの人間家族であるということを象徴する上で、これ以上のものはないと思います。」

詳しい情報とロゴの閲覧については、ウェブサイト www.un.org/WCAR/forlogo.htm をご覧ください。

＊　＊＊＊　＊

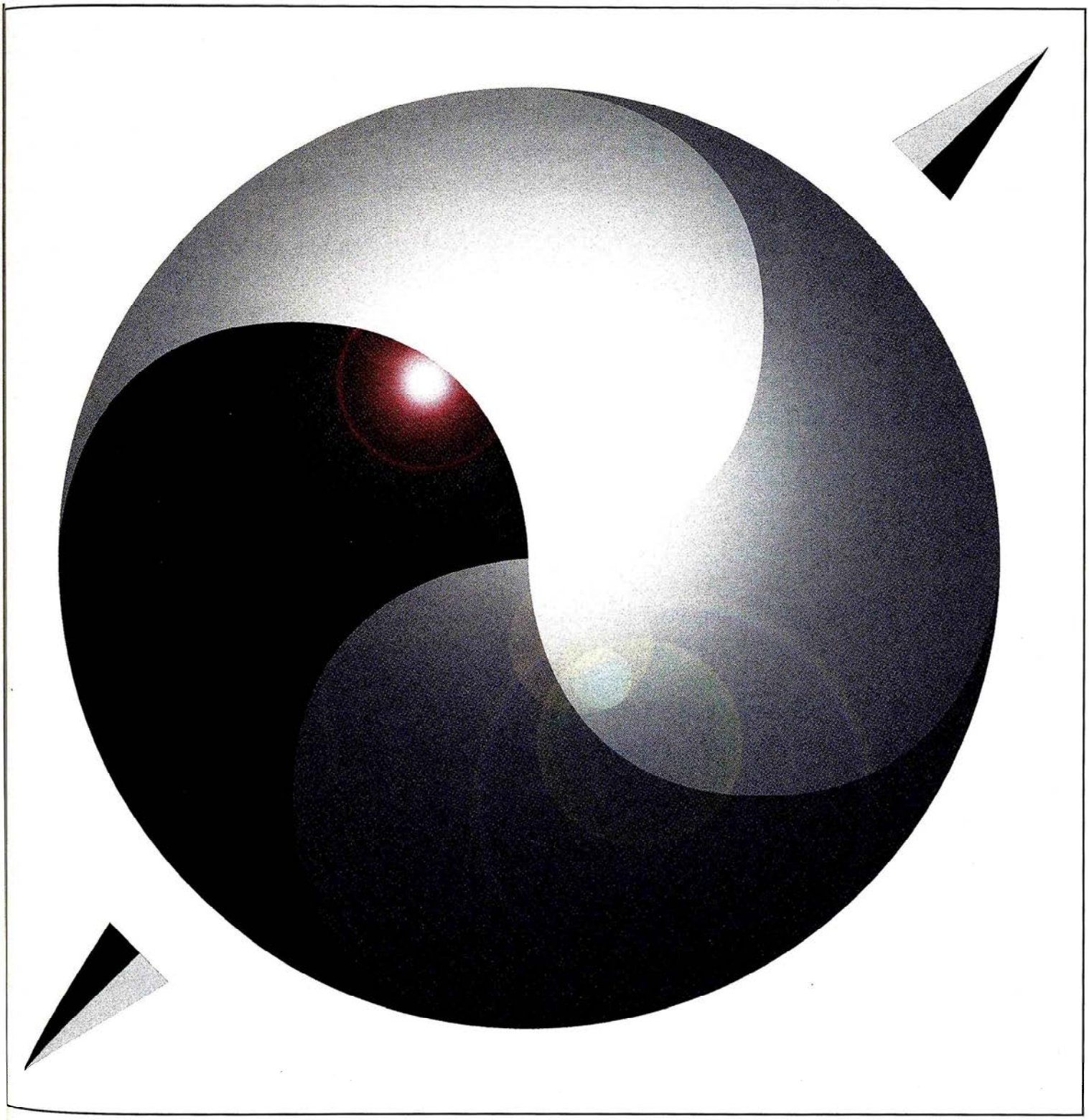

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議のロゴマーク

2001年8月30日

メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官による記者会見

メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官は8月30日午後の記者会見で、人間の尊厳の再確認は、ダーバンの反人種主義世界会議が新世紀の幕開けに当たって確立しうるいくつかの重要な価値観の一つだと語りました。

世界人権宣言第1条の「すべての人間は尊厳と権利とにおいて平等である」という文言を引用し、ロビンソン氏は高等弁務官として世界中を旅した経験から、それが現実となっていないことが分かったと発言し、「私達は人権を重視する傾向がありますが、この会議は、人間の尊厳も重視する絶好の機会です」と付け加えました。

世界会議の事務局長を務めるロビンソン氏は、会議が実際的で将来を見据えた宣言および行動計画を作成する必要性を強調。その一方で、ダーバンに結集したグローバル社会と各国代表が、ともに初めて過去の問題に取り組むことは極めて重要だと述べました。世界会議は、過去の過ちと搾取を認める文言に合意しなければならないでしょう。これは、人間の尊厳をさらに強め、再確認する素晴らしい方法となるはずです。

ある特派員は、世界会議が始まる以前から見られた痛烈な批判からして、国連は、この行事が盛大な広報活動に過ぎないという印象をどうやって払拭するのかと尋ねました。

ロビンソン氏は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の問題がどの国にもあると答え、その問題の存在を否定したり、これを全く軽視したりする国がある一方で、これに取り組み、成果を上げている国もあると述べました。

同氏によれば、特に犠牲者の観点から、一定の問題に取り組みを行う可能性はあっても、グローバルな会議で特定の国々を公然と批判するのは不適切で、重要なことは、各国が行動計画を受け入れ、それを実施および監視する国内計画を策定できることです。したがって世界会議が単なる広報活動ではないと同氏は付け加えました。

代表のレベルに関する質問に対し、ロビンソン氏は、参加を予定しているのは主としてアフリカ諸国の首脳であると指摘しました。これまでグローバル社会が取り組んだことのない問題に世界会議が取り組むことからして、一部のヨーロッパ諸国がハイレベルの代表を送ることを重要視し、特にこれを歓迎しました。

米国がハイレベルの代表を送っていないことの影響はどうかとの質問を受け、高等弁務官は、マイケル・サウスウィック氏を団長とする中レベルの代表が出席すると理解してい

ると答え、同氏は準備委員会でも米国団長となり、他の団員とともに極めて効果的な努力を行ったと述べました。「私が望むのは効果的な代表です。どのレベル（の代表）を派遣するかは、各国の問題です。」

別の特派員は、オーストラリアによる難民船の取扱いに対するロビンソン氏の反応を尋ねました。

その成り行きをつぶさに見守っていると指摘しながら、ロビンソン高等弁務官は、乗船している 434 人の弱者の運命は、人権と人道上の懸念を惹起するものだと答えました。「私は彼らを上陸させることを強く求めていますし、その最適の場所はオーストラリアです。主たる責任はオーストラリアにあります」と付け加えました。

同氏は次のように語りました。「私は、オーストラリアの人々が、この問題の人権的側面に目を向けるようになったと見られることを嬉しく思っています。私はオーストラリアの人々に対し、自らの良心に従い、人道と人権を重視し、これを政治家に伝えるよう訴えます。」

同氏は、船上の人々の肉体的・精神的状況に留意しなければならないほか、法律上の責任もあると述べました。これら船上の人々は、その正確な地位は定かではないにせよ、難民申請の検討を受ける資格を有するからです。

高等弁務官は、確立された手続きは遵守されなければならないと強調し、コフィー・アナン事務総長がオーストラリアおよびノルウェー（船籍国）の首相と接触していることを指摘しました。また、事務総長が今晩ダーバンに到着予定のルード・ルベルス国連難民高等弁務官ともこの問題について協議することになっていると述べました。

別の特派員は後の質問で、オーストラリアはこの問題の取扱い次第で、その国際的地位をさらに悪くする恐れがあるのかと質問しました。

高等弁務官は、オーストラリアのような優れた伝統を有する国が手を差し伸べられないことは、極めて憂慮する事態だと発言しました。ボートピープルに懸念を示していたこれまでの経緯を踏まえ、オーストラリアの世論が、この状況の打開に向け、政治家に圧力をかけることを期待すると付け加えました。

先住民問題に関する質問に対し、ロビンソン氏は、英語の indigenous people という表現に複数の S を付け加えるという合意が、大きな象徴的意義を有すると答えました。世界中で数百万人に及ぶ先住民が一塊ではなく、個別に取り扱われることを意味すると述べました。このことはまた、異なる部族あるいは異なる集団として、先住民がひとまとまりにな

り、集団的な権利の主張を行い、集団的な伝統的問題を提起することを認めることにもなると述べました。

同氏によれば、特に先住民に関する新たなフォーラムが、来年（2002 年）5 月にニューヨークで第 1 回会合を行う予定であるため、このことは先住民にとって極めて重要となります。国連人権高等弁務官事務所は、この常設フォーラムに対する国連のアプローチの拡大を主導する機関となります。

ロビンソン氏は別のジャーナリストに対し、公式文書案に言論の自由に影響する文言があるという懸念を認識していると答えました。世界会議では、各国代表がこの問題に実効的な取り組みを行うことになると述べました。

ダーバン会議のフォローアップに関し、同氏は同じ特派員に対し、5 年後あるいは 10 年後といった具体的な再検討の規定はないと答えました。ダーバンに各国代表が集まったことから、世界会議ではこのことも中心的な議題になるはずだと述べました。

＊　＊＊＊　＊

2001年9月2日

スーザン・マークハム報道官の定例記者会見

ボスニア・ヘルツェゴビナ大統領、南アフリカ副大統領およびチェコ副首相に続き、今朝の本会議で演説した最初の 8 人は、当初はきのう予定されていた発言者でした。きょう正午の定例記者会見で、世界会議のスーザン・マークハム報道官は、昨夜の会合が 24 時まで続いたにもかかわらず、発言予定者の演説をすべて終了する時間がなかったためと説明しました。

報道官は、発言者が演説時間の制限を守ってくれれば、きょうの議事ははるかに早く進むだろうとの期待を表明しました。

報道官によれば、世界会議は2つの起草委員会作業部会の議長を含むすべての責任者を選出しました。報道官は、行動計画を担当する第 2 作業部会の議長にはボナベンチャー・M・ボワ氏（ザンビア）が、宣言を担当する第1作業部会の議長にはマルク・ボスイ氏（ベルギー）が選出されたと付け加えました。第 1 作業部会はそれまで、起草委員会のアリ・ホラム委員長（イラン）が議長となっていました。

報道官は、第 1 作業部会がきのう、宣言案の前文に含まれる 5 つのパラグラフを採択したと報告。パラグラフ 12、16、19 および 26 は変更なしで、パラグラフ 25 は修正を加えた上で採択されたと述べました。第 2 作業部会は大幅な修正の後、行動計画案の 3 つのパラグラフを採択しています。

マークハム報道官によれば、一般委員会もきょう、会合を開くことになっています。世界会議書記局メンバー、副議長および各種機関の選任役員から構成される一般委員会は、作業手続きや世界会議が直面するいわゆる「困難な問題」の取扱いを含む事項を担当します。

このような困難な問題につき、報道官は、差別の犠牲者の問題を取り扱うグループの促進役はメキシコが引き続き務める一方で、ブラジルとケニアは過去の遺産の問題に関する討議を促進することになると述べました。中東問題の促進役はノルウェーが務める予定です。

質疑応答：

先の記者会見中にロビンソン氏と国連児童基金（UNCEF）のキャロル・ベラミー事務局長に提出された青少年フォーラム宣言の入手方法につき、マークハム報道官は、宣言の写しが広報カウンターで入手できると述べました。

米国代表団が 5 日の発言者一覧に掲載されていないのはなぜかとの質問に対し、マークハム報道官は、本会議は世界会議終了まで継続すると答えました。米国代表団は何らかの時点で発言するだろうと述べました。

別の質問に対し、報道官は、NGO フォーラムからの声明文の写しは持っていないと回答しました。

報道官は別の特派員に対し、ブラジルとケニアが促進役を務める過去の遺産に関する会合は、メディアに公開されないと述べました。

インターナショナル・コンベンション・センターへの入場を求め、NGO 代表が長い列を作っていることに関する質問に対し、マークハム報道官は、センターの収容人員が 5,500 人であると回答。世界会議参加資格認定を受けた非政府組織は 3,744 団体に上り、会議参加者 1 万 7,000 人にバッジが配られていると述べました。

別のジャーナリストは、ある NGO 代表が、現在の中東紛争で殺されたパレスチナ人少年の肖像画がついた T シャツを着ていたところ、入場を拒否され、これを着替えるよう求められたことを引き合いに出し、正式な服装規定はあるのかと質問しました。

報道官は正式な服装規定は承知していないと回答し、調査の上、後にこの特派員に連絡すると述べました。

シャトルバスの問題に関し、報道官は別のジャーナリストに対し、会議場とホテル間の輸送は南アフリカ政府が担当していると回答。組織担当者による職業道徳に反する待遇に対する苦情に関し、報道官は、何か問題があれば、自分の事務所に連絡するよう述べました。

＊　＊＊＊　＊

2001年9月5日

スーザン・マークハム報道官の定例記者会見

反人種主義世界会議のスーザン・マークハム報道官はきょう、南アフリカのダーバンで記者会見し、過去の遺産に関連するいわゆる困難な問題に関する 2 人の作業部会共同促進役は、それぞれの部会が会合の最中であるため、正午の記者会見に出席できなくなったと述べました。

しかし、報道官によれば、それぞれブラジルとケニアのジュネーブ国連代表部大使を務めるジルベルト・サボイア氏とアミナ・モハメド氏は、きょう中に記者会見を行うことに同意しています。2 人の促進役は、世界会議の準備過程全体に関与し、奴隷制、植民地主義、賠償、謝罪および関連問題に関する過去の遺産についての交渉を指導してきました。

マークハム報道官は、本会議がきょう、2 度にわたって開催されると発言し、NGO フォーラムと青少年フォーラムが最初に演壇に立つ予定であることを明らかにしました。NGO フォーラムと青少年フォーラムの宣言は、南アフリカ政府のウェブサイト（www.racism.gov.za）で閲覧できます。

報道官は、委任状委員会がきょう午後 3 時、本会議に報告書を提出すると述べました。委員会はきのう、会合を開き、世界会議が報告書に掲げるとおり、170 カ国の委任状を承認するよう勧告しました。報告書の写しはメディアセンターの広報カウンターで入手できます。

マークハム報道官は、本会議の発言者リストの受付は午後 1 時で締め切られるとし、それ以降は発言要請の受付を行わないと述べました。あす 2 度にわたって予定される本会議で、すべての発言者が演壇に立てることを希望すると述べました。

報道官によれば、今朝の一般委員会会合で、起草委員長は、2 つの作業部会でともに大きな進展が見られ、全体の 3 分の 2 に当たるパラグラフが採択済みだと報告しました。きのうは、宣言案のうち 8 つのパラグラフ、行動計画案のうち 13 のパラグラフが採択された模様です。具体的にどのパラグラフが採択されたかについては、記事資料で明らかにされる予定です。

また、報道官によれば、いわゆる困難な問題に関する促進役は今朝、一般委員会に報告を行いました。過去の遺産に関する共同促進役を務めるブラジルのサボイア大使は、有意義な意見の交換が見られ、合意点と争点を明らかにする文書が作成されたと述べました。

マークハム報道官によれば、犠牲者に関するグループの促進役を務めるメキシコのアルトゥーロ・ヘルナンデス=バサーベ大使は、文言に関する合意はきょう得られるだろうと言明しました。

報道官は、世界会議のンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ議長自身が議長を務める中東問題に関するグループがきのう、3回の会合を開き、暫定文案の審議を行ったと発言。メディアの報道に反し、合意はまだ得られていないことを明らかにしました。

報道官は一般委員会の会合が開かれる可能性を指摘。起草委員会の作業部会からの報告を受けるか、作業部会がすでに採択したパラグラフを採択することになろうとした上で、後に詳しい情報をお知らせできることを期待すると述べました。

特別行事に関し、マークハム報道官は、メアリー・ロビンソン人権高等弁務官が今朝、人種主義と先住民に関する懇談会で発言したことを明らかにしました。ロビンソン高等弁務官は、宣言案のパラグラフ26および27に関する論争と対立につき、大きな懸念があることを認識していると発言。出席者に対し、各国政府がこの問題に懸命に取り組んでいることを保障しました。

マークハム報道官は、政府代表が多くの要求による圧力を受けながらも、先住民の問題に真摯に取り組んでいるという高等弁務官の発言を引用。最も肝心なことは、ダーバン会議がすべての先住民にとってプラスの経験となるべきこと、および、先住民がその個人的・集団的権利の再確認を得てダーバンを後にすることだと述べました。

世界会議の事務局長も務めるロビンソン氏はまた、政府代表が先住民の声を聞いており、同氏自身も個人的に、この対立点に関し、舞台裏で政府に対しできる限りの影響力を行使すると語っています。

マークハム報道官は、聴衆が自分たちのためにロビンソン高等弁務官が行った努力に大いに感謝しているように見えたと指摘。同氏は拍手喝采を受け、先住民に関する国連作業部会のエリカ・ダース議長から大きな賞賛を得たと述べました。

しかし、報道官によれば、ダース議長は、先住民の状況を変える妨げとなったこともある「容認および受容しがたい」遅れに批判的でした。この行事でのロビンソン氏による発言の写しは、その他の配布資料とともに、広報カウンターで入手できます。

また、マークハム報道官は、高等弁務官が今朝、人種主義とHIV／エイズの関連に関するパネル討論でも発言したと述べました。この行事でのピーター・ピオットUNAIDS事務局長の演説も、広報カウンターで入手できます。

マークハム報道官によれば、高等弁務官はきょう午後、人種主義およびメディアの影響と役割に関する行事で発言することになっています。聴衆からの質疑応答も行われます。行事の司会は元 CNN インターナショナルのリズ・ハーン氏が担当します。

また、報道官によれば、きょう午後 1 時 15 分、高等弁務官は国連教育科学文化機関（UNESCO）との協力で出版された『人種主義と闘うための団結（Uniting to Combat Racism)』と題する著書を発表する予定です。この本と追加的情報は、ダーバン・エグジビション・センター奥の食堂近くにある UNESCO 展示スタンドで入手できます。

マークハム報道官は、アフリカ移民と女性に関する行事が午後 6 時、メディア・センター入口反対側の建物の金属探知機隣にあるルーム 12 で開催されると述べました。

報道官によれば、すべての特別行事に関する詳細は、公報と広報カウンターで知ることができます。

記者会見に関し、報道官は、デスモンド・ツツ大司教が今日午後 4 時、記者会見室（コースト・オブ・ドリームズ）での記者会見に出席することを明らかにしました。

報道官によれば、南アフリカは毎日午後 1 時に記者会見を行う予定です。正午の記者会見に続き、人種主義に反対する新しい NGO 連合が記者会見を行います。午後 3 時には、東・中欧コーカスが記者会見を行う予定です。

マークハム報道官は、午後 6 時に NGO が世界会議を支援し、ろうそくの祈りを行うと発表。会議場の回りを行進する予定だと語りました。

毎日の本会議のインターネット中継に問題が生じていることに関し、報道官は、国連のサーバーが様々な程度のサービス不能状態に陥っていると発言。きょう午前中の本会議の模様は、問題が解決し次第、中継されるとしました。

ベルギーの代表団は、中東に関する文案合意の期限を今晩に定めたのかという質問に対し、報道官は、自分が知る限りにおいて、促進役にできる限り早く、できればきょう中に、その作業の完了を促すという期限があるのみだと回答しました。

ある特派員は、報道官が文書案で承認済みとするパラグラフの数は、同人がカナダ代表団から受け取った情報と異なっていると指摘しました。

マークハム報道官は、全般的な数字は把握していないとしながらも、起草委員長は順調

な進展を報告しており、自分の数字が委員長からの情報に基づいていると回答しました。

同じジャーナリストは、コフィー・アナン事務総長が世界会議と接触しているのかどうかを尋ねるとともに、カナダとヨーロッパの代表団が退席の準備をしているという噂があるが、これについては悲観的であるかと質問しました。

報道官は、全く悲観的ではないと回答。高等弁務官がメディアに対して繰り返し述べているとおり、問題はきわめて困難で、交渉は最終日まで続く見込みだと述べました。きょう中に結論が出れば圧力は大いに緩和されるだろうが、そうならなくても時間はまだあるとの由でした。

ロビンソン氏はNGO宣言を受理するのかという質問に対し、マークハム報道官は、NGOフォーラムと青少年フォーラムの代表がきょう午後、本会議で演説する予定だが、宣言を手渡すことはないだろうと述べました。

米国代表団に関し、報道官は、委任状委員会が同国の委任状をきのう、承認したと回答しました。委員会の報告は本会議に提出されますが、米国がその委任状の撤回を望む場合は、この会合以前に世界会議に連絡しなければなりません。

NGO フォーラム宣言の文言をロビンソン氏が批判したことを取り上げ、別の特派員は、正式に宣言を受け取っていないのに、なぜそれを批判できるのかと質問しました。

マークハム報道官は、高等弁務官がNGOフォーラムの閉会時に、作業完了以前の暫定的な宣言文を手渡されたと説明。これは世界会議の公式文書ではなく、そのような形で発表されることはないだろうと述べました。

＊　＊＊＊　＊

2001年9月6日

スーザン・マークハム報道官の定例記者会見

反人種主義世界会議のスーザン・マークハム報道官はきょう、正午の定例記者会見で、起草委員会のアリ・ホラム委員長（イラン）が午後1時30分、宣言案と行動計画案を扱う2つの作業部会での審議進捗状況をメディアに報告すると述べました。

報道官は、2つの作業部会ではともに、昨夜遅くまで行われた審議によって、大きな進展が見られたと報告。行動計画案に関する第2作業部会での作業はこれまで遅れていたものの、すでに145のパラグラフが採択され、残りは80パラグラフになっていると述べました。しかし、そのうち30パラグラフは、「困難な問題」に関する交渉待ちの状況にあるとの由でした。

報道官は、12時に予定されていた主要委員会の会合が延期されたことを明らかにしました。会合が実際に開かれれば、作業部会と起草委員会の報告を検討し、すでに承認されたパラグラフの採択を行うことになります。

報道官によれば、本会議ではきのうに引き続き、NGO代表の発言が行われています。これはきょう中には完了せず、あす午前も残りのNGOの発言が続けられる予定です。

世界会議が直面する「困難な問題」に関し、マークハム報道官は、人種主義犠牲者に関する促進役を務めるメキシコのアルトゥーロ・ヘルナンデス=バサーベ氏が今朝、協議によって、人種主義の犠牲者を定義する文案について合意が出来たと報告したことを明らかにしました。報道官は、この文案が宣言案のパラグラフ1になるとの理解を示しました。

報道官は、このパラグラフを一般的なものと形容した上で、その文言を次のとおり披露しました。「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者とは、現在、あるいは、これまでに、これら社会悪の影響を受けたり、被害を受けたり、またその標的にされてきた個人あるいは集団を言う。」その他、文案の中で犠牲者のリストが現れる場合はいずれも、「犠牲者」という言葉で置き換えられることになります。報道官は、これで文言が簡略化されるだろうと述べました。

促進者のもう一つの作業（差別の要因あるいは原因）に関し、報道官は最終的な合意は近いものの、まだ達成されてはいないと述べました。「ここでも、一般的な表現が用いられることになるでしょう。具体的には、『世界会議は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連の不寛容が、人種、皮膚の色、世系、または、民族的もしくは種族的出身を理由として生じることを認識する』という、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第

1条の文言に沿ったものとなり得ます。したがって、これについてはすでに合意ができているといえましょう。パラグラフの続きは恐らく『ならびに、個人はその他の関連する理由により、複数の、あるいは、さらに劣悪な形態の差別を受けうること（を認識する)』といったものになるでしょう。」報道官は、まだ合意は出来上がっていないので、そのようにはならない可能性もあると指摘しました。

過去の遺産に関連する問題に関し、報道官は、昨夜遅くまで、さらには、きょう午前中も続けられた非公式協議では合意に到らなかったことを明らかにしました。非公式協議はきょうの午後も続けられる予定です。共同促進役は今朝、世界会議のンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ議長に進展を報告できることを期待すると述べています。

中東問題に関し、報道官は、議長が今朝の一般委員会で、地域グループの代表に文案を配布し、これに対する意見を表明するよう求めたと語りました。

議長は一般委員会に対し、同人が作成した原案を審議するため、小グループで 2 度の会合を行ったことを明らかにしました。小グループでは合意が得られなかったため、議長は別の文案を作成しましたが、同人によれば、この文案が異なる見解の釣合いを保つものだとの由でした。今朝配布されたのはこの文案で、地域グループは現在も、これに関する協議を続けています。

マークハム報道官は、会議参加者の一覧がきょう発表されると発言。パレスチナ自治政府のほか、参加国は 170 カ国に及んだと述べました。また、ダーバンには 947 の NGO、15 の国際政府間機関、6 つの国連専門機関、その他 4 つの主体も代表を送っています。

報道官によれば、発行されたパスは約 1 万 8,000 通に及びましたが、その内訳は政府間機関が 15 通、NGO がほぼ 4,000 通、163 カ国の代表がほぼ 2,300 通、メディアがおよそ 1,100 通となっています。

特別行事に関し、報道官は、今朝 10 時、「ミレニアム・アフリカ復興計画」に関する行事で、メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官が発言したと述べました。同人はまた、きょう午後 1 時 15 分からルーム 1 で始まる最後の「犠牲者の声」行事にも出席することになっています。

報道官は、これまでのところ、きょう中に 5 回の記者会見が予定されていると述べるとともに、ジャーナリストに対し、メディア・センター内広報カウンターの隣にある掲示板に注意するよう促しました。

あるジャーナリストは、南アフリカのターボ・ムベキ大統領が、ナイジェリア訪問を予

定していたにもかかわらず、ダーバンに戻っていることを指摘。世界会議延長の噂は真実かと質問しました。

マークハム報道官は、ムベキ大統領がダーバンにいることを確認。当初は最終日の出席を予定していたことを明らかにしました。会議の閉幕に関し、報道官は、必要に応じ、最終日の24時に時計を止めるという国連の手続きを説明。過去の例からしても、会議の閉幕時刻が異なっていた場合があると付け加え、「可能性について分かったら、すぐにお知らせしますが、それを決めるのは各国代表です」と述べました。

インドのダリットと日本の先住民集団が犠牲者のリストに含まれるかとの質問に対し、報道官は、文案が一般的なものとなるため、いくつかの集団が一般的な表現の対象になるだろうと回答しました。

別のジャーナリストは、ロビンソン氏がNGOフォーラム宣言を本会議に推奨しなかったことが、世界会議全体にどのような影響をもたらすかと質問しました。

マークハム報道官は、ロビンソン高等弁務官が9月4日の記者会見でこれに触れており、その記事資料は入手可能だと説明。「NGO フォーラムの文書は会議の正式文書ではない」と語りました。NGOフォーラムと青少年フォーラムの文書はともにwww.racism.gov.zaで閲覧可能です。

土曜日にゴバン・ムベキ氏の葬儀が開かれるため、金曜日には交通渋滞が生じるのではないかとの質問に対し、マークハム報道官は、会議の閉幕に関する実際的な考慮はすべて完了したわけではないと回答。あすが終わってからも会議が継続する予定となった場合は、メディアに連絡すると述べました。

先住民に関する文言に変更が見込まれることに関する質問に対し、報道官は、ロビンソン人権高等弁務官が、先住民の問題に関し、舞台裏でできる限りの努力を行うと語っていたことを改めて伝えました。

＊　＊＊＊　＊

2001年9月6日

アリ・ホラム起草委員長の記者会見

起草委員会のアリ・ホラム委員長はきょう午後、南アフリカのダーバンで、あすの反人種主義世界会議の閉幕を前に、第1作業部会は宣言案のうち63のパラグラフが未採択であることを明らかにしました。

委員長は記者会見で、第1作業部会がきょうの午後に、そのうち30のパラグラフを採択し、残りはいわゆる「困難な問題」に関する33パラグラフになると発言。行動計画案に関する第2作業部会は180のパラグラフを採択し、残りは80パラグラフであると述べました。このうち40～45のパラグラフについては、困難な問題を取り扱う4つの非公式協議グループで交渉が行われています。

ホラム委員長によれば、これらのグループはそれぞれ、中東問題、過去の遺産に関する問題、人種主義の原因、および、人種主義犠牲者のリストを取り扱っています。2つの作業部会と4つの非公式グループのほか、50を超える協議グループが困難な問題の協議に当たっていましたが、これらは作業を完了し、解散しています。

委員長は、未確定のすべてのパラグラフにつき、あす午前3時までに合意を取り付け、宣言および行動計画の草案を本会議に提出できるだろうとの希望と期待を表明しました。

委員長によれば、中東に関する交渉を促進するグループは、25～30のパラグラフに取り組んでいます。このグループが作業を完了すれば、これらパラグラフの文言は、外国による占領、あるいは、その他の同様の文言に置き換えることができるでしょう。

ホラム委員長は、過去の遺産に関する交渉を促進するグループが70を超えるパラグラフに取り組んでいると発言。一部の代表団が、いくつかのパラグラフを非公式グループの対象範囲外とし、作業部会で交渉すべきとしていることから、正確な数字を明らかにすることは難しいと述べました。

中東に関する質問に対し、委員長は、地域グループと一般委員会が依然として、世界会議のンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ議長が提案した案文を検討中であると回答。「その結論は午後にも出される可能性があり、これを地域グループと一般委員会が受け入れれば、起草委員会、さらには主要委員会あるいは本会議に諮られることになる」と付け加えました。

コンセンサスが得られない危険があるのではないかとの質問に対し、ホラム委員長は、最も困難な問題の解決には、政治的な意思が必要と回答。一般的な合意には、手続き事項

につき51%の単純多数決、実質事項につき3分の2の多数決が必要になるとしました。

中東問題に関するパラグラフを削除し、世界会議はこの問題でコンセンサスに達することができなかったと明言する可能性はないのかとの質問に対し、ホラム委員長は、中東問題を削除するのが適切だという確信はないと回答。「この会議は人種主義のあらゆる問題に取り組むべきだ」と付け加えました。

別のジャーナリストは、これまでに採択されたパラグラフにおいて、世界会議に何らかの新しい画期的成果はあったのかと質問しました。

委員長はこれに対し、それぞれの代表団がどのような優先順位で物事を考えるかによると回答。ある者にとっては犠牲者の問題が、ある者にとっては過去の問題が、またある者にとっては中東の問題が重要だとしました。

奴隷制と植民地主義の謝罪の問題に関し、最新の動向を尋ねられたホラム委員長は、植民地主義と奴隷制の歴史に関する非公式協議は、ブラジルとケニアを促進役として継続中であると回答しました。「非公式協議では、文言の検討が行われ、大きな進展が見られています。その作業は今晩までに完了できるでしょう。」

会期を延長し、週末も作業を継続する可能性につき、委員長は会期を延長すべき理由はないが、それは検討される問題にもよると回答。差別原因と犠牲者の問題は解決される見込みで、未定なのは中東の問題だけだとしました。

＊　＊＊＊　＊

2001年9月7日

スーザン・マークハム報道官の定例記者会見

南アフリカのダーバンで開催中の反人種主義世界会議の報道官を務めるスーザン・マークハム氏は、正午の定例記者会見で、最終日に当たるきょう、本会議で111のNGOが発言を予定していると述べました。しかし、NGOの発言時間はきょう午後1時で終了するため、すべてのNGOが発言できる余裕はない模様です。

同氏は、宣言案に関する第1作業部会が昨夜、作業を終了したと述べました。中東問題と過去の遺産については、いくつかのパラグラフが未確定で、これら問題に関する交渉完了の際に作成が行われる予定です。

行動計画草案に関する第2作業部会は、今朝4時30分まで作業を続けましたが、同氏によれば、未確定のパラグラフがまだ多数ある模様です。起草委員会の委員長を務めるイランのアリ・ホラム氏は今朝、2つの文書で未確定のパラグラフは150に及び、そのほとんどが行動計画に関するものであることを明らかにしました。約85のパラグラフについては、残る2つの「困難な問題」に関する非公式協議の結果待ちの状況です。報道官は、残りの約65のパラグラフが行動計画に関するものだと述べました。

報道官は、2つの作業部会が起草委員会として合同会合を開き、合意が成立したあらゆる条項を採択すると述べました。文書案はその後、主要委員会に付託されますが、その会合は午後3時に予定されています。中東や過去に関するものなど、何らかの未確定パラグラフがあれば、この会合で収拾が図られます。

中東に関し、報道官は世界会議のンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ議長が、今朝の一般委員会会合で、同議長が昨日の一般委員会で配布した文案に関し、すべての地域グループがすべての最終報告を提出したわけではないと報告したことを明らかにしました。議長は、午前中に最終報告の提出を期待していると述べました。

報道官によれば、議長はきのう、3つの代表団に対し、中東問題を取り扱う宣言案と行動計画案のパラグラフを明らかにするよう要請していました。今朝のリスト配布時点で、33のパラグラフが明らかにされていましたが、うち9つは一般的な内容で、中東のみに関連するものとは見なされませんでした。これらは作業部会に差し戻され、即座に文案に組み込まれました。

マークハム報道官は残った22のパラグラフのうち、4つは過去の遺産に関するものと見られると発言。残りの18パラグラフについては、そのすべてが特定的に中東問題を取り扱

うものか否かにつき、意見の不一致が見られたと語りました。特に、外国による占領に関する宣言案のパラグラフ 33、および、2 つの文書でこの問題を取り上げている数多くのパラグラフについて言及がなされました。

「これらの問題を現時点で作業部会に付託し、解決を図るべきか、中東に関する交渉が解決するまで未解決とすべきかについて、意見の相違が見られた」と報道官は語りました。「現在のところ、作業部会は、一般的問題のみを取り扱うパラグラフのみを解決するよう要請されています。」

過去の遺産につき、マークハム報道官は、ブラジルのジルベルト・サボイア氏が共同促進役を務めるケニアのアミナ・モハメド氏を代理し、一般委員会に対して、過去の遺産に関するきのう午後の交渉は非公式協議の形で継続されたと報告した旨発言。きのう午後 4 時ごろ、合意された要素を反映し、相違の所在を明らかにした文書が提出されたと述べました。

報道官によれば、サボイア氏とモハメド氏は昨夜、議長と会談し、合意点について報告しました。ブラジル代表のサボイア氏は、2 人の共同促進役がこれをもってその作業を完了し、過去の遺産の問題に関してまだ合意に達していない問題については、世界会議議長が先頭に立って解決に当たるだろうと述べました。

マークハム報道官によれば、議長は、交渉は完了間近であり、残された 1 つか 2 つの問題は解決できると述べています。サボイア氏も、宣言および行動計画の草案の中で、過去の遺産に特定的に関係するパラグラフを洗い出すため、同様のプロセスが進行中だと語りました。その目的は明らかに、その他すべてのパラグラフについて作業部会での詰めを行い、主要委員会に付託できるようにすることにあります。中東と過去の遺産に関するパラグラフについては、交渉で解決を図ることになります。

マークハム報道官は、一般委員会が閉会した午前 10 時の時点で、未解決の問題がいくつか残っていると述べ、会議議長が率先してその解決に当たっていることを明らかにしました。その間、起草委員会は 2 つの作業部会で合意済みのパラグラフを採択することになっています。

報道官によれば、きょう午後の焦点は 3 時に予定されている主要委員会会合で、残る未解決のパラグラフに関する提案が行われることになっています。その上で、世界会議を締めくくる本会議では、宣言および行動計画の最終案文を含む主要委員会の報告が採択されることになります。また、本会議では、地域グループ、開催国、会議事務局長、そして最後に会議議長が閉会の辞を述べることになっています。

報道官によれば、議長は一般委員会会合で、世界会議閉幕の本会議をきょう午後 4 時に開催したい意向を伝えました。しかし、実際の会合の時間は、起草委員会と一般委員が宣言および行動計画の草案の採択にどれだけの時間を要するかによって左右されるでしょう。

マークハム報道官は、世界会議の議長と事務局長による共同記者会見が暫定的に予定されていると述べましたが、その時間は未定との由でした。

特別行事につき、報道官は会議公報によると 4 つの行事が予定されており、最後の行事は午後 3 時に閉幕すると述べました。

記者会見につき、報道官は、南アフリカ人権委員会が午後 1 時から、国際青少年委員会が午後 1 時 30 分から、NGO フォーラム国際運営委員会が午後 3 時から記者会見を予定していると語りました。

マークハム報道官によれば、今朝、国際運営委員会の要請により、世界会議事務局長を務めるメアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官は NGO と会談し、NGO フォーラム宣言に関する同氏の立場を明らかにしました。事務局長はきのう、NGO とは早めに会談したかったが、会議日程が混んでいたため、会談を延期せざるを得なかったと語っていました。

マークハム報道官によれば、ロビンソン氏は NGO に対し、その宣言を拒絶しないと伝えました。ロビンソン氏はこれを受け入れながらも、その中には、不適切かつ不穏当な条項が含まれていると指摘。通常であれば、この文書は各国代表に推奨するところだが、こうした文言のゆえにそれは不可能だと述べました。同氏が文書全体を推奨できなかったのは、これがはじめてのことでした。同氏は特にパラグラフ 418 と 419 を引き合いに出しました。

それでも、マークハム報道官によれば、ロビンソン高等弁務官は、その前文での犠牲者の定義をはじめ、この文書には極めてよい要素が多く含まれていると語っています。ロビンソン氏はこの宣言を、刑事司法と司法制度に関する素晴らしい規定を含む豊かな文書だと形容しました。NGO フォーラムと青少年フォーラムを会議に参加させることの価値を指摘した上で、同氏はフォローアップの重要性を強調しました。

報道官は、ロビンソン氏のコメントの詳細は入手可能だと述べました。

会議が実際にきょうで終了するのかとの質問に対し、マークハム報道官は、きょうで閉幕はするが、具体的な時間だけは確定できないと回答。「議長は午後 4 時に本会議の開会を望んでいます。しかし、その前に主要委員会の会合が必要で、積み残された問題の決定もこの主要委員会で行われるため、状況を見るしかありません」と語りました。

同じジャーナリストは、時計を止める可能性はあるのかと質問しました。

これに対し、マークハム報道官は、可能性はあるが、その必要がないことを望むと回答。「時計を止める」という意味について、会議が24時を回った段階で起こると説明しました。「私達は常に、会議が予定された日に終了することを望んでいます。今の段階で、会議が真夜中過ぎまで長引くと予想してはいないにせよ、その可能性は常にあるため、私達はそうならないことを心から望んでいます。」

宣言原案パラグラフ128にあったアファーマティブ・アクションへの言及が消えたと見られることを指摘した上で、別のジャーナリストは、このような言及が文案から削除されたのかと質問しました。

報道官はこれに対し、文書は間もなく入手できるので、その真偽は自分で確認できるだろうと回答しました。

別の特派員は、手続き規則によれば、会議プロセスはコンセンサスにより終結するはずではないかと質問しました。これに対し報道官は、コンセンサスが得られなければ、文書は投票にかけられると回答。「各国代表団が合意に達し、投票が必要なくなることを望みますが、究極的には、世界会議での最終的合意を助ける手続き規則が存在しています」と付け加えました。

同じジャーナリストは、パレスチナ人、パレスチナおよびイスラエルに対する言及をすべて削除し、最終文書を完全に一般的な文言とする努力が行われているのか、それとも、これらの言及が残されるのかと質問しました。

マークハム報道官は、犠牲者のリストについては、ほとんど混乱がないと回答。すでに合意されている一般的な表現は、全般的なリストに用いられることを明らかにしました。文書自体の中には、先住民、難民その他、具体的な個別集団を特定したパラグラフがあります。「犠牲者」という言葉は、どんな長いリストにも代わることになるでしょう。

報道官は、中東の問題が解決されておらず、最終的に合意される文言がどのようなものになるかは分からないと述べました。

投票手続きに関する質問に対し、報道官は、手続き規定第34条によれば、世界会議が「その作業および報告書の採択を全般的な合意で確保できるよう、可能なあらゆる努力を行う」ことになっており、これは通常、コンセンサスを意味するものと解釈されると述べました。

報道官は、規則第 36 条が投票手続きを次のように規定していると述べました。「規則第 34 条に従いながら、あらゆる実質事項に関する会議の決定は、出席かつ投票する代表の 3 分の 2 による多数決で行われるものとする。会議が別途決定する場合を除き、また、別途規定する場合を除き、すべての手続き事項に関する会議の決定は、出席かつ投票する代表の単純多数決で行われるものとする。」

手続き規則によれば、ある問題が手続き事項か実質事項かについて問題が生じた場合、会議議長が決定を下すことになっています。条文では、「賛否の投票が同数となった場合、該当する提案あるいは動議は否決されたものと見なす」とされています。

インドのダリットに関する同じ特派員の質問に対し、マークハム報道官は、特定の集団に関する特定のパラグラフ追加があるかどうかは分からないが、現在のところどちらの文案にも特定的な言及はなされていないと回答。「しかし、一般的なリストには『世系』という言葉が含まれているため、これによって、ダリットをはじめとする様々な集団が対象となるはず」だと語りました。

別のジャーナリストは、インドの代表が「世系」という言葉にダリットは含まれず、これらの人々は「職業と世系」という言葉の対象としなければならないという立場を取っていることを指摘。「職業」という言葉は削除されたのかと質問しました。

マークハム報道官はこれに対し、犠牲者リストの実際の文言には、「職業」という言葉が含まれていないと回答。文案には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」にある文言のみが含まれるとしました。その他の差別の根拠については合意が出来上がっていません。「こうした根拠も一般的に表現され、社会・経済的地位、健康、職業あるいは雇用など、特定的な要因は含まれないものと理解している」と報道官は述べました。

投票が行われる場合の時期につき、報道官は別のジャーナリストに対し、中東と過去の遺産に関する交渉の対象とされていない未確定パラグラフに関しては、作業部会がコンセンサスで決定を行っていると述べました。

マークハム報道官は別のジャーナリストに対し、過去の遺産に関する文案はまだ一般委員会に提出されていないと回答。準備ができれば、会議議長が文案を地域グループに提示するだろうと語りました。

退席後の米国の世界会議に対する関与に関し、報道官は現在のところ、代表団のメンバーの存在は承知していないと回答。米国の委任状は世界会議によって、委任状委員会の文書にあるとおりに承認されていると述べました。米国はまた、きのう発表された世界会議参加国の一覧表にも含まれています。

別の質問に対し、報道官は、現在のところ会議に出席している首脳はいないと回答。首脳のほとんどは、最初の 1 日半のハイレベル協議を終え、週末のうちに帰途についたと語りました。

それでも報道官は、南アフリカのターボ・ムベキ大統領がきのう（9月6日）ダーバンを訪れており、閉会の際に会議に出席するはずだったと理解していると発言。「しかし、父の死によって予定が変更になり、大統領は出席できないとは思いますが、南アフリカ政府に確認した上でお知らせします」と語りました。

大西洋横断奴隷貿易が人道に対する罪と宣言されたかどうか、および、宣言案で補償にどの程度の言及が行われたかとの質問に対し、マークハム報道官は、どちらの問題も未解決だと回答。過去の遺産に関して継続中の討議で取り扱われていることを明らかにしました。

別のジャーナリストは、最終的に投票が行われる場合、各代表団の投票振りは文書に記載されるのかどうか尋ねました。

報道官は、記名投票が行われれば、賛成国、反対国および棄権国の一覧が明らかにされると回答。無記名投票の場合には、投票の理由説明を行った国以外については、投票振りは明らかにされないと語りました。記名投票にするか無記名投票にするかの決定は、加盟国に委ねられています。

別の質問に対し、報道官は、世界会議の地域グループがアフリカグループ、アジアグループ、ラテンアメリカ・カリブ海グループ、東欧グループおよび西欧・その他諸国グループの5つであることを明らかにしました。

＊　＊＊＊　＊

2001年9月8日

ンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ反人種主義世界会議議長および メアリー・ロビンソン事務局長による記者会見

9月8日の記者会見で、反人種主義世界会議のメアリー・ロビンソン事務局長は、会議閉幕に向けた見通しは明るくなかったと発言。それでも、過去および中東に関する文書も含め、主要委員会の報告書は採択されたと述べました。この両者について、各国代表はきわめて困難な決定を下しました。

ロビンソン氏は、会議の議長を務めた南アフリカのンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ博士が、その議長の仕事を出産の痛みに例えながらも、人種主義と闘う枠組みを策定する上で、素晴らしい新たなスタートを切るという意識も有していたと指摘。議長は宣言および行動計画に関する各国代表官の合意を取り付ける上で、見事な政治的手腕を発揮したと述べました。

ロビンソン氏は自身として、世界会議のフォローアップを強調したと発言。政府の責任および最終文書実施の監視における市民社会の役割を伴ったフォローアップは、鍵を握る存在になると述べました。同氏は、数百万の人々が自らの権利が再確認され、尊厳を取り戻したと感じており、そこに新たな期待が生まれているとした上で、「今こそ私達が具体的な成果を示さねばならない」と語りました。

ズマ博士は、ロビンソン氏率いるチーム全員とすべての加盟国と協力できたことを嬉しく思うと発言。会議の成果は、代表および加盟国の決意と懸命な努力の賜物だとしながらも、本当の作業はダーバン会議後に始まると述べました。それでも、ダーバンの成果は、人種主義との闘いで活動家たちが利用できる強力な道具となることでしょう。同氏は、人々の間にネットワークが出来上がり、ダーバンで始まった運動が継続することを期待。これほどの困難がありながらも、会議は終始なごやかな雰囲気の中で進められて、参加者が支援の手を差し伸べつづけたことは驚きだと語りました。ある意味で、会議自体があらゆる人々をより寛容にしたと言えるでしょう。ズマ氏はメディアを含め、会議の成功に助力したあらゆる人々に感謝の意を表しました。

疲労の影響、および、各国による留保と未確定項目があることから会議は失敗と報じられる傾向についてコメントを求められ、ズマ博士は政府による留保を考える際には、より全体的な構図を捉える重要性を指摘。それぞれが具体的に異なる経験と見解で会議に臨むのであるから、留保が付されるのは当然だと述べました。ロビンソン氏は、北京の女性会議では留保が稀に見る数に上ったにもかかわらず、これはそれぞれの立場を明確にするものと捉えられたという経緯を補足。その後の問題の本質は、真のメッセージが何かという

ことであり、以前に合意されていた点について未確定部分が出なかったのは、ダーバンの大きな成果だと述べました。

論議の多い未確定項目があることにつき、ズマ博士は、合意に達するためには、あらゆる当事者の政治的意思、互譲の精神、および、代表団間の理解の精神が必要ではあるが、様々な代表が異なる捉え方をしていたことを考えれば、顕著な譲歩が見られたと発言。審議できなかった未確定項目もやがて解決するだろうとの見方を示しました。

米国とイスラエルが退席したことに関する質問に対し、ロビンソン氏は、このような重要な会議の半ばでいかなる国であっても退席することは遺憾であるとし、すべての国が留まるよう求めていたことを明言。いずれの国も懸命に努力し、適切な妥協を図らねばならないことは明白だったとしました。それでも、これまで国際レベルでは採択されたことのない文書が採択されたことは確かで、会議に出席していなかった人々もこの文言を共有し、これに関心を示して欲しいとの期待を表明しました。

別の質問に対し、同氏は、特に問題が複雑で、政治的に慎重を要する場合、世界会議の事務局長の仕事は困難であると答えました。その役割は、決議へ到る環境を整備することと、合意を容易にするために楽観的な雰囲気を作り出すことにあると述べました。同氏は、世界会議での経験を忘れないだろうとし、宣言および行動計画は今後の行動にとって重要な手段となるだろうと述べました。「私達は決して政府の責任を免除しないでしょう。そして、政府がここで約束したことを守らせるため、市民社会の助けを求めるでしょう」と同氏は語りました。ダーバンのメッセージは、人間の尊厳を確認する重要な意義を有しているのです。

世界会議が崩壊するとは考えなかったかとの質問に対し、ズマ博士は、崩壊を恐れたことはなかったが、危機に瀕したことはあったと答えました。それでも、問題の重要性ゆえに、すべての人々が団結していたと述べました。見解を異にする人々でさえも、会議の成功を望むことでは一致していました。ロビンソン氏は 2 カ国の代表が退席を決定したときだけは、会議の崩壊を恐れたと回答。世界会議を支えたのは、議長の強力な政治的意思だったと語りました。

さらに別の質問に対し、ズマ博士は、謝罪と賠償の問題が「私達の心に触れる」ものだとした上で、「私達の大半にとって、謝罪は金銭ではなく、尊厳を意味する」と回答。この尊厳の回復を金銭で測ることはできないと述べました。その意味するところは、開発途上国の人々の尊厳を回復する発展にあったのです。

中東に関し、同氏は和平プロセスに取り組むエネルギー、決意および政治的意思が十分にあるかどうかが重要だと語りました。

世界会議のフォローアップに関する質問に対し、ロビンソン氏は有識者グループが年 2 回、ダーバンの成果の実施状況に関し、人権委員会と総会に報告を行うと回答。各国政府が国内行動計画の策定を公約したことも述べました。フォローアップ過程にとって最も重要なこれらの条項は採択されています。

先住民とインドのダリットにとって重要な問題に関し、ズマ博士は、世界会議でこれら具体的問題をすべて取り扱う十分な時間がなかったことは残念だと述べました。ロビンソン氏は付け加えて、先住民はその声を各国代表に届けることに成功したと発言。先住民（indigenous people）という言葉に複数を表す S が加えられたと述べました。インドとスリランカのダリットに関し、同氏は、これらの人々がその目的を追求する基盤を手に入れたことを指摘。世界会議はまさに、多くの声に耳を傾ける機会になったと語りました。

投票に関する気持ちを尋ねられたズマ博士は、投票が避けられればよかったが、本会議で投票が必要なかったことは評価できるとしました。

＊　＊＊＊　＊

総括

RD/D/45
2001年9月8日

差別と不寛容の根絶を呼びかけ
反人種主義世界会議閉幕

救済措置の必要性に合意し、中東での暴力終焉を促す

南アフリカのダーバンで開催されていた「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」は9月8日、これらの社会悪を非難するとともに、どこで行われようとも、これらを根絶するための国際社会による行動を求めて閉幕しました。

多くの問題に関する集中的で時には困難な討議を経て、世界会議は「宣言」および「行動計画」を採択しました。これにより、加盟国は国際、地域および国内のレベルで人種主義および差別と闘うための幅広い措置を講じることを約束しました。しかし、多くの代表団は、中東および過去の遺産に関連するものをはじめ、いくつかの問題に関して留保や適用除外を表明しました。

中東に関し、世界会議は暴力の終焉と和平交渉の速やかな再開、国際的な人権と人道法の尊重、ならびに、民族自決の原則尊重とあらゆる苦痛の終焉により、イスラエルとパレスチナ人民が和平プロセスを再開し、安全と自由の中で発展、繁栄できるようにすることを求めました。

世界会議は、外国による占領下におけるパレスチナ人民の苦境に対する懸念を表明し、その「宣言」において、パレスチナ人民の民族自決と独立国家樹立に対する不可譲の権利を認めました。会議はまた、イスラエルを含む中東地域のあらゆる国々の安全に対する権利を認めるとともに、和平プロセスを支援し、これを早期に完了させるようすべての国々に求めました。

奴隷制の問題に関し、世界会議は奴隷制、奴隷貿易、大西洋横断奴隷貿易、アパルトヘイト、植民地主義およびジェノサイドによる甚大な人間の惨禍、および、数百万人の男女と子どもの悲惨な状況を認め、かつこれを大いに遺憾とする旨の文言に合意しました。これらは人類の歴史における恐ろしい悲劇であるとの認識に立ち、世界会議はさらに、奴隷制と奴隷貿易が人道に対する罪であり、特に大西洋横断奴隷貿易は常にそう考えられるべきであったことを認めました。

国際社会に対し、これら悲劇の犠牲者の記憶を尊重するよう促すとともに、世界会議はまた、一部の国々が自発的に遺憾の意、もしくは悔恨あるいは謝罪の念を表明しているこ

とに留意し、犠牲者の尊厳の回復にまだ貢献していないすべての国々に対し、そのための適切な方法を探るよう求めました。

奴隷制、奴隷貿易その他の歴史的不正のいわゆる「関係国」による補償と賠償に関し、世界会議は、これらの歴史的不正が疑いなく、開発途上国をはじめとする世界各地で多くの人々を苦しめている貧困、低開発、周辺化、社会的疎外、経済的格差、不安定および不安全を助長していることを認めています。世界会議は、債務救済、貧困根絶、民主的制度の建設あるいは強化、外国直接投資の促進および市場アクセスの分野において、連帯と相互尊重の精神に基づく新たなパートナーシップの枠組みの中で、これら社会とその移住者集団の社会的・経済的発展を図るプログラムを策定する必要性を認めました。

世界会議は、貧困の諸課題に取り組むアフリカ指導者たちの努力を認め、先進国と国連システムに対し、新アフリカ・イニシアチブおよび貧困根絶のための世界連帯基金などその他の革新的メカニズムを支援するよう求めています。

もう一つ、解決が難しかった問題として人種主義犠牲者の問題があげられますが、世界会議はこれに関し、「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容の犠牲者とは、現在あるいはこれまでにこれら社会悪の影響を受けたり、被害をうけたり、またその標的とされてきた個人もしくは、集団である」とする一般的な文言に合意しました。

差別の原因に関し、世界会議は人種主義、人種差別、外国人排斥および関連の不寛容が人種、皮膚の色、世系または国民的あるいは民族的出自を理由に発生し、またその犠牲者は言語、性、宗教、政治上的その他の意見、社会的出自、財産、門地その他の地位など、他のもしくは、関連する理由により、複数のあるいはさらに劣悪な形態の差別を受けうることを認めました。

（宣言および行動計画のその他主要規定は、この記事資料中の「要点」の項目でまとめられています。）

世界会議の議長を務めたンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ氏は閉会の辞で、ダーバン会議では、人種主義との闘いにおける新たなスタートと新しい道のりに関する合意が得られたと述べました。会議の事務局長を務めたメアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官は、世界会議が差別と闘うための明白な目標と行動を定めたという点に支持を表明し、代表団に残したい主要なメッセージは、ダーバンを終点ではなく、始点としなければならないということだと発言し、「フォローアップが必要だ」と語りました。

世界会議には世界 163 か国から 16 人の首脳、58 人の外務大臣および 44 人の閣僚を含む 2,300 人が参加しました。認定を受けた NGO の代表とメディアの代表は、それぞれ 4,000

人と 1,100 人に上りました。

行動計画の要点

世界会議の行動計画は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の源泉と原因について述べ、これらを根絶するための具体的な行動を求めています。同文書の大部分は、国内レベルでの予防、教育および保護措置に割かれています。行動計画はまた、国際レベルでも、様々な宗教を代表する 5 人の有識者から構成されるフォローアップ監視委員会を設立し、人権高等弁務官および国連機関とともに、宣言および行動計画、その他の任務の実施を手助けすることなど、数多くの措置を勧告しています。

2005 年までに普遍的な批准が達成できるように、各国に人種差別撤廃条約への加入を求めるとともに、行動計画は各国に対し、差別の犠牲者が多く居住する地域で貧困を根絶するために、官民の投資の利用を促進するよう求めています。

行動計画はさらに、各国に対し、アフリカ系人民の多くが経験している宗教あるいは信条を理由とする差別を予防、廃絶するための政策と措置を実施するよう促しています。さらに、アフリカ系人民をはじめとするすべての個人が、司法制度へ完全かつ実効的にアクセスできるようにすることも各国に求めています。

各国はまた、先住民による権利の享受を促進、保護および確保するために必要なあらゆる措置を採択すること、あるいは、採択しつづけること、移住者の統合にプラスの効果を持つ家族の呼び寄せを容易にすること、ならびに、すべての移住者によるあらゆる人権の全面的な享受を促進するためにあらゆる可能な措置を講じることも求められています。行動計画はさらに、各国に対し、難民に対する差別に取り組む戦略を策定すること、ならびに、女性と少女に対する性的暴力およびその他ジェンダーにもとづく暴力に関連する犯罪を含め、人道に対する罪と戦争犯罪の責任者の免責を終らさせ、これを訴追することを奨励しています。

その他の点として、各国は、家事労働に従事する人々と人身売買の対象となった人々に特別な注意を払いながら、移住労働者を保護するための実効的な立法およびその他の措置を策定あるいは実施すること、法執行職員による人種主義を動機とする違法行為に関して説明責任を確保すること、人種的プロファイリングを廃絶することならびに遺伝子情報のプライバシーを保護することが奨励されています。

行動計画はさらに、各国に対し、外国人と移住労働者に対する差別待遇を禁止すること、女性と子どもをはじめとする人身売買を禁止する法律を制定することおよび差別の犠牲となっている個人と集団の状況を評価するために信頼できる統計データを集め、公表することを求めています。

行動計画により、各国はまた、人種差別の結果として生じた可能性のある健康状態の格差を解消する目的で、達成可能な最高水準の肉体的・精神的健康を享受する万人の権利実現を目指した措置を拡充するよう求められています。

行動計画はさらに、各国に対し適宜、反人種主義教育および寛容を促進するメディア・キャンペーンに資金を投入すること、ならびに、貧困、低開発および平等な機会の欠如など、人々を人身売買の危険にさらす根源的原因に取り組むための措置を講じる、もしくはこれを強化することを求めています。

計画は、表現の自由に対する権利を保障するとともに、人種主義的メッセージの流布を防止する特定の自発的行動規範と自主規制措置を確立、普及させるようインターネット接続業者に奨励することを各国に求めています。同文書はまた、各国に対し、すべての人々によるインターネットへのアクセスとその利用を奨励するよう要請しています。

行動計画は、教員訓練をはじめとする教育と訓練が人権の尊重および人種主義との闘いを促進するようにすることや教育の分野において人種主義の原因についての認識を深める努力を強化することを各国に求めるとともに、人種主義、人種差別、排外主義および関連の不寛容に基づくステレオタイプ化を回避することをメディアに奨励することも求めています。

宣言の要点

宣言は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容との闘いを続けるアフリカの諸国民との連帯を表明しています。また、アフリカをはじめ、世界中の人々をあまりにも長く苦しめてきた非人間的な悲劇との全世界的な闘争のための道徳的根拠と着想を構成するものとして、連帯、寛容および多文化主義の大きな重要性も確認しています。

若者やその他の弱者集団がさらされかねない新たな発現形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に特別な注意を払うことの重要性に留意し、宣言は、これらの害悪が武力紛争の根本的原因のひとつであり、かつ、その帰結であることも極めて多いことを認めています。社会的・経済的発展が、人種主義、差別、外国人排斥および関連する不寛容や民主的で基盤の広い参加型統治の欠如から生じるものを含め、広範な内戦によって阻害されていることに対して深い懸念を示しています。

宣言はまた、一部の国々では、多くは過去の遺産がそのまま引き継がれている政治や法律の構造もしくは制度が、国民の多民族的、多文化的および多言語的特質にそぐわず、先住民の排斥において重要な差別要因となっていることが多いことにも、懸念を表明しています。

宣言は、「先住民」という言葉が、特定的にこの問題を取り扱う文書に関して現在行われている国際交渉の文脈で用いられるもので、その結果を損なうものではなく、かつ、国際法の下での権利について何らかの含意も有するものと解釈されてはならないと述べています。

先住民問題に関する常設フォーラムを創設するという決定、および、国連による先住民の人権および基本的自由に関する特別報告官の任命を歓迎しながらも、宣言は、ロマ／ジプシー／シンティ／トラベラーズに対する暴力など、今も続く人種主義、差別、外国人排斥および不寛容の現れを深い懸念をもって認めています。宣言は、その平等の全面的な実現のために、実効的な政策と実施メカニズムを開発する必要を認めています。

宣言は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の犠牲者を、現在あるいはこれまでに、これら社会悪の影響を受けたり、被害を受けたり、またその標的となってきた個人もしくは集団であると述べています。アフリカ系の人々が数世紀にわたって、人種主義、差別および隷属ならびに歴史によるその権利否定の犠牲者となってきたことを認めています。宣言はまた、これらの人々がアジア人およびアジア系の人々と同様、社会的な偏見と差別の結果、障壁に直面していることを認めています。

宣言は、移住者に対する人種主義と差別およびこれらの人々に当てはめられることの多いステレオタイプな言動を激しく非難し、その人権を擁護する各国の責任および人種主義的あるいは排外主義的動機による違法行為もしくは暴力行為から移住者を保護する政府の責任を再確認しています。

人種主義、差別および外国人排斥が人々の難民や亡命者としての強制的な避難や移動を助長することに留意し、宣言はこれらと闘う努力にもかかわらず、移民、亡命者および国内避難民に対する不寛容が続いていることを、懸念をもって認めています。避難民発生の根本的原因に取り組み、出身国への自発的帰還や第三国への再定住をはじめとする持続的な解決を模索することの緊急性を強調しています。

宣言は、一定の信者に対する宗教的不寛容、特にその信仰を自由に実践する権利の制限が存在していること、ならびに、その宗教的信仰および民族的、あるいはいわゆる人種的出自のゆえに、かかる信者に対するステレオタイプ的な、敵対的行為および暴力が増大していることを深い憂慮をもって認めています。

宣言は、人種主義、差別、外国人排斥および不寛容から生じる人権侵害の犠牲者が、適切な場合には法的援助、また何らかの損害を被った場合の公正かつ十分な補償と賠償を求める権利をはじめとする実効的、かつ適切な保護と救済を求める権利を含め、司法に対するアクセスを保障されるべきだという、正義を確保する上で急を要する要件として強く再

確認しています。

宣言は、ネオナチズム、ネオファシズムおよび人種的あるいは民族的偏見に基づく暴力的な国粋主義が残存し、再び勢いを増していることを非難。また、人種主義に基づく政治的な綱領と組織、外国人排斥もしくは人種的優越性を説く教義と関連の差別、ならびに民主主義および透明で説明責任のある統治と相容れない人種主義、差別、外国人排斥および不寛容に基づく立法および慣行も非難しています。

宣言は、メディアが人種主義、差別、外国人排斥および不寛容と闘うことによって、多文化社会の多様性を体現すべきであることを認めています。質の高い教育、非識字の解消、およびすべての人の無償の初等教育に対するアクセスが、より基盤の広い社会、公平、国家や民族、集団および個人間の安定した調和的な関係と友好、ならびに平和の文化に貢献し、相互の理解、連帯、社会的正義およびすべての人のあらゆる人権の尊重を育むことを認めています。

宣言は、難民と国内避難民に対する資金援助を含む国際的な対応と政策が、関係する難民および避難民の人種、皮膚の色、世系、国民的あるいは民族的出自に基づくものであってはならないことを改めて強調しています。

会議の要点

すべての参加者は、アパルトヘイト後の南アフリカで反人種主義世界会議を開くことの象徴的な重要性を認めました。国連のコフィー・アナン事務総長は開会の辞の中で、次のように問いかけました。「国際社会に対し、人種主義、差別および不寛容の克服を説くことができる者は、南アフリカの人々をおいて他にいるでしょうか。」世界会議は、人々の生活の中で中心的な重要性を有する問題に一致団結して対処する国際社会の意志を問うものでした。

参加者を歓迎し、南アフリカのターボ・ムベキ大統領は、白人でないというだけで侮辱と屈辱との苦闘を強いられている世界中の多くの人々が、この会議の成果によって、彼らからこの苦痛を取り除く助けとなる持続的でグローバルな努力が生まれることを期待している、と述べました。

世界会議議長を務める南アフリカのンコサザナ・ドゥラミニ・ズマ外務大臣は、人種主義と不寛容という害悪を終わらせるという世界の人々に対する高らかな宣言だけでなく、それぞれの国があらゆるレベルで実施できる持続的な行動計画も必要だと付け加えました。

国連総会のハリ・ホルケリ議長は、3次にわたる「人種主義および人種差別と闘う国際の10年」、これまでの2度にわたる「人種主義と人種差別に反対する世界会議」、ならびに2001

年の「人種主義と人種差別に反対する動員の国際年」は、すべて人種主義と闘う道具となってきたことを想起しました。

国連人権高等弁務官で世界会議の事務局長を務めるメアリー・ロビンソン氏は、ダーバンまでの道のりが、人種主義と差別の犠牲者の判別、可能な救済措置および最善の予防措置に関する考え方を明確化することに役立ったと述べました。

開会後の本会議での審議および世界会議の作業を導く舞台裏での交渉のたたき台となった相互対話では、15 か国の首脳が、過去の人種主義の明示によって生じた損害を認める宣言を作成すること、現代的な形態の人種主義および外国人排斥に対する新しいグローバルな認識を反映させること、および、強力で実際的な行動計画に合意することという会議の主要目標を含め、人種主義および関連問題と闘うための幅広い課題を話し合いました。

コンゴ共和国のドニ・サスヌゲソ大統領は、歴史上で起こったことを是正し、世界全体のために真の正義、真のグローバル化および真の発展を可能にする重大な決定を下すべき時が来たと述べました。

キューバのフィデル・カストロ大統領は全代表団に対し、世界会議の目標を達成するために、できる限り率直、真摯かつ真正な態度で臨むよう促しました。同氏は、「私達が成功を収めなければ、将来は過去よりも悪くなる一方であることに気付かなければならない」と述べました。

その他、相互対話には、アルジェリアのアブデルアジズ・ブーテフリカ大統領、ボスニア・ヘルツェゴビナのヨゾ・クリザノヴィチ幹部会議長、カボベルデのペドロ・ベロナ・ロドリゲス・ピレス大統領、ラトビアのワイラ・ビケフレイベルガ大統領、ナイジェリアのオルセグン・オバサンジョ大統領、ルワンダのポール・カガメ大統領、セネガルのアブドゥラエ・ワッド大統領、ウガンダのヨウェリ・カグタ・ムセベニ大統領、モザンビークのパスコアル・マヌエル・モクンビ首相、および、パレスチナ自治政府のヤセル・アラファト議長が参加しました。

一般討論は翌朝、南アフリカのネルソン・マンデラ元大統領による録画のスピーチで開幕しました。同氏は人種主義が心と魂の病気であり、いくつかの病気よりも多くの人々を死に到らしめ、これに触れた者全員の人間性を奪うものだと発言。人種主義との闘いには、全体観的かつ包括的な治療が必要だと述べました。

奴隷制と賠償

1 週間にわたって行われる本会議での討議を通じて最重要テーマとなったのは、奴隷貿易と他国の植民地化に加担し、そこから利益を得た国々は、過去の過ちを認め、その賠償を

行うべきだとする大半のアフリカ諸国による主張でした。多くのアフリカ首脳は、人種主義と差別継続という問題を論ずる際、奴隷制と植民地主義の遺産を認識する必要を取り上げ、今日の世界に存在する貧困と経済格差との関連を指摘しました。

多くの発言者は、奴隷制、奴隷貿易および植民地主義がアフリカその他における現在の低開発の原因であるとしました。その他、第一次世界大戦後のドイツによるもの、第二次世界大戦中に強制収容された日系米国人に対するもの、ナチスによるユダヤ人大虐殺の犠牲者に対するものなど、補償の前例は数多く存在することを指摘する向きもありました。発言者の多くは、補償が必ずしも、個人に対する支払いという形態を取る必要はないのではないかと述べました。多くのアフリカ代表は新アフリカ・イニシアチブに言及しました。これは、対象を絞った外国援助により、アフリカの統合を目指すものです。加えて、奴隷制という社会悪の犠牲となったアフリカ系人民に対する補償について発言する向きもありました。先進国に対するアフリカや開発途上地域の過重な債務の帳消し、および教育資金の支援など、その他の措置も提案されました。

問題は単に金銭では片付かないとする発言もありました。ある発言者は、根本的な真実を語り尽くすのに、大西洋横断奴隷貿易は恐るべき堕落した行為であり、それが人道に対する罪に値することは明らかだという簡単な文言で足りるとしました。発言者の多くは、過去の清算なくして平和な未来へ進むことは不可能だと主張し、植民地支配国が及ぼした苦痛に対する謝罪を執拗に求めました。英国とオランダをはじめとするヨーロッパ数カ国は、奴隷貿易を憎むべき悪として認め、遺憾の意を表明しました。

現代の不寛容の諸形態

人種主義と人種差別の根絶に進歩が見られることを指摘する向きはありましたが、これらの発言者も、現代の人種主義、人種差別、外国人排斥および不寛容の諸形態が、時にはより目立たないながらも、世界のあらゆる国々に広がっていると警告しました。

多くの発言者は、グローバル化の時代における貧富の格差拡大が奴隷制、奴隷貿易および植民地主義の時代からの遺産であると強調。これら慣行の犠牲となった国々は、天然資源を奪われ、その社会にも甚大な影響を受けたとしました。貧困は不寛容の温床であり、貧富の格差を縮小すれば、こうした現象との闘いに貢献できるだろうと発言する向きもありました。

グローバル化と技術革新の副産物として、インターネット上での憎悪の扇動と人種主義的思想の流布も現代的な不寛容の形態となっています。このような扇動を禁止すべきだと強調する発言もありました。

多くの発言者にとってもう一つの懸念すべき問題は、移住者、亡命者、難民および国内

避難民をはじめ、弱者集団と困窮した人々に特有の苦境でした。こうした集団の権利を擁護するためには特別な公約を行う必要性があることについては、大勢の賛同が得られました。グローバル化が事実上すべての国境と境界線を取り払う中で、国際移住は実行可能となったばかりでなく、回避できないものともなっています。民族紛争の原因として、貧困はまた、大量の難民と避難民を生み出しているのです。

その他、女性をはじめ、複数の形態の不寛容を被っている弱者集団もあります。これらの人々は、その性別、出自、経済的・社会的・文化的状況および皮膚の色を理由として差別を受けています。エイズ犠牲者が直面する多種多様の差別を強調する発言もありました。

人権教育

討議の中で、多くの発言者は、学校での人権教育をはじめ、偏見および不寛容との闘いをねらいとした教育プログラムやイニシアチブを拡充する必要を強調しました。ある代表は、青少年の心に多様性の尊重と思いやりを育むため、できる限り早期に教育の力を活用すべきだと発言。教育は依然として、社会の人種的、民族的、文化的および言語的多様性の尊重推進にとって重要であるだけでなく、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の広がりを防ぐために不可欠な価値観を促進し保護することにも役立つとしました。初等教育から尊重の文化を育むことが必要と論じられたのです。

先住民

これまでの一週間でもう一つ共通のテーマとなったのが、先住民の問題でした。国連の活動予算のうち、世界の先住民に対する投資はわずか0.1%、すなわち、先住民1世帯あたりおよそ1セントに過ぎないことが指摘されました。同時に、世界の一部地域では、外国からの直接投資が増大した結果、開発が加速し、先住民がこれまでにない速さで土地を失いつつあることも報告されました。先住民は大半の場合、居住する国からほとんど、あるいは、全く援助を受けられないため、これを差別的だと見なしていたのです。

ノーベル平和賞を受賞したグアテマラのリゴベルタ・メンチュ氏は、本会議で個人として発言し、これまで数世紀にわたって否定されてきたその権利が認められるよう、世界会議が重要な役割を果たすことを、先住民は期待していると述べました。その他、一部の発言者は、先住民に自決権を認めようとする世界会議での提案が無視されたことを指摘。これに代わり、先住民に対し、その領土の保全について居住国政府と交渉するよう指示する文言が加えられているとしました。ある発言者はこれを踏まえ、このような制限の対象となっているのは先住民の人権だけだと述べました。

中東情勢

アラブ諸国を大半とする多くの発言者は、パレスチナ人民が独立国家を樹立する権利を含め、その人権と基本的自由を否定されていることからして、中東問題は人種主義と植民

地主義の問題ではないかと論じました。パレスチナ自治政府のヤセル・アラファト議長は、イスラエルがその土地と聖なる地を占領している結果、パレスチナ人が最も深刻な抑圧と人種差別政策に苦しんでいると述べました。イスラム諸国会議機構（OIC）事務局長は、イスラエルが、皮肉な考え方、いわゆる人種的優越性、選民思想、および、国際的正当性を省みない横柄な態度により、非武装の市民に暴力を振るい、パレスチナの政治家を暗殺し、その聖域を閉鎖あるいは封鎖し、その都市をユダヤ化してもかまわないと考えているのだと述べました。

イスラエルの代表は、「シオニズムという人種主義の慣行」を非難するのは、ホロコースト（ユダヤ人大虐殺）」という言葉をどうしても口にできない人間だろうと発言。反シオニズムは反ユダヤ人主義と「同義語」だとしました。欧州連合と協力諸国を代表し、ベルギーの副首相兼外相は、この長期にわたる悲劇が主として領土紛争にあたり、この会議では議題とすべきではないと述べました。

非政府組織

世界各地の非政府組織（NGO）と人権擁護者は、世界会議の開催中も、その開会以前も、ダーバンに多数集っていました。これら組織はNGO宣言および行動計画を採択しましたが、これは世界会議議長に提出されました。加えて、国際青少年フォーラムも開催され、これも独自の宣言を採択しました。

世界会議最後の3日間の午前と午後の本会議で演説したNGOは計106団体に及びましたが、その代表の多くは、日常的に様々な差別的慣行に苦しむ世界中の数百万人の人々を代表して、実効的な行動を求めました。その他、女性団体および障害者などを代表する市民社会の主体も異口同音に、性別、性的志向、健康状態、宗教的信条あるいは経済的地位に基づく差別あるいは偏見の経験を語りました。

アフリカ系移住者団体、米州の先住民と原住民およびロマなど少数民族の代表は、過去と現在におけるそれぞれ独自の不寛容の経験を語りました。また、ダリット・グループの代表は、カーストに基づく差別の問題を提起しました。

多くの国際人権機関や国内の人権擁護団体は、政府が市民社会にこれほどの怒りとフラストレーションをもたらしている人権危機に対応する責任を果たしていないと主張しました。ヒューマン・ライツ・ウォッチの代表は各国政府に対し、否認やごまかしを止め、人種主義とあらゆる形態の不寛容の是正に真剣に取り組むよう要求しました。行動に代わるものはなく、期待、美辞麗句および謝意では不十分だとした上で、世界会議が犠牲者の経験、正義、政府の責任およびフォローアップを検討しなければならないと述べました。

書記局役員

世界会議の副議長国は以下のとおり：アルメニア、アゼルバイジャン、バルバドス、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、クロアチア、キューバ、インド、イラク、ケニア、メキシコ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、セネガル、スロバキア、スウェーデンおよびチュニジア。

エドナ・マリア・サントス・ロランド氏（ブラジル）は、会議の主任報告官を務めました。

クラウディオ・モレノ氏（イタリア）は、主要委員会の委員長を務めました。主要委員会の副委員長はアレクサンデル・スラビ氏（チェコ共和国）、エルナン・クーチュリエ氏（ペルー）およびプラサッド・カリヤワサム氏（スリランカ）が務めました。ナジャット・アル=ハッジャジ氏（リビア）は報告官を務めました。

起草委員会の委員長はアリ・ホラム氏（イラン）が、副委員長兼報告官はジョン・ドース氏（オーストラリア）が務めました。

宣言に関する第1作業部会はマルク・ボスイ氏（ベルギー）、行動計画に関する第2作業部会はボナベンチャー・M・ボワ氏（ザンビア）がそれぞれ座長を務めました。

世界会議の委任状委員会はバハマ、中国、エクアドル、ガボン、アイルランド、モーリシャス、ロシア連邦、タイおよび米国から構成されました。

＊　＊＊＊　＊

2002年8月発行

国際連合広報センター
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5丁目53-70
UNハウス（国連大学ビル）8階
Tel.03-5467-4451　Fax.03-5467-4455
http://www.unic.or.jp

㈶人権教育啓発推進センター
〒105-0004
東京都港区新橋2丁目5番5号
新橋2丁目MTビル6階
Tel.03-3503-3150　Fax.03-3503-3161
http://www.jinken.or.jp

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています。
PRINTED WITH SOY INK
環境に配慮した「大豆油インキ」を使用しています。

（3,000　copies）